

はじめに

本市では、男女共同参画社会をめざして平成7(1995)年に「和泉市女性行動計画（オアシスプラン）」を策定し、以後3期にわたる「和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）」を策定し、様々な施策を推進してまいりました。この間、少子高齢化、生産年齢人口の減少やライフスタイルの多様化など、社会経済情勢の変化が進展する中、国では「女性の活躍」を進めるため、平成27(2015)年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立したほか、平成27(2015)年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

また、平成30(2018)年5月に、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を制定しました。

この度、「第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）」及び「和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）」の策定から5年が経過いたしました。本市においても、社会経済情勢の変化に対応し、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会の実現に向け、さらに実効性を高めるため「第3期和泉市男女共同参画行動計画」及び「和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」の中間見直しを行いました。

本計画の推進においては、市民、事業者及び関係機関の皆様との連携・協働が何よりも重要です。今後も更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の見直しにあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、パブリックコメントにおいて貴重なご意見をいただきました市民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和2年3月



和泉市長 辻 宏康

— 目 次 —

■第3期 和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）（改定）

第1章 計画の概要

1. 男女共同参画社会とは	1
2. 「第3期和泉市男女共同参画行動計画」策定後の 世界・国・大阪府の動き	1
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	4
5. 計画の施策体系	4

第2章 和泉市の状況と課題

1. 第3期和泉市男女共同参画行動計画の取組状況と課題	5
2. 和泉市の状況	8
3. 男女共同参画に関する市民意識調査の結果概要	23
4. 和泉市の男女共同参画行動計画のポイント	35

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画のめざす方向と基本理念	37
2. 計画の体系	38
3. 施策の内容	40
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育む	40
基本目標Ⅱ 男女平等の参加・参画で社会を活性化する	49
基本目標Ⅲ 自立を支えあうまちをつくる	58
基本目標Ⅳ 人権が尊重される環境をつくる	64
4. 計画の推進にあたって	70

■和泉市配偶者等からの暴力の防止及び

被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）（改定）

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目的	71
2. 和泉市の取組と現状	71
3. 本計画でのドメスティック・バイオレンス（DV）の定義	72
4. 計画の位置づけ	76
5. 計画の期間	76
6. 計画の進行	76

第2章 計画の内容

1. 計画の体系	77
2. 施策の内容	78
和泉市DV被害者支援フローチャート	86

資料

●用語解説（五十音順）	87
●男女共同参画社会基本法	90
●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	93
●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	99
●和泉市男女共同参画推進条例	105
●和泉市男女共同参画審議会規則	107
●和泉市男女共同参画施策推進本部設置要綱	108
●和泉市男女共同参画審議会委員名簿	109
●第3期和泉市男女共同参画行動計画改定版策定経過	110
●男女共同参画関係年表	112

第3期和泉市男女共同参画行動計画 (オアシスプラン)(改定)

第 1 章 計画の概要

1. 男女共同参画社会とは

平成11（1999）年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義しています。

また、国の「第4次男女共同参画基本計画」においては、「男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、社会全体で取り組むべき最重要課題である。そのめざすべきは、①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男性中心型労働慣行*等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会、④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会」と明記しています。

2. 「第3期和泉市男女共同参画行動計画」策定後の

世界・国・大阪府の動き

（1）第3期和泉市男女共同参画行動計画策定（平成27（2015）年）後の動き

	世界	国	大阪府
平成27 (2015) 年	◆国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会）（ニューヨーク） ◆第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 ◆国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」採択	◆「女性活躍加速のための重点方針2015」策定（以降、毎年策定） ◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、一部施行 ◆「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ◆第2回国際女性会議 WAW！（東京）	◆OSAKA女性活躍推進会議設置 ◆「女性が輝くOSAKA行動宣言」発表
平成28 (2016) 年	◆G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意	◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行 ◆第3回国際女性会議 WAW！（東京）	「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」策定
平成29 (2017) 年		◆「改正ストーカー規制法」施行 ◆「改正男女雇用機会均等法」施行 ◆「改正育児・介護休業法」施行 ◆「改正刑法」施行 ◆第4回国際女性会議 WAW！（東京）	「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2017-2021）」策定
平成30 (2018) 年		◆政治分野における男女共同参画の推進に関する法律公布・施行 ◆「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について」策定	
令和元 (2019) 年		◆第5回国際女性会議WAW！（東京） ◆「改正女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行	

* 男性中心型労働慣行：勤務年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行。

(2) 第4次男女共同参画基本計画とおおさか男女共同参画プラン(2016-2020)

第4次男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として、平成27(2015)年12月25日に第4次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

第4次基本計画では、政策分野ごとに大きく3つに分け12の重点分野を掲げ、それぞれについて、令和2(2020)年までを見通した施策の基本的方向と具体的な取組を示しています。

政策領域Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

- ① 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
- ② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ③ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- ④ 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
- ⑤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進

政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

- ⑥ 生涯を通じた女性の健康支援
- ⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑧ 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

政策領域Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- ⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- ⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- ⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- ⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

Ⅳ 推進体制の整備・強化

<第4次男女共同参画基本計画で改めて強調している視点>

- ①女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実
- ②あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクション*の実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進
- ③困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備
- ④東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用
- ⑤女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化
- ⑥国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上
- ⑦地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化

*** ポジティブ・アクション(Positive Action)(積極的改善措置)** : 様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していく。例えば、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）

平成28（2016）年3月、人口減少社会の到来やライフスタイルの多様化など、社会が大きな変革期を迎える中、国は女性の力は我が国最大の潜在力として、成長戦略の中核に位置付けるなど、国を挙げて「女性の活躍」を進めようとしています。しかし、いわゆる「M字カーブ*」や「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識、政策・方針決定の場への女性の参画など、依然として解決すべき課題や社会経済情勢の変化を踏まえ、様々な人々が個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成に向けて、基本方針を定めた「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」が策定されました。

<計画の概要>

- 「あらゆる分野における女性の活躍」を、計画全体にわたる視点として冒頭に位置づけ
- O S A K A女性活躍推進会議等と連携し、男性中心型の働き方の見直しやワーク・ライフ・バランス*の推進などに取り組むことを明確化
- 基本方針ごとに具体的な数値目標を設け、府民にわかりやすいプランをめざす

<基本方針>

1. あらゆる分野における女性の活躍
 - (1)男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランス*の推進
 - (2)政策・方針決定過程への女性の参画促進
2. 健やかに安心して暮らせる社会づくり
 - (1)生涯を通じた男女の健康支援
 - (2)女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - (3)様々な困難を抱える人々への支援
3. 全ての世代における男女共同参画意識の醸成
 - (1)子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発
 - (2)男女共同参画意識の醸成
 - (3)地域活動への参画促進
 - (4)多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進

* **M字カーブ(M-shaped Curve)** : 日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるため、国際的に見ると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下は見られない。

* **ワーク・ライフ・バランス(Work-Life Balance)(仕事と生活の調和)** : 老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であること。

3. 計画の位置づけ

- 1 この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項、和泉市男女共同参画推進条例第12条に基づく行動計画です。国の「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたります。
- 2 国では、平成27（2015）年に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、大阪府では同年、「おおさか男女共同参画プラン（2016－2020）」が策定されています。この計画は、その内容を踏まえつつ、和泉市の特性を反映したものです。
- 3 この計画は、本市の総合計画の部門別計画の一つであり、他の関連計画との整合性を図り、市の男女共同参画を推進するために、総合的かつ計画的に施策を実施するための指針となるものです。
- 4 「和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成25年7月改正）第2条の3の第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）にあたります。
- 5 女性活躍推進法、第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を包含しています。

4. 計画の期間

この計画の期間は、平成27（2015）年度から令和8（2026）年度を目標年度とする計画です。本プランは、国内外の動向や社会経済情勢の変化等をふまえ、令和元（2019）年度に見直し改定しました。

5. 計画の施策体系

基本理念のもと、めざす方向に向けて取り組む計画の施策体系を、次のとおり定めます。

《基本目標》（4項目）	めざす方向に向かうための方策
《施策の方向》（14項目）	基本目標を実現するための具体的な方策
《施策》（35項目）	施策を実現するための具体的な方策
《事業》（113項目）	施策を実現するための事業内容

第2章 和泉市の状況と課題

1. 第3期和泉市男女共同参画行動計画の取組状況と課題

第3期和泉市男女共同参画行動計画の基本目標ごとに平成27(2015)年度から平成30(2018)年度までの取組状況及び課題は次のとおりです。

基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育む

本市の学校園においては、「男女平等教育推進計画」及び「保育計画」に基づき、性別役割分担意識に捉われない保育や教育を推進するとともに、教職員等の研修や保護者への働きかけなどにより、男女平等教育を進めてきました。

地域においては、市民一人ひとりの固定的役割分担意識の解消に向け、男女共同参画社会づくり講座を継続的に実施し、冊子等で情報提供や啓発を行うとともに、地域で男女共同参画を進める団体への助成金事業やリーダーの育成に取り組んできました。また、男性が家庭生活や地域活動への参加・参画を推進するため、講座や講演会、啓発冊子等で意識改革の促進に取り組んできました。その結果、平成30年度に実施した「第5次和泉市総合計画の目標管理のための市民アンケート調査」（以下「平成30年度市民アンケート調査」という。）において、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識については、女性では『反対』（「反対」＋「どちらかといえば反対」）67.4%、『賛成』（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）が19.9%で、反対が47.5ポイント上回っています。男性においても『反対』（「反対」＋「どちらかといえば反対」）60.8%、『賛成』（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）が27.6%で、33.2ポイント『反対』が上回っており、5年前と比べ反対する人の割合は男女とも増えています。しかし、「平成28年社会生活基本調査（総務省）」によると、6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連時間は、1日あたりわずか1時間49分で妻の7時間34分に比べ約2割に過ぎない状況です。性別による固定的な役割分担意識を見直し、男性が家事や育児、地域活動に参加するよう、さらなる意識改革の促進を図る必要があります。

基本目標Ⅱ 男女平等の参加・参画で社会を活性化する

本市における審議会への女性の登用率は、平成31(2019)年4月1日現在では29.2%に留まっています。令和8(2026)年度までに40%以上とした目標に向け、「事前協議制」や女性人材リストの活用をしているところですが、女性が登用されていない審議会等は3/47(6.4%)、女性の登用率が40%以下の審議会等は27/47(57.4%)となっています。審議会等への女性の参画が拡大しない要因として、学識経験者や専門職、地域の長などに女性がいないことや女性が参画しにくい審議会等の設置要綱のあり方が女性の参画を遅らせている要因となっています。男女があらゆる分野に参加・参画する新たな仕組みづくりが必要という観点に立って、多様な人材が政策・方針決定過程の場に参画できるよう、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）*を推進していくことが重要です。また、女性の管理職登用率を20%と目標を掲げており、平成31(2019)年4月1日現在では18.8%で5年前に比べると5.5ポイント上昇していますが、引き続き女性の管理職登用率の向上を図る必要があります。

* ポジティブ・アクション(Positive Action)(積極的改善措置) : 再掲 P2参照

「働く女性応援講座」や商工労働室、ハローワークと共催する「再就職支援講座」を実施し、女性の就業継続や再就職に対する支援等に取り組んできました。総務省「労働力調査（詳細集計）」によると、平成29年における女性の非労働力人口2,803万人のうち262万人が就業を希望しているにもかかわらず、現在求職していない理由としては「出産・育児のため」が最も多く、35.6%となっています。男女が共に働きやすい職場づくりのために、改正男女雇用機会均等法や改正育児・介護休業法などの改正内容についても定着が図られるように周知徹底を図る必要があります。

地域活動においても男女共同参画社会づくりへの取組を推進してきました。少子高齢化、都市化の進展により男女が共に地域づくりを担うことが求められており、地域力を高め、持続可能な地域コミュニティを築くためには、地域活動における意思決定過程への女性の参画や固定的な性別役割分担がある分野への男女双方の参画を促進することが重要です。近年の自然災害における経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点が不可欠であることが明らかになっており、この視点から防災体制を整備していくことが重要です。

基本目標Ⅲ 自立を支えあうまちをつくる

平成27年「第15回出生動向基本調査：夫婦調査」（国立社会保障・人口問題研究所）によると、女性の継続就業率は53.1%となっており、未だに半数近くの女性が出産を機に離職しています。また、平成29年就業構造基本調査（大阪府版）によると、有業率について、年齢階級別にみると、男性は25～59歳までの各年齢階級で90%を超える台形型を示しています。女性は「25～29歳」が79.1%と最も高く、次いで「45～49歳」74.2%、「50～54歳」73.4%などとなっています。M字カーブ*の底である「30～34歳」は70.2%となっています。

家事や育児等を理由に第1子出産後、約5割の女性が仕事を辞める状況にあり、また、就業率は30歳代の出産・育児期に低下していることなど、依然として育児と仕事の両立が難しい状況にあることが明らかになっています。

男性も女性も育児や介護をしながら就業を継続できる環境整備の取組の促進とともに、男性を前提とした長時間労働を特徴とする男性中心型労働慣行*等の変革と女性の活躍推進に向けた取組が必要です。

多様化するライフスタイルに対応するため、「和泉市こども・子育て応援プラン」に基づき、一時預かり、障がい児保育、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育など、多様なニーズに応じたサービスを実施しています。また、民間保育所及び認定こども園の建て替え、新設等の整備を進め待機児童の解消や放課後児童健全育成事業の拡充などに取り組んでいるところです。保育所等利用待機児童の解消、さらに効果的な子育て支援や介護支援策に取り組む必要があります。

ひとり親家庭に対して、世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、非正規雇用の多い母子家庭に対し、ハローワーク等と連携し就労支援を行ってきました。しかし、平成29年「和泉市子どもの生活に関する実態調査」では、困窮度の高い群に母子家庭が半数弱を占めるという結果が出ています。また、近年、子どもの貧困も新たな課題となっており、子どもの授業以外の勉強時間は、困窮度が高まるにつれ、「まったくしない」「30分より少ない」と回答した人の割合が高く、学習理解度についても困窮度が高まるにつれ、「よくわかる」「だいたいわかる」の割合が少なくなっています。経済的に困窮している世帯を就労支援や学習支援等の各制度に確実につながる仕組みづくりが求められています。

高齢者や障がいのある人、在住外国人に対し、自立に向けた様々な支援を行ってきました。

その際、女性であることでさらに複合的な問題を抱える場合もあります。社会経済状況の変化等を背景に、貧困、教育・就労等の機会を得られない、地域で孤立するなどの困難を抱える人々が地域で安心した生活を送れるようにするための支援策が必要です。

生涯を通じた男女の健康支援として、保健センター等において健康相談や啓発、自殺予防の対策、がんの予防や早期発見のための対策及び学校教育等における対策などを進めてきました。また、女性の心身の状態は思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期、といった、ライフステージごとに大きく変化するという特性があります。こうしたことを踏まえ、女性が生涯にわたり健康に生活できるよう、必要な情報提供を行い、ライフステージごとの課題に応じて包括的に支援していく必要があります。特に、子宮頸がん・乳がんといった女性特有のがんについての働く世代の罹患率は高く、これらのがんの検診受診率を向上させることが重要です。

基本目標Ⅳ 人権が尊重される環境をつくる

DVについては、相談件数の増加が続いており、関係課、関係機関と連携しながら女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動や相談窓口の充実を図ってきました。DVには様々な要因が複雑に関係することが多いこと、子どもへの虐待とDVは、子どもへの虐待からDVが明らかになることや、その逆のケースも多く見られることから医療機関や福祉機関、教育機関等とも連携した取組が必要です。また、女性に対する暴力を根絶するには子どもの頃から男女共同参画への理解を深める教育が重要です。将来の被害者、加害者をつくらないためにDV予防に関する啓発や教育を推進していく必要があります。

セクシュアル・ハラスメント*の被害も職場、学校、地域などさまざまな場で起こっています。引き続き防止のための取組を進めていく必要があります。

人権相談をはじめ、女性相談、外国人相談など地域の実情に応じてさまざまな相談事業を行ってきました。引き続き、庁内関係各課及び関係機関が連携して相談体制の充実を図ります。

計画の推進

男女共同参画センター（モアいずみ）は、「社会のあらゆる分野への男女の均等な参画及び男女の人権の確立を促進し、男女共同参画社会の形成を推進する」ための拠点施設です。ここでは、「モアいずみ通信」の発行や「男女共同参画社会づくり講座」の開催、女性問題総合相談事業、ネットワーク会議の運営等幅広い活動を進めており、男女共同参画センター登録団体とも協働で運営を推進しています。しかしながら平成25年度市民意識調査の結果では、男女共同参画センターの認知度は「知っている」割合は約15%、その中で利用したことのある人の割合は約20%にとどまっています。地域や男性、子どものための男女共同参画施策、あるいは、男女間の暴力の防止支援、男女平等に関する学習の拠点として、今後ますます充実していく必要があります。また、進行管理は計画を実効性のあるものにしていくために重要なポイントです。計画の着実な遂行を図るため、施策や事業の成否が捉えやすい評価シートを用いて進捗管理を行っています。

*** M字カーブ(M-shaped Curve)** : 再掲 P 3 参照

*** 男性中心型労働慣行** : 再掲 P 1 参照

*** セクシュアル・ハラスメント(Sexual Harassment)** : 相手の意に反した性的な性質の言動を行い、その対応によって仕事をする上で不利益を与えたり、またそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。被害は男女どちらにも起こりえるが、女性が被害を受けることの方が多い。2014年の男女雇用機会均等法の改正指針では同性間の言動もセクシュアル・ハラスメントに該当することを明示した。男女雇用機会均等法では、事業主がセクシュアル・ハラスメントに必要な措置を講ずることを義務づけている。また、学校内での主に教師から児童・生徒・学生に対するセクシュアル・ハラスメントをスクール・セクシュアル・ハラスメントという。

2. 和泉市の状況

(1) 人口の変化

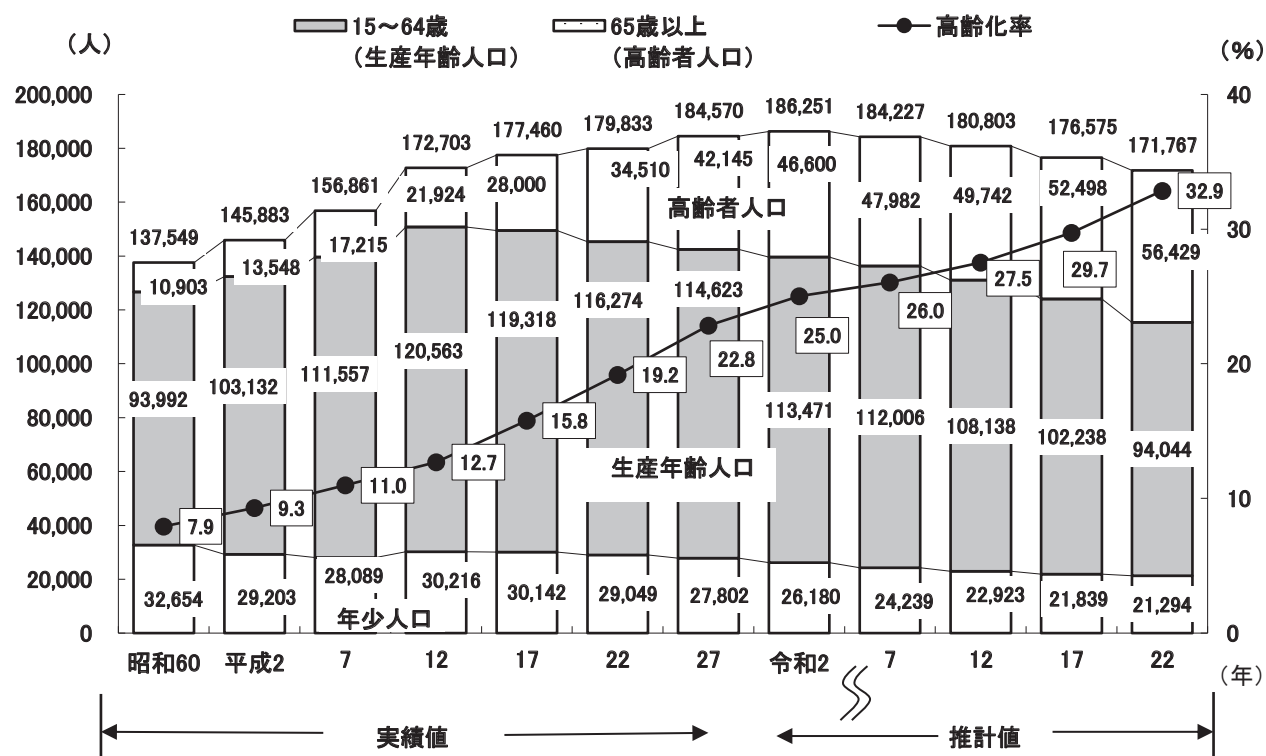
本市の人口は18万人台で推移するものの、平成27（2015）年で高齢化率が22.8%であったものが、令和2（2020）年には25.0%と予想され、超高齢社会を迎えます。

また、生産年齢人口、年少人口共に、平成12（2000）年にピークを迎え、その後減少に転じています。（図1）

そこで、政府が策定した「人づくり革命基本構想（平成30（2018）年6月）」では、「我が国は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、今後の更なる健康寿命の延伸も期待される。こうした人生100年時代には、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要があり、その重要な鍵を握るのが『人づくり革命』、人材への投資である」との認識が示されています。

また、女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高いため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受けることを考慮することが求められています。

図1 年齢3区分別人口と高齢化率の推移(推計を含む)(和泉市)



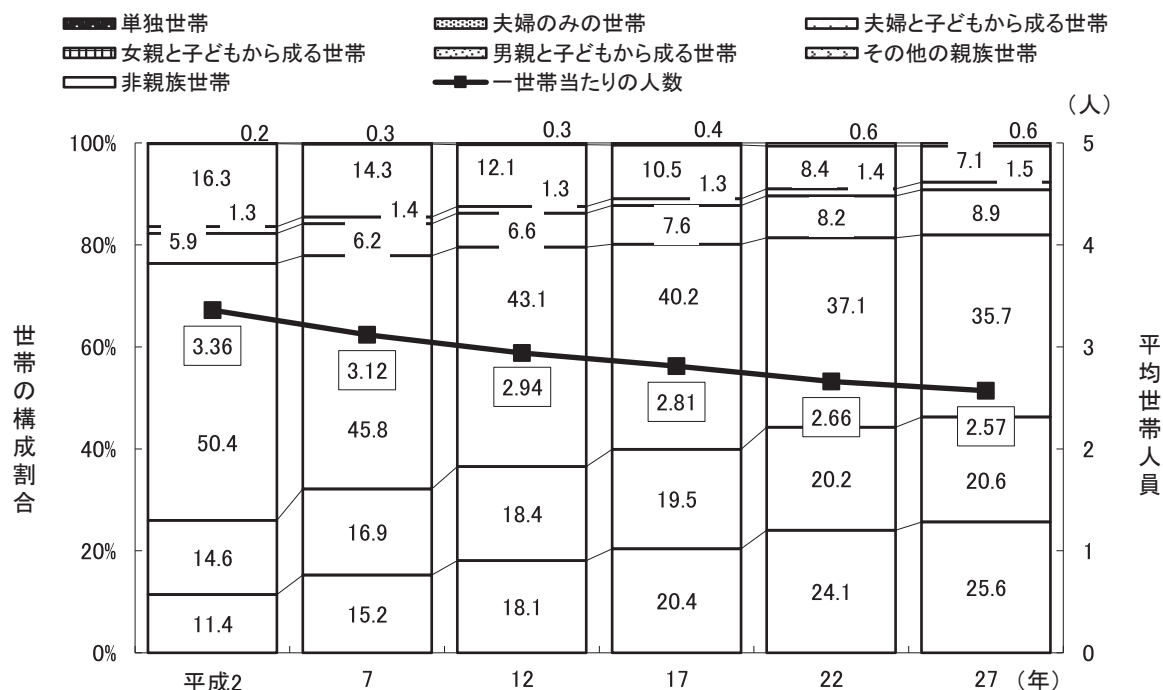
※高齢化率は、65歳以上人口/総数×100

資料出所：総務省「国勢調査」(昭和60年～平成27年)(総数には年齢不詳を含まない)
国立社会保障・人口問題研究所(令和2年～令和22年は平成27年3月推計)

(2) 世帯数

「夫婦と子どもから成る世帯」は減少し、「単独世帯」「夫婦のみの世帯」が増加しています。「女親と子どもから成る世帯」も増加傾向です。一世帯あたりの人数の減少と家族の形が多様化しています。(図2)

図2 世帯類型別割合と一世帯あたりの人数の推移(和泉市)

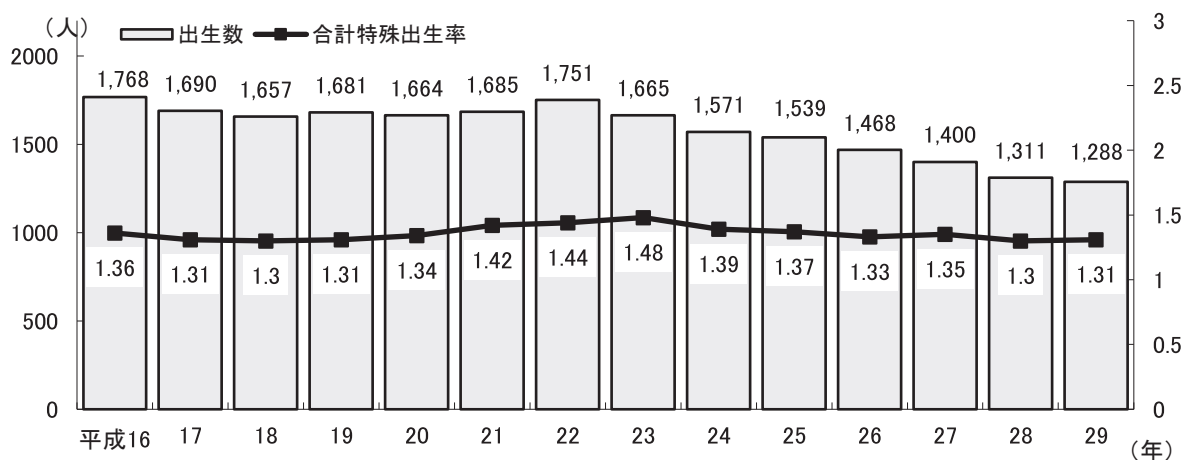


資料出所：総務省「国勢調査」(総数には不詳を含まない)

(3) 出生数と合計特殊出生率

平成18年から微増を続けていた合計特殊出生率*は平成24年以降再び低下し、平成29年には1.31となっています。(図3)

図3 出生数と合計特殊出生率の推移(和泉市)



資料出所：出生数は、「和泉市統計書」(各年4月1日現在)
合計特殊出生率は、厚生労働省「人口動態統計」に基づき、
和泉市人権・男女参画室調べ

* 合計特殊出生率(Total Fertility Rate)：人口の統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示す。

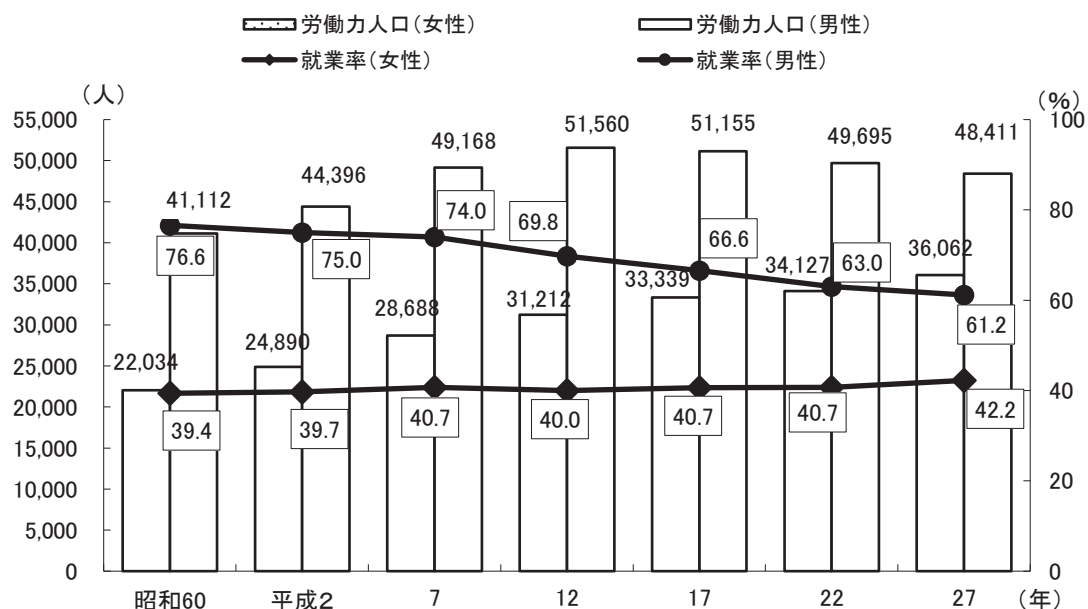
(4) 就労の状況

和泉市では、女性の42.2%が働いています。しかし、年齢別に見ると、結婚・出産・子育て期にあたる30歳代で労働力率が下がるM字カーブを描き、全国に比べて特に低くなっています。（図4、図5-1）子育て世代の労働力の低下を示すいわゆるM字カーブの谷は、平成12年、17年では30～34歳であったのが、平成22年からは35～39歳が谷になっています。

M字カーブの谷の30～34歳は、平成12年から比べると22.9ポイント上昇し、35～39歳では、16.9ポイント上昇しています。（図5-2）また、平成22年には就業者の共働き世帯が男性就業者と非就業者の妻からなる世帯を上回っています。（図6）

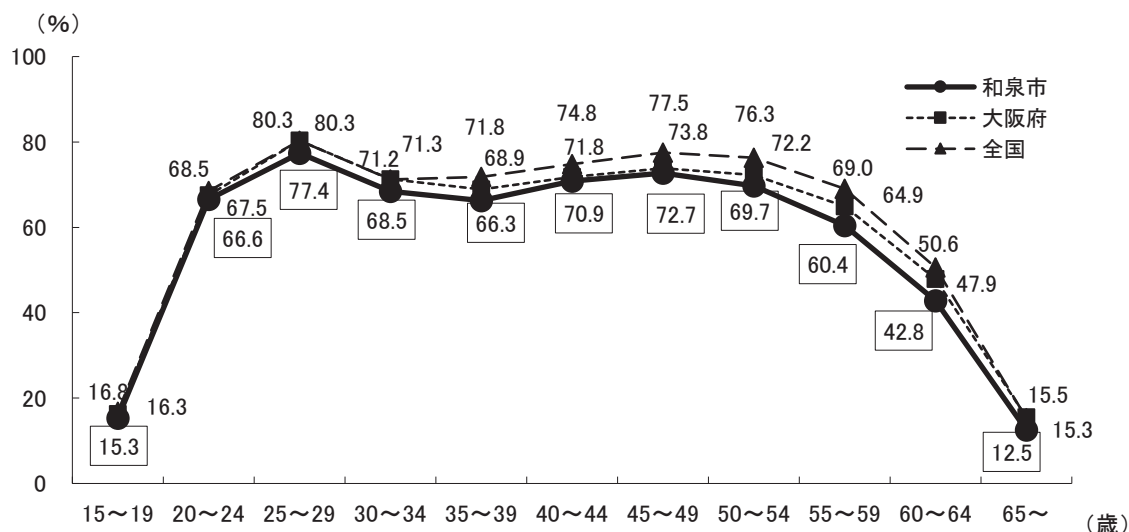
全国の雇用形態の状況を見ると、女性の約2人に1人、男性の約5人に1人が非正規雇用者（平成30年）で、非正規雇用者の給与には正規雇用者との格差、そして非正規雇用の中でも男女の格差があることがわかります。（図7、図8）

図4 男女別労働力人口と就業率の推移(和泉市)



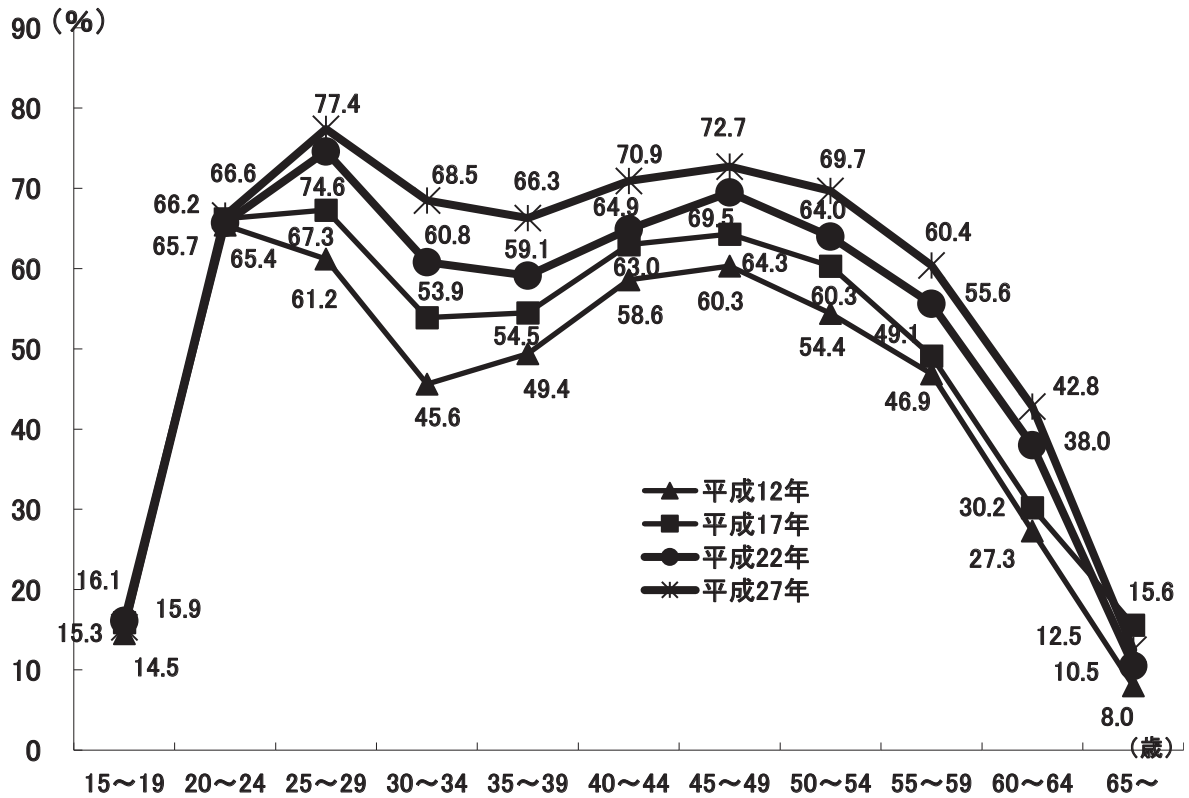
資料出所：総務省「国勢調査」（平成27年）

図5-1 女性の年齢階級別労働力率(全国・大阪府・和泉市)



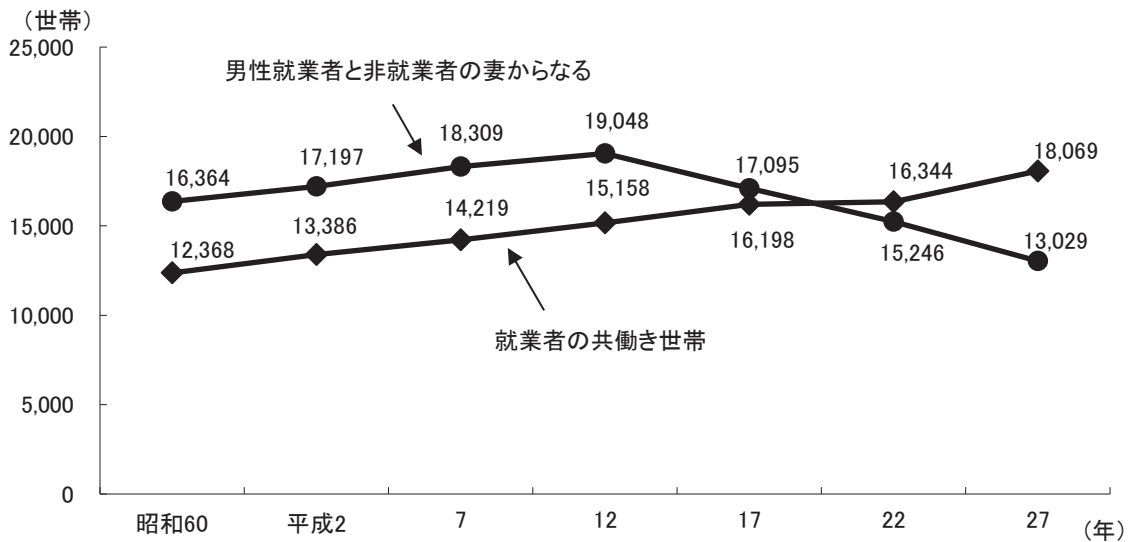
資料出所：総務省「国勢調査」（平成27年）

図 5-2 女性の年齢階級別労働力率の推移:和泉市(平成 12 年～平成 27 年)



資料出所：総務省「国勢調査」

図 6 共働き世帯の推移(和泉市)



※共働き世帯は、「夫、妻共に就業者である世帯」

資料出所：総務省「国勢調査」(平成 27 年)

図 7 雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移(全国)

(%)

		正規の職員 従業員	パート アルバイト	その他
女	平成 7 年	60.9	35.5	3.7
	平成17年	47.5	40.7	11.8
	平成24年	45.5	42.4	12.2
	平成25年	44.2	43.9	11.9
	平成30年	43.9	44.2	11.9
男	平成 7 年	91.1	5.2	3.7
	平成17年	82.3	8.6	9.1
	平成24年	80.3	9.5	10.3
	平成25年	78.8	10.5	10.7
	平成30年	77.8	11.5	10.7

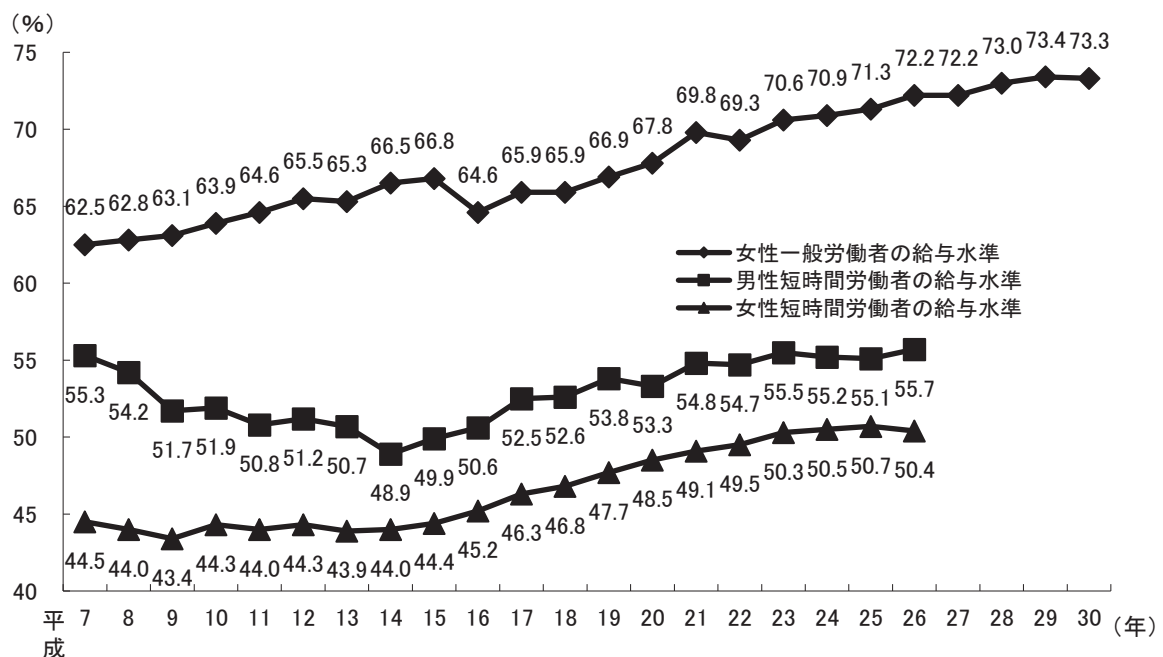
※その他（労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託、その他）

資料出所：※ 1. 平成 7 年は、総務庁「労働力調査特別調査」（各年 2 月）より、17 年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。

※ 2. 「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」の合計値に対する割合。

図 8 労働者の 1 時間あたり平均所定内給与格差の推移

（男性一般労働者の給与水準を 100 とした場合）(全国)



※ 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

※ 2. 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1 日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも 1 週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

※ 3. 男性及び女性短時間労働者は、男性一般労働者の 1 時間あたり平均所定内給与額を 100 とし、各区分の 1 時間あたり平均所定内給与額の水準を算出したものである。

資料出所：和泉市人権・男女参画室調べ

(5) 在住外国人

和泉市に暮らす在住外国人の数は平成22年には減少しましたが、平成27年にはまた増加しています。男女で見ると、女性の方が多くなっています。（図9）

図9 性別・在住外国人人口の推移(和泉市)

(人)

	平成12年			平成17年			平成22年			平成27年		
	女性	男性	計	女性	男性	計	女性	男性	計	女性	男性	計
韓国・朝鮮	747	686	1,433	611	524	1,135	481	389	870	446	384	830
中国	53	29	82	80	52	132	124	70	194	223	129	352
フィリピン	28	10	38	44	2	46	44	4	48	74	14	88
ベトナム				0	2	2	4	7	11	16	78	94
タイ	1	6	7	6	1	7	8	6	14	10	3	13
インド										2	4	6
インドネシア				1	10	11	4	2	6	5	10	15
ブラジル	9	8	17	9	9	18	13	10	23	10	8	18
ペルー	4	4	8	3	3	6	6	9	15	9	16	25
アメリカ	4	11	15	5	12	17	6	14	20	6	12	18
イギリス	2	1	3	0	7	7	1	13	14	1	11	12
東南アジア(その他)	7	3	10									
その他	16	18	34	132	145	277	68	94	162	142	192	334
計	871	776	1,647	891	767	1,658	759	618	1,377	944	861	1,805

※東南アジア（その他）は、インドネシア、ベトナムの計
 その他は、無国籍及び国名「不詳」を含む

資料出所：総務省 「国勢調査」

（６）女性の参画の状況

和泉市議会議員に占める女性の割合は20.8%（平成30年）で、国や府よりも高いものの、約20%にとどまっています。（図10）審議会等に占める女性の割合は29.8%（平成30年4月1日現在（図11））で、女性委員のいない審議会等もあります。

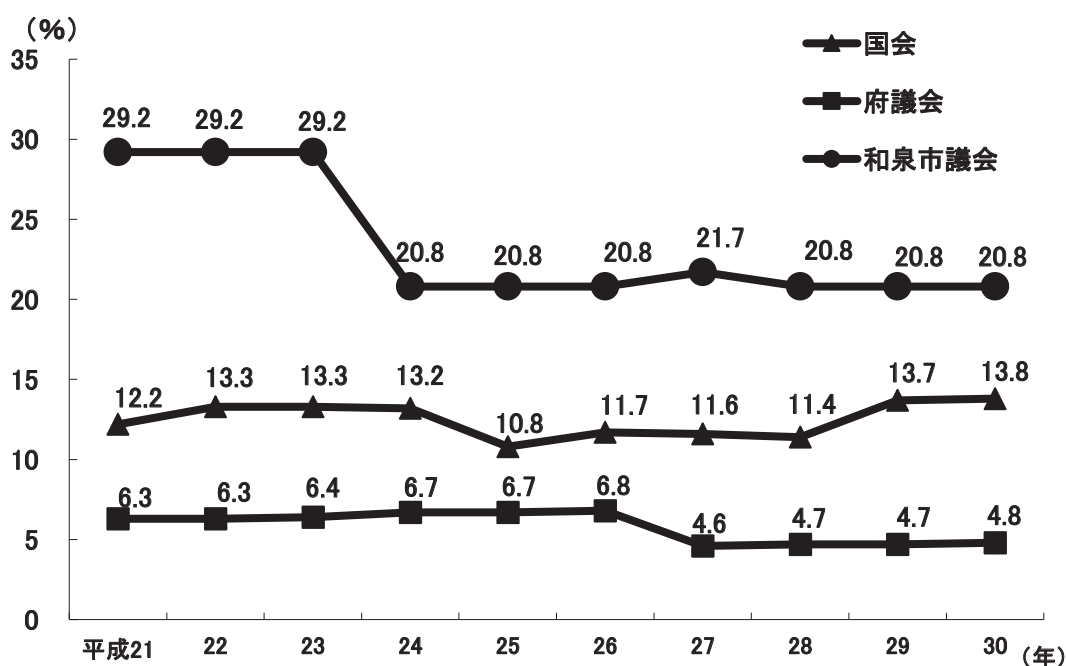
市役所の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、国や大阪府よりは高くなっていますが、平成30年度で13.1%と低い割合にとどまっています。（図12）

また、保育所・幼稚園・小中学校の校長・教頭における女性の割合は、保育所・幼稚園では女性が100%を占め、小中学校の校長・教頭については平成30年度に小学校の教頭が20%を上回ったものの、小学校校長が14.3%、中学校校長及び教頭は10%となっています。

（図13）

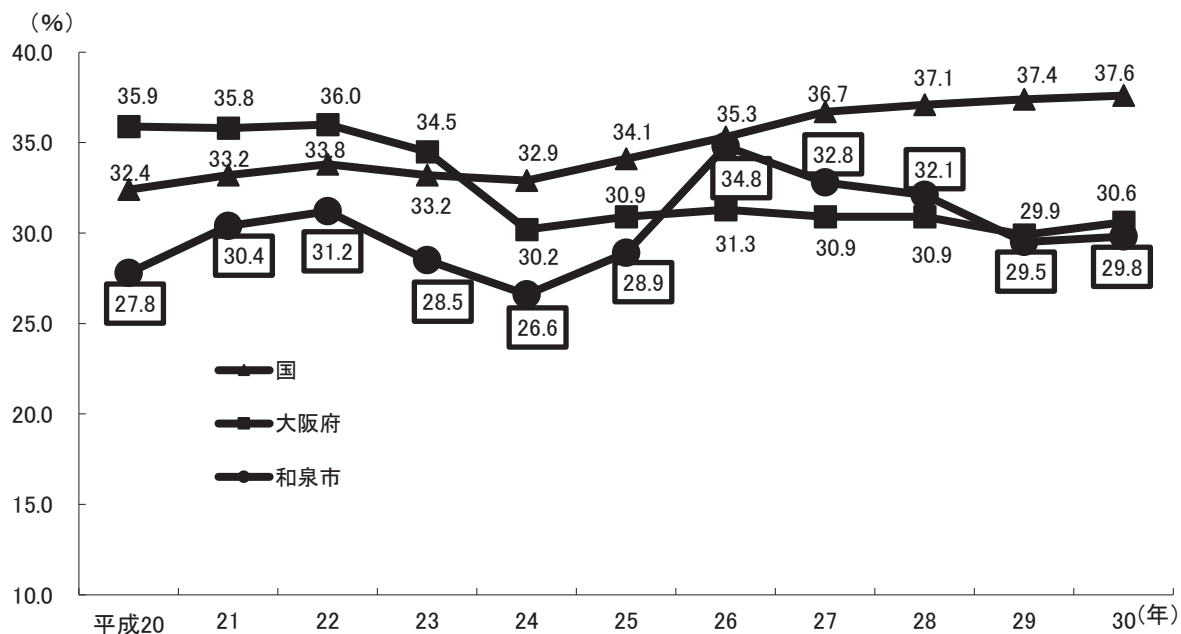
農業委員会では女性の割合は4年連続0%の状況で、地域の活動での意思決定の場への女性の参画率を見ると、町会長、老人クラブ連合会の役員での割合が低くなっています。（表1）

図10 議員の女性割合の推移(国・大阪府・和泉市)



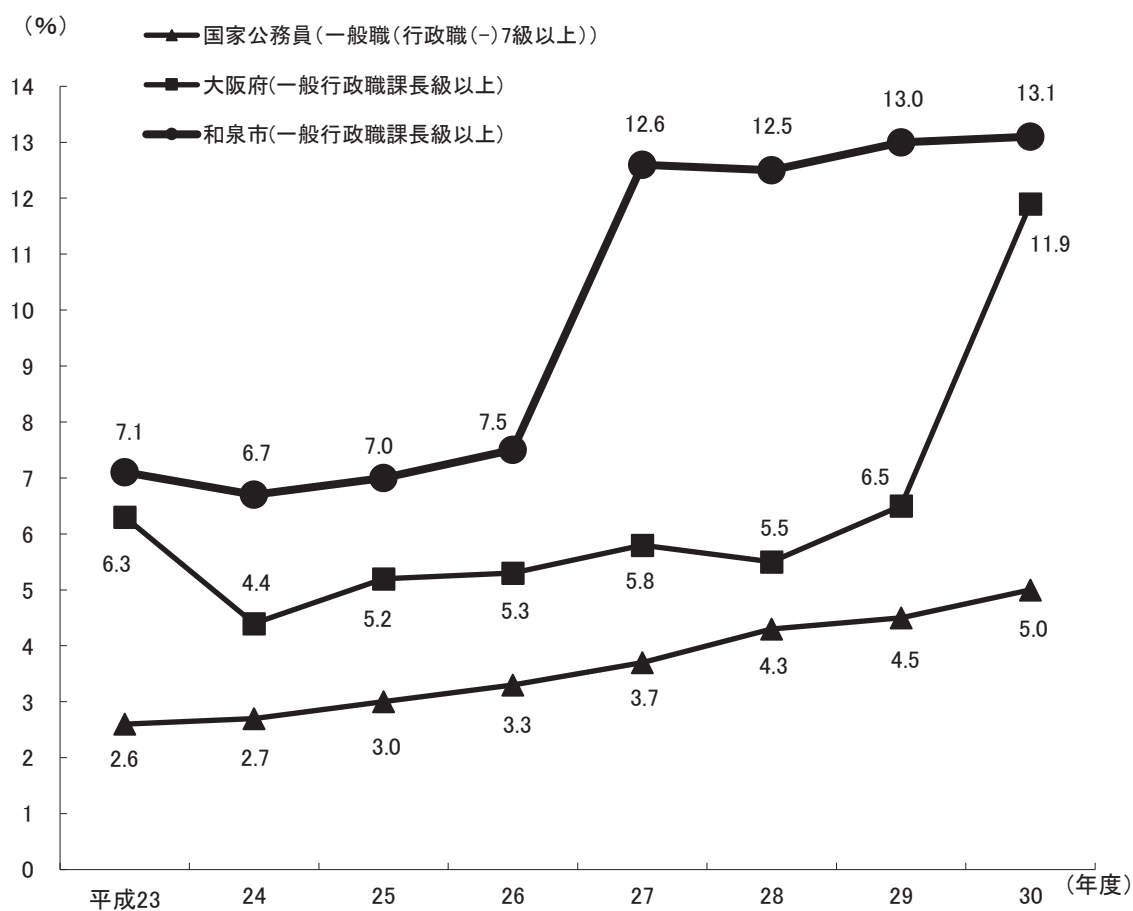
資料出所：内閣府男女共同参画局、大阪府男女共同参画課、和泉市人権・男女参画室調べ

図 11 審議会等委員の女性委員割合の推移(国・大阪府・和泉市)



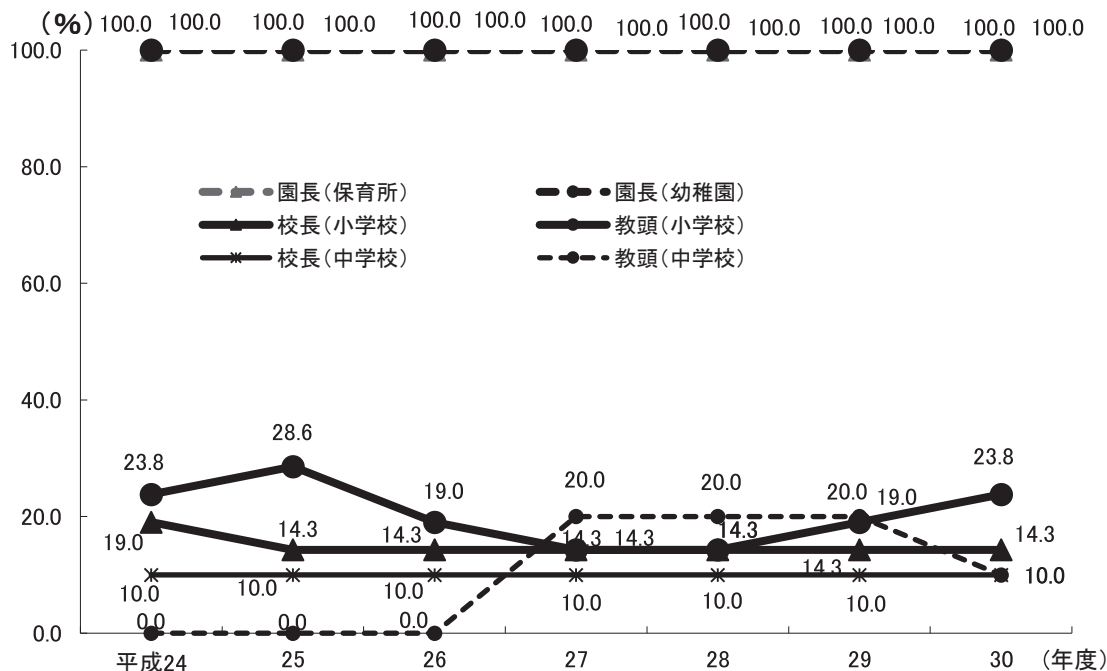
資料出所：内閣府男女共同参画局、大阪府男女共同参画課、和泉市人権・男女参画室調べ

図 12 公務員管理職の女性割合の推移(国・大阪府・和泉市)



資料出所：内閣府男女共同参画局、大阪府男女共同参画課、和泉市人権・男女参画室調べ

図 13 保育所・幼稚園・小中学校の校長・教頭の女性割合(和泉市)



資料出所：和泉市人権・男女参画室調べ

表 1 農業委員と地域での意思決定過程への女性の参画率の推移(和泉市)

単位：人

団体名	平成 26 年	27 年	28 年	29 年	30 年
女性の委員数／農業委員会の委員総数	1／25	0／26	0／26	0／26	0／26
参画率	4.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
女性の町会長数／町会連合会に属する町会長数	19／203	13／203	14／203	16／202	20／200
参画率	9.36%	6.40%	6.90%	7.92%	10.00%
女性の代表者数／こども会の代表者数	3／9	4／8	4／8	4／8	3／7
参画率	33.33%	50.00%	50.00%	50.00%	42.86%
女性役員数／PTAの本部役員数	7／25	7／22	7／25	8／28	11／30
参画率	28.00%	31.82%	28.00%	28.57%	36.67%
女性会員数／老人クラブ連合会の会員数	8,186／13,966	8,522／14,536	8,463／14,283	7,890／13,901	7,700／13,097
参画率	59.36%	59.15%	59.04%	58.96%	58.99%
女性役員数／老人クラブ連合会の役員数	4／33	4／34	4／32	4／33	4／33
参画率	12.12%	11.76%	12.50%	12.12%	12.12%

資料出所：和泉市人権・男女参画室調べ

(7) 生涯を通じた健康や貧困等生活上の困難について

和泉市が実施しているがん検診の受診率を見ると、子宮がん、乳がん共に20%台となっています。(表2)

また、和泉市の平成30年度の自殺に関する状況を見ると、性別では男性9人、女性9人、年齢別では、男性は30、40、80歳代が多く、女性は40歳代、70歳代が多くなっています。(表3) 生活保護の受給の推移を見ると、保護世帯数は平成26年度までは微増していましたが、それ以降はほぼ横ばいで推移しています。保護人数は平成27年度以降減少傾向です。これは、高齢者の単身世帯の増加によるものです。(図14)

日本の相対的貧困率*の動態によると、高齢の単身女性、母子世帯の相対的貧困率*は特に高くなっています。(図15)

表2 子宮がん・乳がん検診の受診率(和泉市 平成30年度)

	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
子宮がん検診	22,422	6,633	29.6
乳がん検診	18,802	5,448	29.0

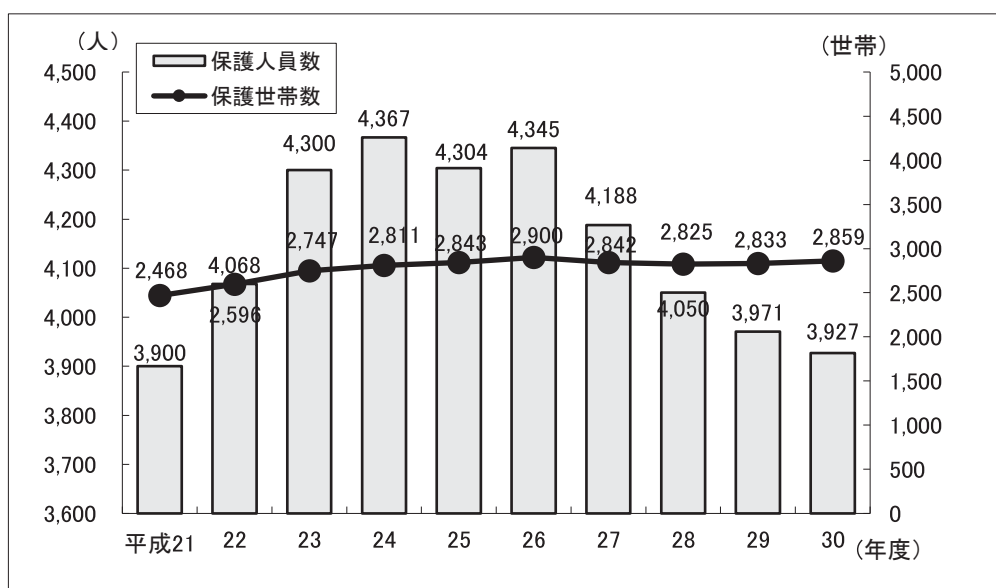
資料出所：和泉市人権・男女参画室調べ

表3 性別・年齢階層別自殺者数(和泉市 平成30年)

単位：人									
	総数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上
男性	9	0	0	2	2	1	0	1	3
女性	9	0	0	2	3	0	0	3	1
総数	18	0	0	4	5	1	0	4	4

資料出所：内閣府警察庁

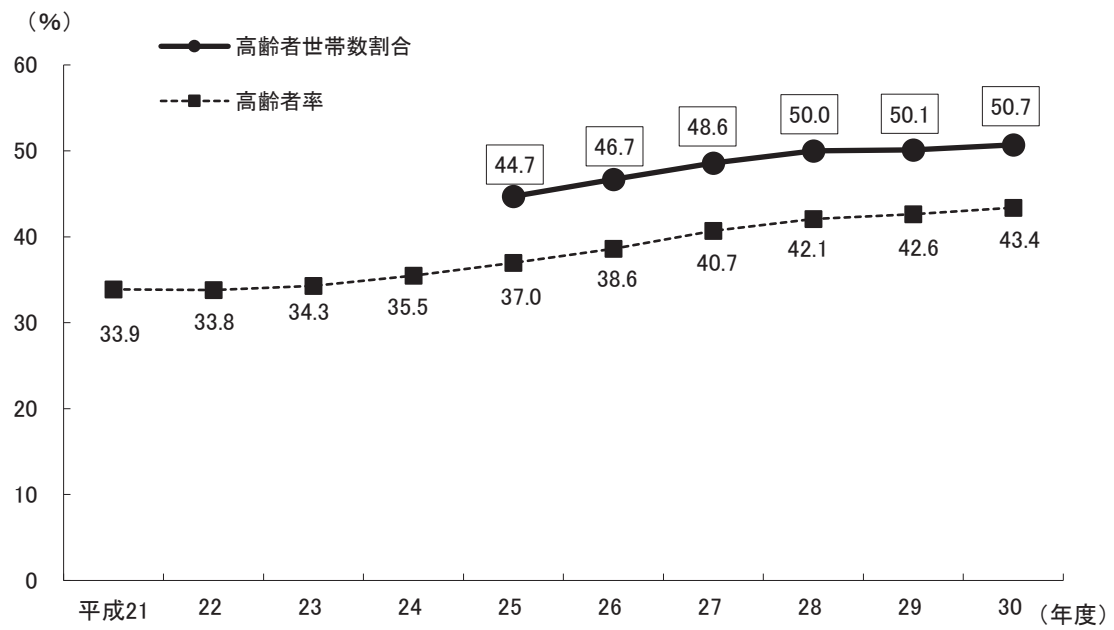
図14 生活保護受給世帯数・保護人員数の推移(和泉市)



資料出所：和泉市人権・男女参画室調べ

* 相対的貧困率(Relative Poverty Rate)：国民の所得分布の中央値を基準に見て、その半分に満たない所得しか得ていない者の割合。厚生労働省は OECD の基準に基づき算定している。

■生活保護高齢者世帯数割合・高齢者率

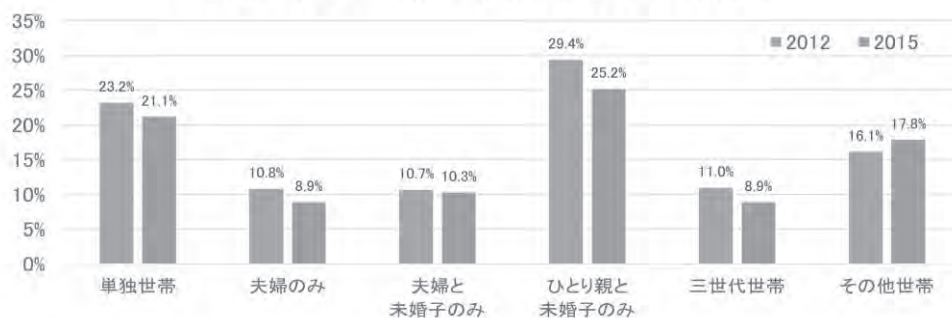


資料出所：和泉市人権・男女参画室調べ

図 15 世代・世帯類型別相対的貧困率(全国)

勤労世代（20-64歳）男性： 2012年から2015年の動き

男性（20-64歳）の貧困率：世帯構造別



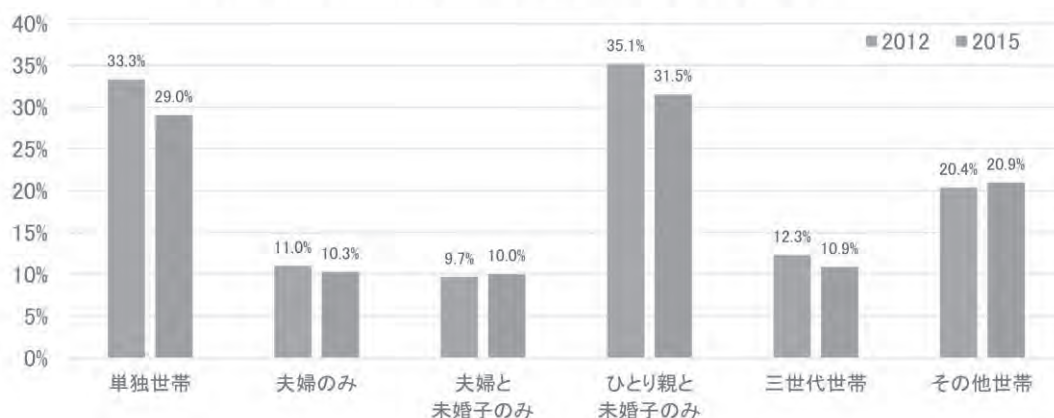
資料出所：阿部彩(2018)「日本の相対的貧困率の動態：2012 から 2015 年」科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（基盤研究(B)）「貧困学」のフロンティアを構築する研究）報告書

- ・勤労世代（20-64 歳）男性の世帯構造別の貧困率は、2012 年から 2015 年にかけて、概ね、減少している。最も大きく減少したのは「ひとり親と未婚子のみ」世帯であり 4.2%と大きく減少。
- ・「その他世帯」については若干の上昇。

※「ひとり親と未婚子のみ世帯」＝父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯。子どもおよび親の年齢は制限なし。

勤労世代（20-64歳）女性： 2012年から2015年の動き

女性（20-64歳）の貧困率：世帯構造別

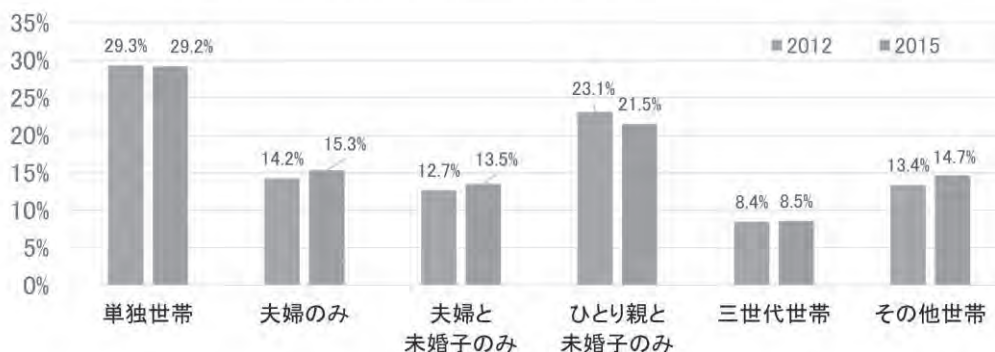


資料出所：阿部彩(2018)「日本の相対的貧困率の動態：2012 から 2015 年」科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（基盤研究(B)）「貧困学」のフロンティアを構築する研究）報告書

- ・勤労世代（20-64 歳）女性の世帯構造別の貧困率は、1985 年から 2015 年にかけて、子どもがない世帯においては減少しているが、子どもがある世帯では上昇。
- ・2012 年から 2015 年にかけては、概ね減少。最も大きく減少したのは「単独世帯」であり 4.3%、次に「ひとり親と未婚子のみ」世帯であり 3.6%の減少。
- ・しかし、「夫婦と未婚子のみ」と「その他世帯」については若干の上昇。

高齢男性：2012年から2015年の動き

高齢男性（65歳以上）の貧困率：世帯構造別

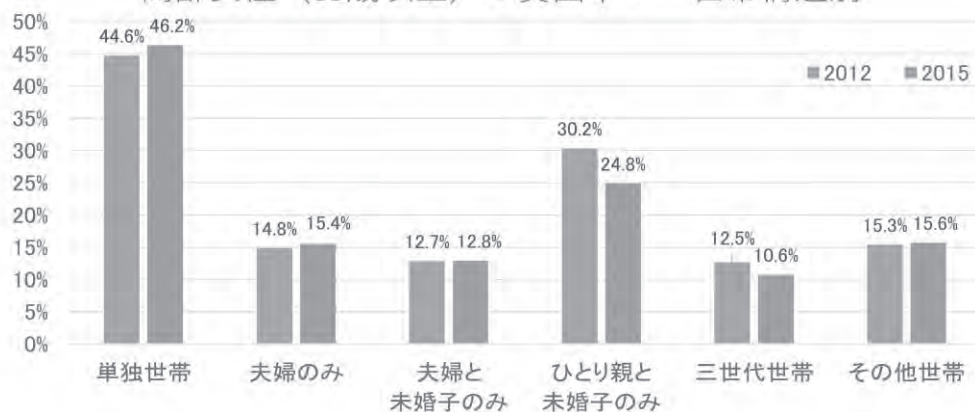


資料出所：阿部彩(2018)「日本の相対的貧困率の動態：2012 から 2015 年」科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（基盤研究(B)）「貧困学」のフロンティアを構築する研究）報告書

- ・高齢（65歳以上）男性の世帯構造別の貧困率は、2012年から2015年にかけて、「ひとり親と未婚子のみ」では1.6%、「単独」世帯では若干の減少。
- ・しかし、その他の世帯構造については上昇。

高齢女性：2012年から2015年の動き

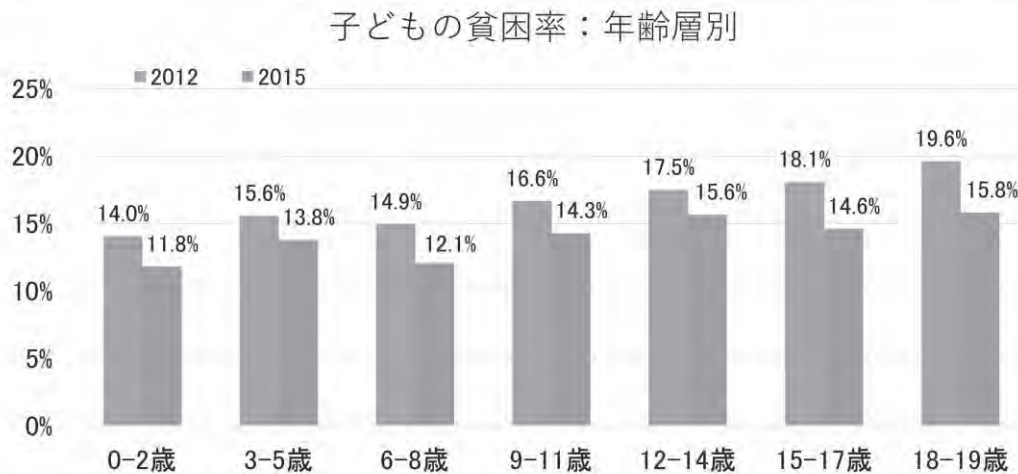
高齢女性（65歳以上）の貧困率：世帯構造別



資料出所：阿部彩(2018)「日本の相対的貧困率の動態：2012 から 2015 年」科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（基盤研究(B)）「貧困学」のフロンティアを構築する研究）報告書

- ・高齢（65歳以上）女性の世帯構造別の貧困率は、2012年から2015年にかけて、「ひとり親と未婚子のみ」では5.4%と大きく減少、「三世帯」世帯では1.9%の減少。
- ・しかし、最も構成比が大きい「単独世帯」、「夫婦のみ」世帯については上昇。

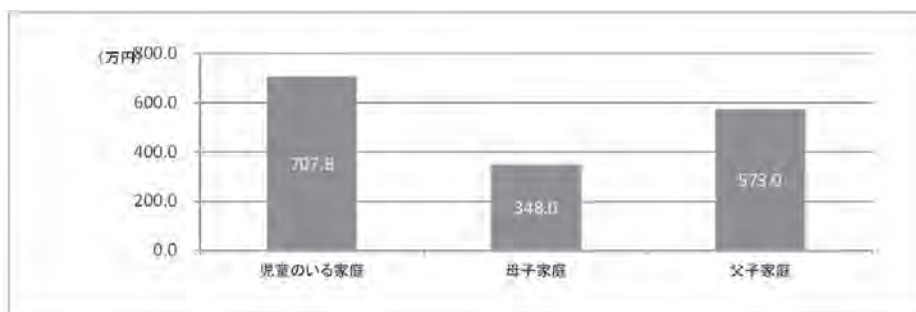
子どもの年齢層別の貧困率の動向： 2012年から2015年の動き



資料出所：阿部彩(2018)「日本の相対的貧困率の動態：2012 から 2015 年」科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（基盤研究(B)）「貧困学」のフロンティアを構築する研究）報告書

- ・ 2012 年から 2015 年にかけて、子どもの貧困率はすべての年齢層で減少。

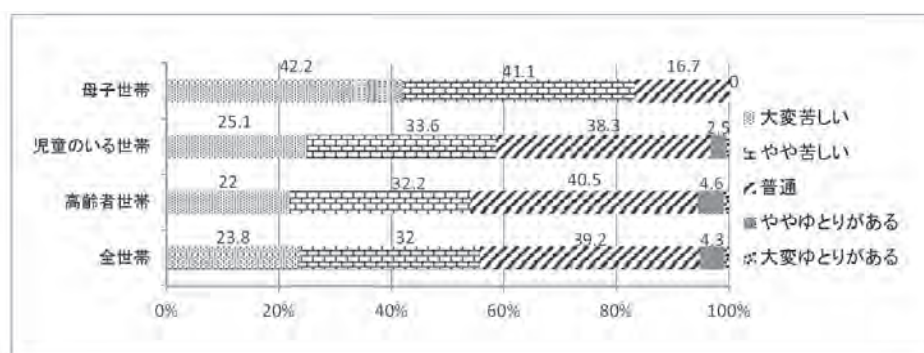
■児童のいる家庭と母子・父子家庭の平均収入



資料出所：国民生活基礎調査（平成 28）、全国ひとり親世帯調査結果報告（平成 28）

（『大阪府平成 30 年度版年次報告書』より）

■生活意識別に見た世帯数の構成割合



資料出所：国民生活基礎調査（平成 29）（『大阪府平成 30 年度版年次報告書』より）

■日本の男女平等度（ジェンダーギャップ指数）ランキングは 142 カ国中 110 位 (2018 年)

表 4 ジェンダーギャップ指数

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.858
2	ノルウェー	0.835
3	スウェーデン	0.822
4	フィンランド	0.821
5	ニカラグア	0.809
6	ルワンダ	0.804
7	ニュージーランド	0.801
8	フィリピン	0.799
9	アイルランド	0.796
10	ナミビア	0.789
11	スロベニア	0.784
12	フランス	0.779
13	デンマーク	0.778
14	ドイツ	0.776
16	カナダ	0.771
19	南アフリカ共和国	0.755
20	スイス	0.755
24	リトアニア	0.749
26	ラオス	0.748
69	モンテネグロ	0.706
75	ロシア	0.701
110	日本	0.662

資料出所：世界経済フォーラム「THE Global Gender Report 2018」（2018 年）

ジェンダーギャップ指数 (GGI値)

経済分野：労働力の男女比、類似の労働における賃金の男女格差、推定勤労所得の男女比、管理的職業 従事者の男女比、専門・技術職の男女比

教育分野：識字率の男女比、初等教育就学率の男女比、中等教育就学率の男女比、高等教育就学率の男女比

政治分野：国会議員の男女比、閣僚の男女比、最近50年における国家元首の在任年数の男女比

保健分野：平均寿命の男女比、出生時男女比

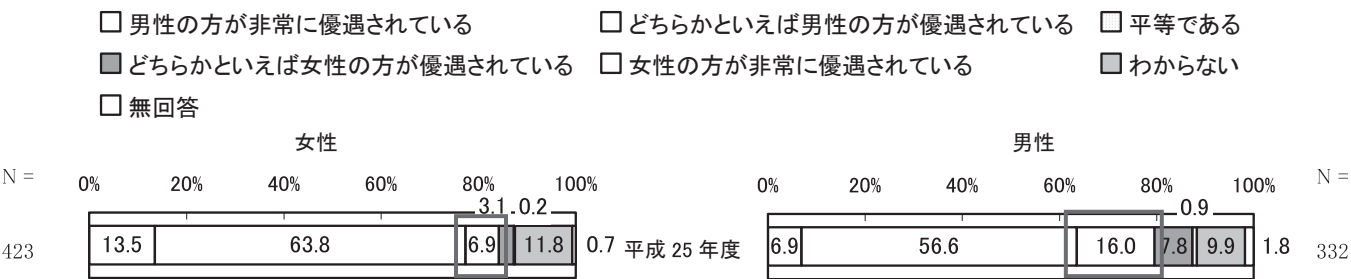
3. 男女共同参画に関する市民意識調査の結果概要

本計画の策定にあたり、市民各層の男女共同参画に関する意識、意向及び女性と男性の置かれている実態を捉えるため、平成25（2013）年度に意識調査を実施しました。

■「社会全体」での男女の地位の平等感

社会全体での男女平等感をたずねたところ、「平等」と感じる人の割合は女性6.9%・男性16.0%と低く、男女共に『男性優遇』（「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と「男性の方が非常に優遇されている」の合計）の割合が高く、市民が男女平等を実感できていない状況です。

図 16 「社会全体」での男女の地位の平等感



和泉市男女共同参画に関する市民意識調査（平成25年）

(%)

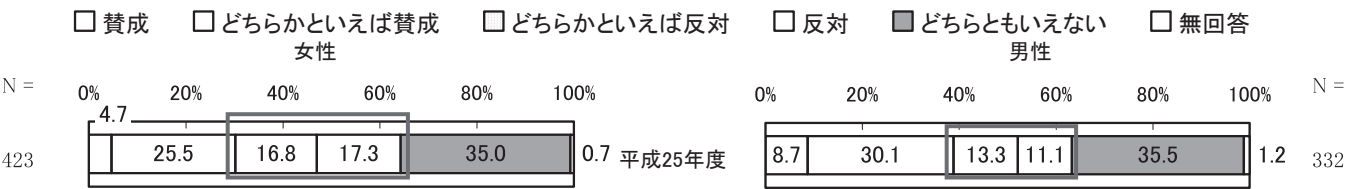
	男性の方が非常に優遇	どちらかといえば男性優遇	平 等	どちらかといえば女性優遇	女性の方が非常に優遇	わからない
女性(1,655人)	11.7	67.5	17.1	1.8	1.8	0.2
男性(1,404人)	7.3	60.9	25.7	1.7	4.1	0.3

資料出所：内閣府男女共同参画社会に関する世論調査（平成28年）

■固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方についてたずねた設問では、男女共に「どちらともいえない」と答える割合が約35%、『反対』（「反対」と「どちらかといえば反対」の合計）の割合は女性約34%・男性約24%で、固定的な性別役割分担意識は払拭されていません。

図 17 固定的な性別役割分担意識



和泉市男女共同参画に関する市民意識調査（平成25年）

(%)

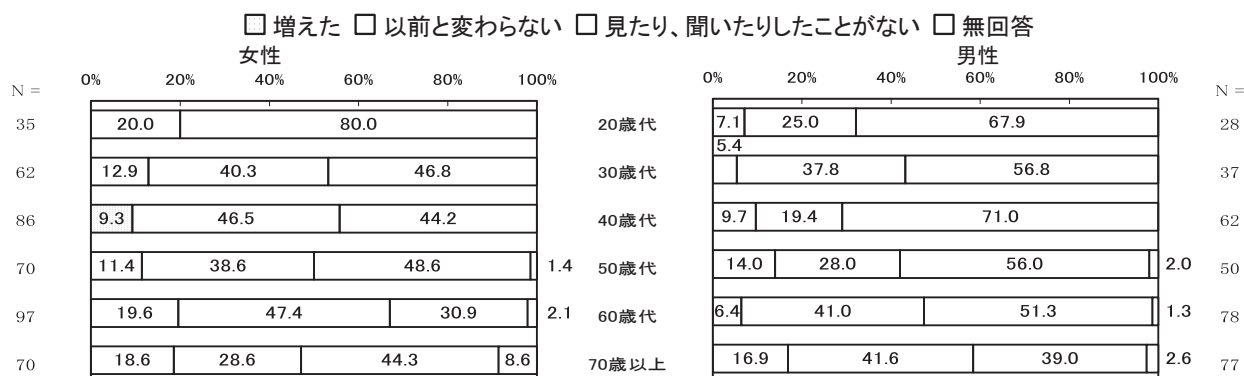
	平成28年				平成29年				平成30年			
選択肢	女性(518人)		男性(398人)		女性(707人)		男性(557人)		女性(703人)		男性(525人)	
賛成	3.3	24.3	6.5	34.6	4.0	28.3	7.2	32.5	3.0	19.9	4.6	27.6
どちらかといえば賛成	21.0		28.1		24.3		25.3		16.9		23.0	
どちらかといえば反対	32.2	63.7	26.0	51.1	29.0	57.4	27.5	54.4	31.1	67.4	29.2	60.8
反対	31.5		25.1		28.4		26.9		36.3		31.6	
わからない	11.0		14.3		13.7		12.6		11.8		10.5	
無回答	1.0		0		0.6		0.5		0.9		1.1	

資料出所：第5次和泉市総合計画の目標管理のための市民アンケート調査

■和泉市男女共同参画推進条例の見聞き

「見たり、聞いたりしたことがない」の割合は、男女20歳代と男性40歳代で特に高くなっています。

図 18 和泉市男女共同参画推進条例の見聞き



和泉市男女共同参画に関する市民意識調査（平成25年）

■女の子・男の子に対する期待

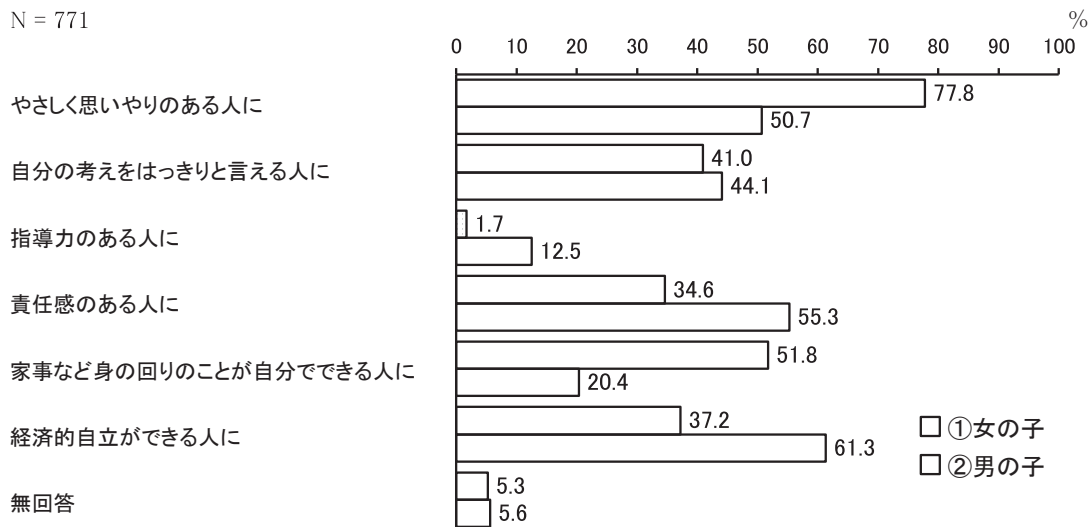
しつけや教育についての設問では、女性の57.7%・男性の47.6%が「性別にこだわらず、同じようにしつけや教育をする」と回答しているにも関わらず、子育てや子どもの将来の生き方への期待については女の子と男の子では違いがみられ、性別による固定的な役割分担意識が払拭されているとは言いがたい現状です。

図 19 子どものしつけや教育

- 女の子は女らしく、男の子は男らしくといった性別に応じたしつけや教育をする方がよい
 □ 性別にこだわらず、同じようにしつけや教育をする方がよい
 □ どちらともいえない
 □ 無回答



図 20 女の子・男の子に対する期待



和泉市男女共同参画に関する市民意識調査（平成25年）

■政策方針決定の場に女性の参画が少ない理由

回答で一番高い割合の項目は「男性優位の組織運営」で男女共に約50%。次いで「女性の参画を積極的に進めよう」と意識している人が少ない」「家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識」が男女共に30%台。しくみと意識の変革の両面での取組が求められています。

表 5 政策方針決定の場に女性の参画が少ない理由

(単位：%)

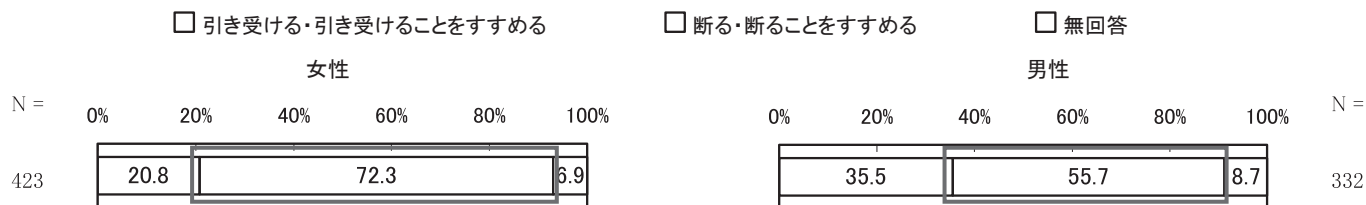
区分	有効回答数(件)	家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識	男性優位の組織運営	家族の支援・協力が得られない	女性の能力開発の機会が不十分	女性側の積極性が十分ではない	女性的参画を積極的に進めよう」と意識している人が少ない	その他	わからない	無回答
女性	423	30.3	49.2	26.7	17.7	30.7	33.3	1.7	11.6	5.4
男性	332	31.6	49.7	19.6	19.9	27.4	34.6	3.3	9.9	5.1

和泉市男女共同参画に関する市民意識調査（平成25年）

■女性が地域活動の役職に推薦されたらどうするか

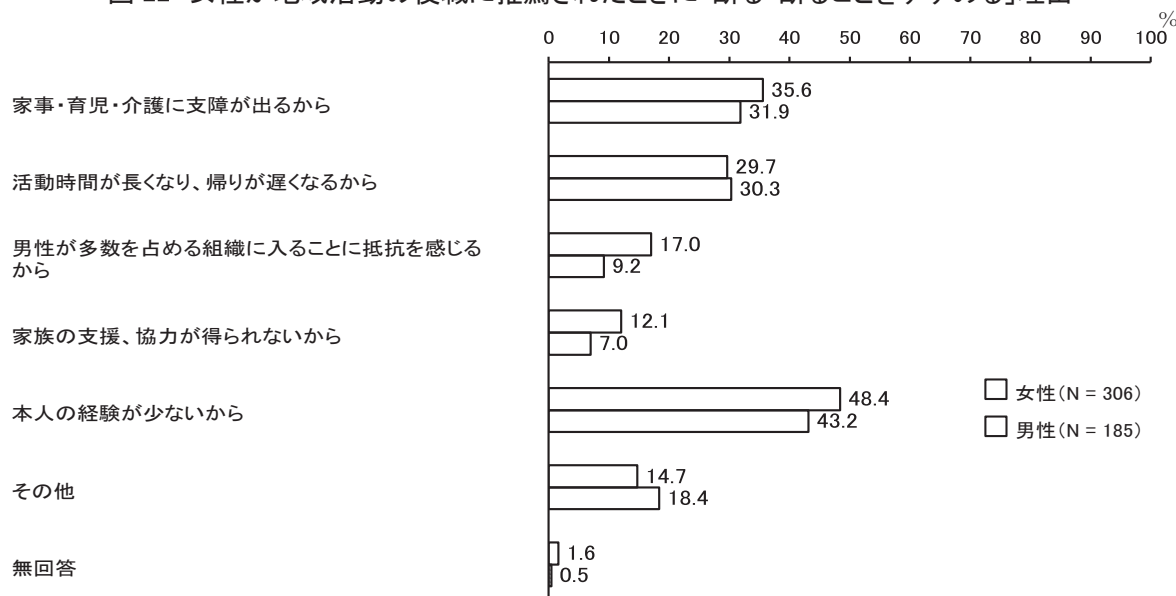
もし、女性が地域活動の役職に推薦された場合、「断る・断ることをすすめる」が女性の72.3%、男性の55.7%に上ります。（図21）「本人の経験が少ないから」「家事・育児・介護に支障が出るから」「活動時間が長くなり、帰りが遅くなるから」がその主な理由ですが、そのいずれも固定的な性別役割分担意識によるものと言えます。（図22）

図 21 女性が地域活動の役職に推薦されたらどうするか



和泉市男女共同参画に関する市民意識調査（平成25年）

図 22 女性が地域活動の役職に推薦されたときに「断る・断ることをすすめる」理由

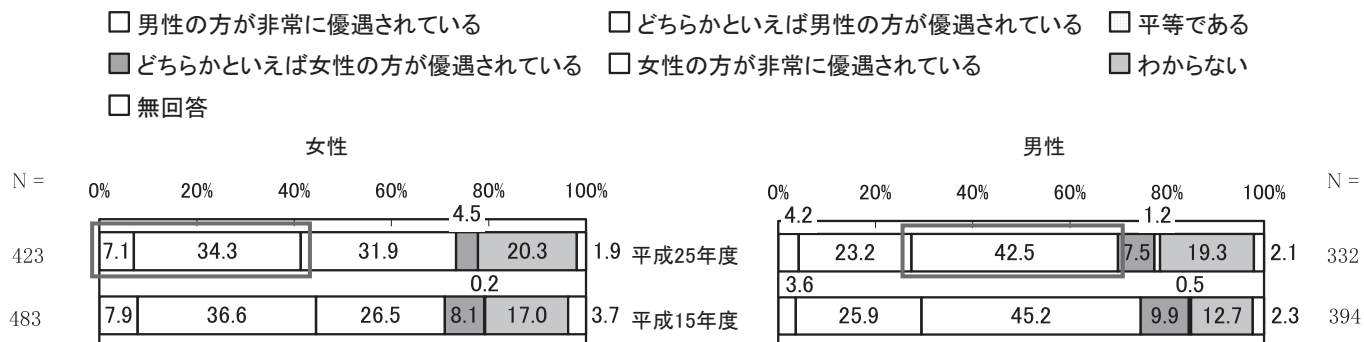


和泉市男女共同参画に関する市民意識調査（平成25年）

■「地域活動の場」での男女の地位の平等感

男性の40%強は「平等である」と回答しているのに対して、女性では「男性優遇」の割合が40%を超え、男女平等を実感できる状況ではありません。

図 23 「地域活動の場」での男女の地位の平等感



和泉市男女共同参画に関する市民意識調査（平成15年・25年）

(%)

	男性の方が非常に優遇	どちらかといえば男性優遇	平 等	どちらかといえば女性優遇	女性の方が非常に優遇	わからない
女性(1,655人)	7.4	29.3	44.8	7.4	9.8	1.3
男性(1,404人)	6.1	23.7	50.0	7.5	11.3	1.4

資料出所：内閣府男女共同参画社会に関する世論調査（平成28年）

■防災・災害復興対策として性別で取り組む必要のあること

防災・災害復興対策として性別で取り組む必要のあることの1位は男女共に「避難所の設備（男女別トイレ・更衣室、授乳室、防犯対策等）」で約70%、次いで、女性の57.7%、男性の44.0%が「乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性が必要とするものなどの備えやニーズの把握、支給する際の配慮」と答えており、総合的に男女共に若年層の関心が高くなっています。

表 6 防災・災害復興対策として性別で取り組む必要のあること

(単位：%)

区分	有効回答数(件)	避難所の設備(男女別トイレ・更衣室、授乳室、防犯対策等)	避難所運営の責任者に女性が配置され、被災者対応に女性の視点が入ること	乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性が必要とするものなどの備えやニーズの把握、支給する際の配慮	災害時の救援医療体制(診察・治療体制、妊産婦をサポートする保健師・助産師の配置)	被災者に対する相談体制	災害対策本部に女性が配置され、被災時の対策に女性の視点が入ること	防災・復興に関する計画の策定のための防災会議などに女性が参画し、男女共同参画の視点を計画や防災マニュアルなどに反映すること
女性	423	76.6	24.8	57.7	32.4	12.8	21.5	14.9
男性	332	70.2	20.2	44.0	39.2	13.0	17.8	22.0
女性 20歳代	35	74.3	28.6	65.7	45.7	5.7	20.0	2.9
30歳代	62	85.5	17.7	72.6	37.1	12.9	14.5	12.9
40歳代	86	87.2	31.4	57.0	20.9	8.1	26.7	14.0
50歳代	70	78.6	27.1	61.4	37.1	12.9	25.7	12.9
60歳代	97	72.2	22.7	58.8	38.1	17.5	21.6	19.6
70歳以上	70	61.4	22.9	35.7	22.9	15.7	18.6	20.0
男性 20歳代	28	71.4	21.4	42.9	25.0	10.7	14.3	21.4
30歳代	37	83.8	21.6	48.6	51.4	16.2	24.3	13.5
40歳代	62	71.0	21.0	45.2	32.3	9.7	24.2	22.6
50歳代	50	66.0	22.0	50.0	48.0	10.0	10.0	18.0
60歳代	78	71.8	20.5	44.9	34.6	19.2	16.7	21.8
70歳以上	77	63.6	16.9	36.4	42.9	10.4	16.9	28.6

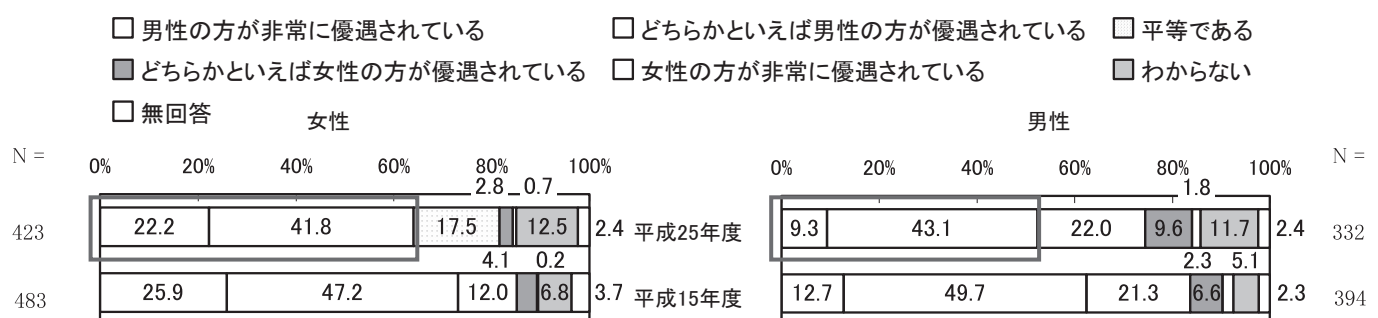
※「その他」「わからない」「必要だと思わない」「無回答」は省略

和泉市男女共同参画に関する市民意識調査（平成25年）

■「職場」での男女の地位の平等感

「平等である」と感じる割合は、10年前の調査より女性では増えていますが、男性では変化がなく、女性で17.5%、男性で22.0%にとどまり、「男性優遇」の割合が女性で64.0%、男性で52.4%と高く、男女平等を実感できていない状況です。

図 24 「職場」での男女の地位の平等感



和泉市男女共同参画に関する市民意識調査（平成15年・25年）

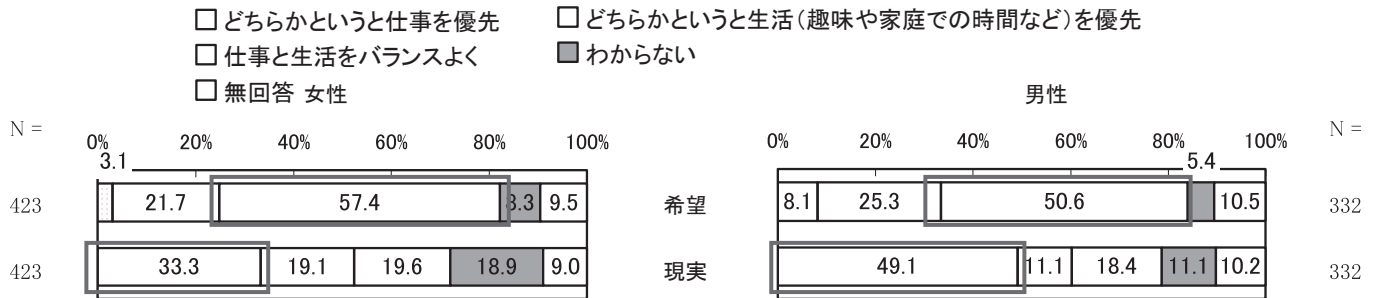
	男性の方が非常に優遇	どちらかといえば男性優遇	平等	どちらかといえば女性優遇	女性の方が非常に優遇	わからない
女性(1,655人)	16.7	41.0	28.2	10.8	3.0	0.4
男性(1,404人)	13.3	42.0	31.6	6.8	5.3	0.9

資料出所：内閣府男女共同参画社会に関する世論調査（平成28年）

■仕事と生活のバランスの希望と現実

男女共に“希望”では「仕事と生活をバランスよく」が50%を超えているものの、“現実”では「どちらかという仕事を優先」の割合が高く、女性33.3%・男性49.1%となっており、理想と現実には乖離が生じています。

図 25 仕事と生活のバランスの希望と現実



和泉市男女共同参画に関する市民意識調査（平成25年）

■家庭内の家事分担

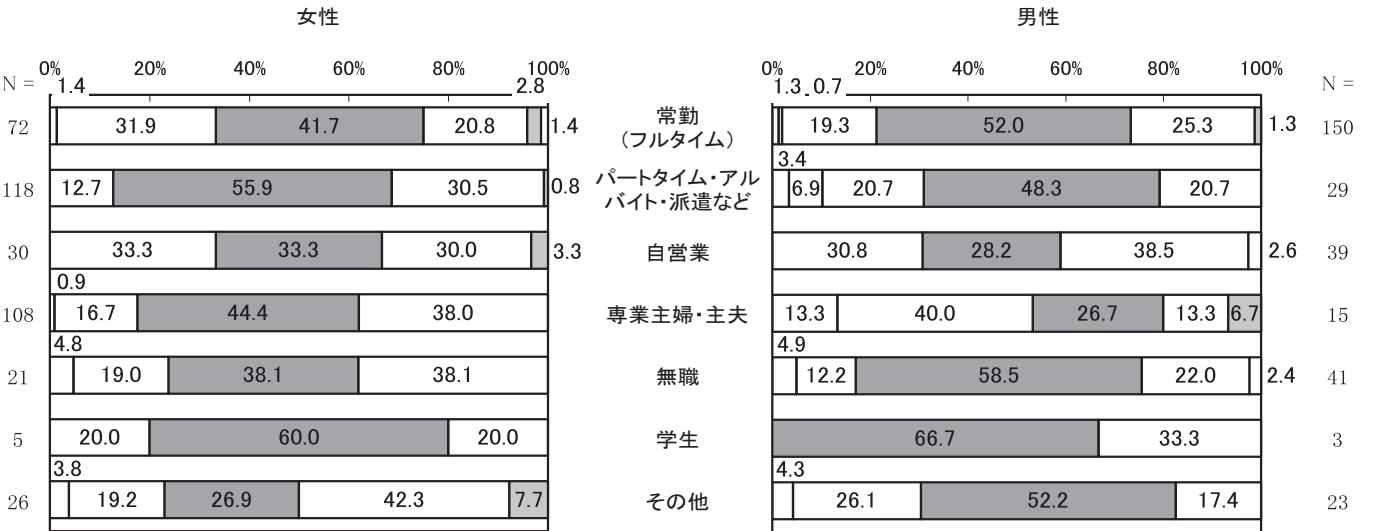
日常の家事については、女性の常勤、パートタイム等、専業主婦の場合は「女性が中心だが男性もする」が高く、男女共の自営業では「男性も女性も同程度する」の割合が高く、約30%となっています。

育児（乳幼児の世話）については、どの働き方でも「女性が中心だが男性もする」と「女性がする」の割合を合計すると、約7割以上の女性が日常の育児をしていることがわかります。

図 26 家庭内の家事分担

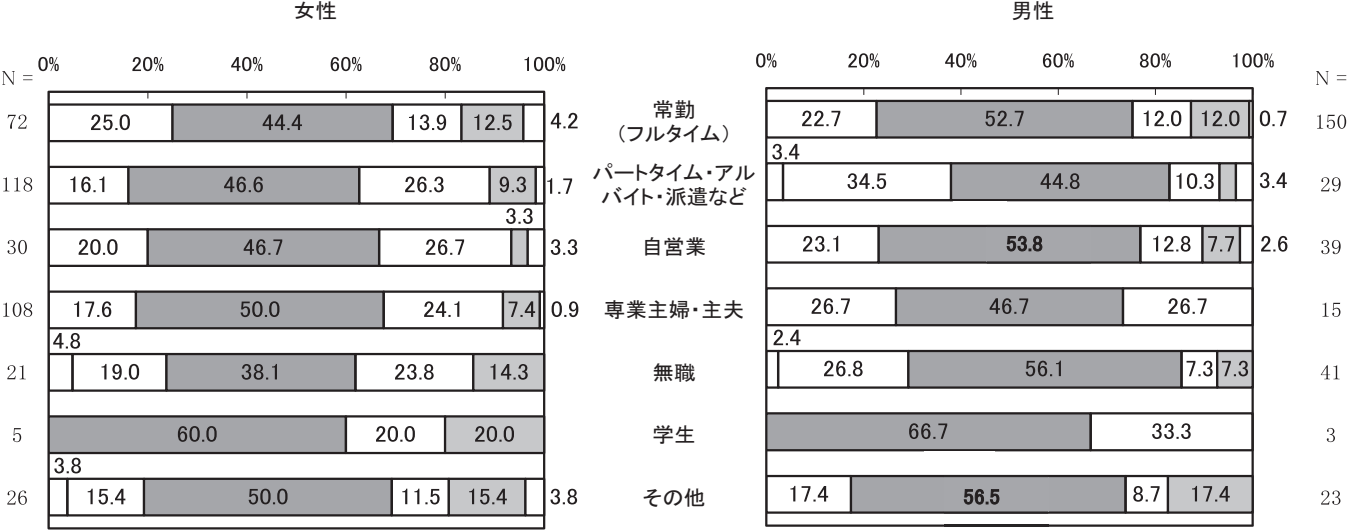
【日常の家事】

- 男性がする □ 男性が中心だが女性もする □ 男性も女性も同程度する ■ 女性が中心だが男性もする
□ 女性がする ■ その他 □ 無回答



【育児（乳幼児の世話）】

- 男性がする □ 男性が中心だが女性もする □ 男性も女性も同程度する ■ 女性が中心だが男性もする
□ 女性がする ■ その他 □ 無回答



和泉市男女共同参画に関する市民意識調査（平成25年）

6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連行動者率

		(%)			
		妻・夫共に有業（共働き）の世帯		夫が有業で妻が無業の世帯	
		家事	育児	家事	育児
平成23年	行動者率	19.5	32.8	12.2	29.6
	非行動者率	80.5	67.2	87.8	70.4
平成28年	行動者率	23.3	31.0	14.0	29.6
	非行動者率	76.7	69.0	86.0	70.4

- （備考） 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。
2. 「夫婦と子どもの世帯」における6歳未満の子どもを持つ夫の1日当たりの家事関連（「家事」及び「育児」）の行動者率（週全体平均）
※行動者率・・・該当する種類の行動をした人の割合（％） ※非行動者率・・・100％－行動者率
3. 本調査では、15分単位で行動を報告することとなっているため、短時間の行動は報告されない可能性があることに留意が必要である。

資料出所：内閣府『令和元年版男女共同参画白書』

■男性の仕事以外の生活への参加を進めるために必要なこと

下記の表で数値に網掛けがしてある項目を見ると、男性の仕事以外の生活への参加を促進するには、意識改革と使いやすい制度の両輪が必要であることがわかります。

表 7 男性の仕事以外の生活への参加を進めるために必要なこと

(単位：％)

区分	有効回答数(件)	男性が家庭生活や地域活動に参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと	男性が家庭生活や地域活動に参加することに対する社会の抵抗感をなくすこと	労働時間短縮や休暇制度等、働き方の見直し	男性が育児休業・介護休業を取ることを職場で奨励する	男性のための、家事・育児・介護に関する講座や教室の開催	男女の役割を決めつけるような子どもの育て方をしない	男性どうしの地域でのネットワークづくり	その他	必要だと思わない	無回答
女性	423	49.2	38.5	35.2	36.2	8.0	31.0	14.2	2.4	2.4	7.1
男性	332	34.3	33.1	40.4	32.8	13.6	19.0	10.8	3.9	7.2	8.1

和泉市男女共同参画に関する市民意識調査（平成25年）

■セクシュアル・ハラスメント*の認識度

どんなことがセクシュアル・ハラスメントにあたるかをたずねた項目では「からだにさわったり抱きついたりされる」「地位や権限を利用して交際や性的関係を迫られる」は80%前後で高いものの、他の項目では低い割合であり、セクシュアル・ハラスメントに関する正しい理解を進めるための広報・啓発活動が求められます。

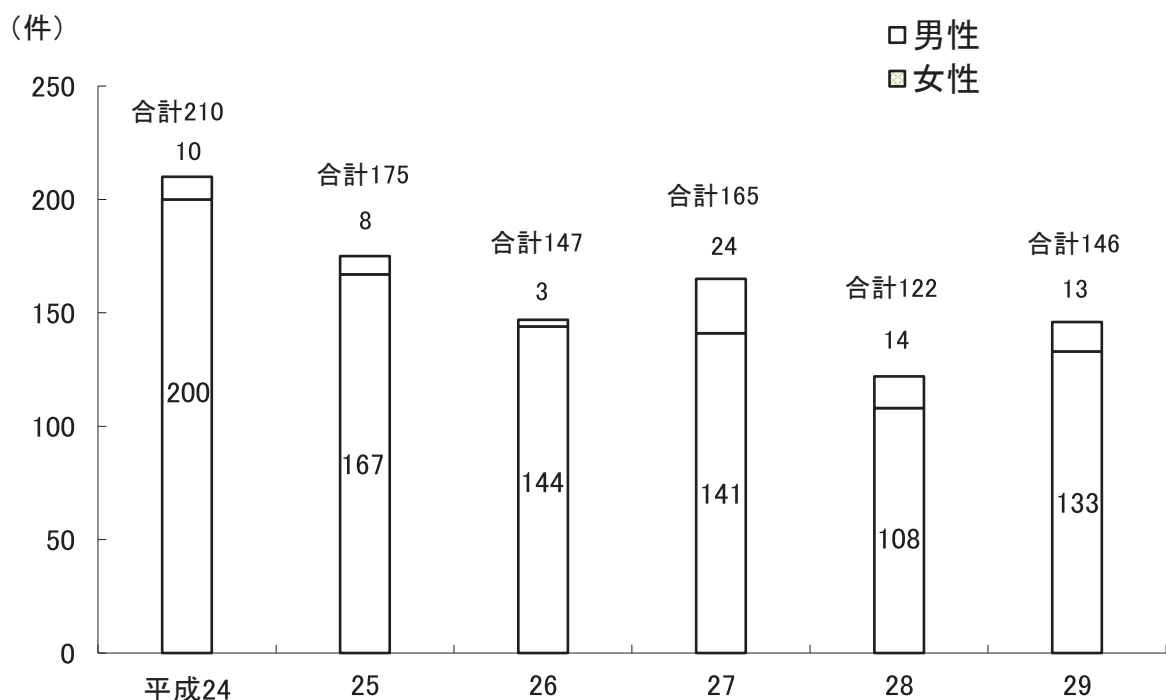
表 8 セクシュアル・ハラスメントの認識度

(単位：%)

区分	有効回答数(件)	結婚や離婚のことをしつこく聞かれる	異性との交際について、干渉したりうわさを流される	姿を話題にされる	じろじろみられたり、容姿を話題にされる	等々を強要される	お酌やデュエット、ダンス	性的冗談や卑わいなことを言われる	ヌードポスターやわいせつな本を、他人の目につく場所に置かれる	からだにさわったり抱きついたりされる	地位や権限を利用して交際や性的関係を迫られる	その他	無回答
女性	423	35.5	42.3	42.6	51.1	59.6	36.2	81.6	80.9	0.7	6.1		
男性	332	42.5	48.5	43.7	54.8	60.8	41.0	80.4	78.0	3.0	6.9		

和泉市男女共同参画に関する市民意識調査（平成25年）

■職場におけるセクシュアル・ハラスメント相談件数（大阪府総合労働事務所）



資料出所：大阪府総合労働事務所「平成 29 年度労働相談報告・事例集」

（『大阪府平成 30 年度版年次報告書』より）

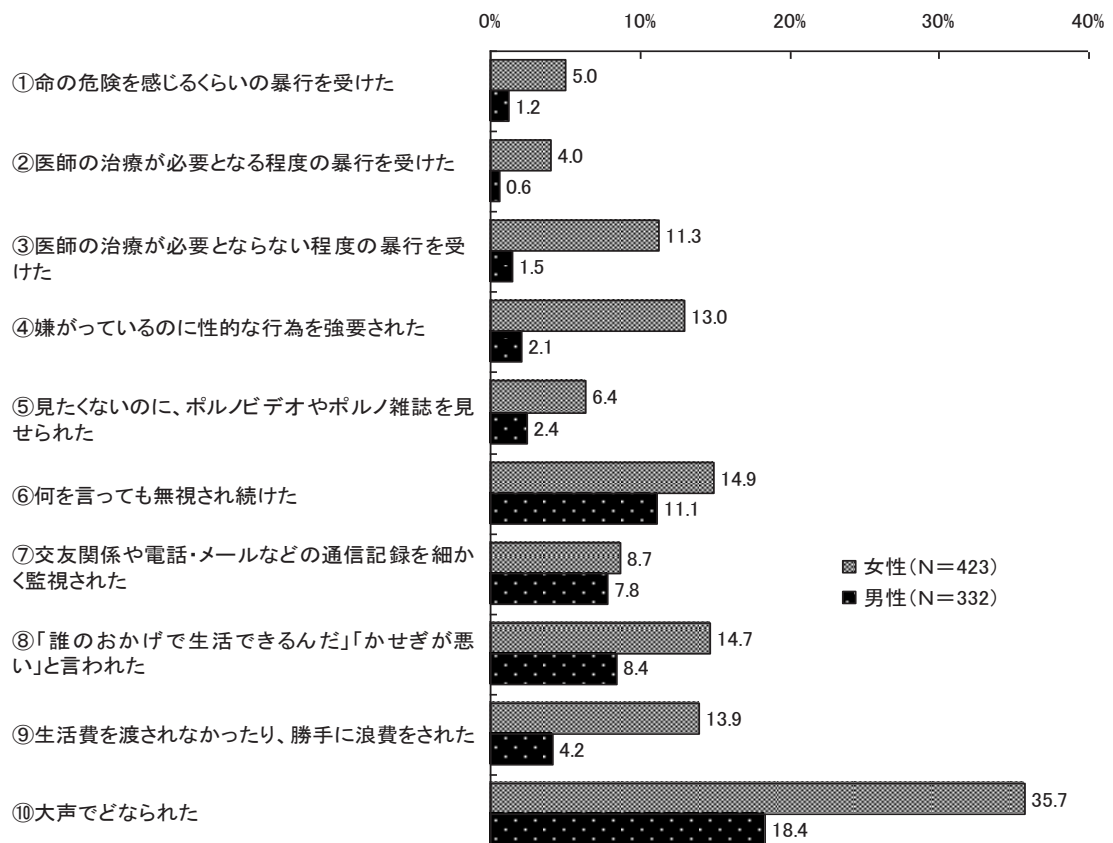
（注）セクシュアル・ハラスメントに関する相談のうちセクシュアル・ハラスメントを受けたとする人からの相談件数である。

* セクシュアル・ハラスメント(Sexual Harassment) : 再掲 P7参照

■ドメスティック・バイオレンス（DV）*被害の経験

女性の方がすべての項目の割合が高くなっています。また、「①命の危険を感じるくらいの暴行を受けた」の割合は、女性が5.0%（20人に1人の割合）、男性が1.2%です。

図 27 ドメスティック・バイオレンス(DV)被害の経験



※「何度もあった」と「1、2度あった」を合わせた割合
和泉市男女共同参画に関する市民意識調査（平成25年）

配偶者からの被害経験の有無（性別）

女性の約3人に1人、男性の約5人に1人は、配偶者から被害を受けたことがあり、女性の約7人に1人は何度も受けている。

(%)

	女性(1,366人)				男性(1,119人)			
	何度もあった	1、2度あった	まったく無い	無回答	何度もあった	1、2度あった	まったく無い	無回答
配偶者からの被害経験の有無	13.8	17.5	66.9	1.8	4.8	15.1	78.9	1.2
身体的暴力	5.3	14.5	78.0	2.2	1.7	12.8	83.7	1.8
心理的攻撃	7.8	9.0	79.5	3.7	3.5	6.5	87.9	2.1
経済的圧迫	5.2	4.8	86.2	3.9	1.1	1.8	94.7	2.4
性的強要	3.8	5.9	86.3	4.0	0.2	1.3	96.0	2.5

資料出所：内閣府平成29年男女間における暴力に関する調査報告書

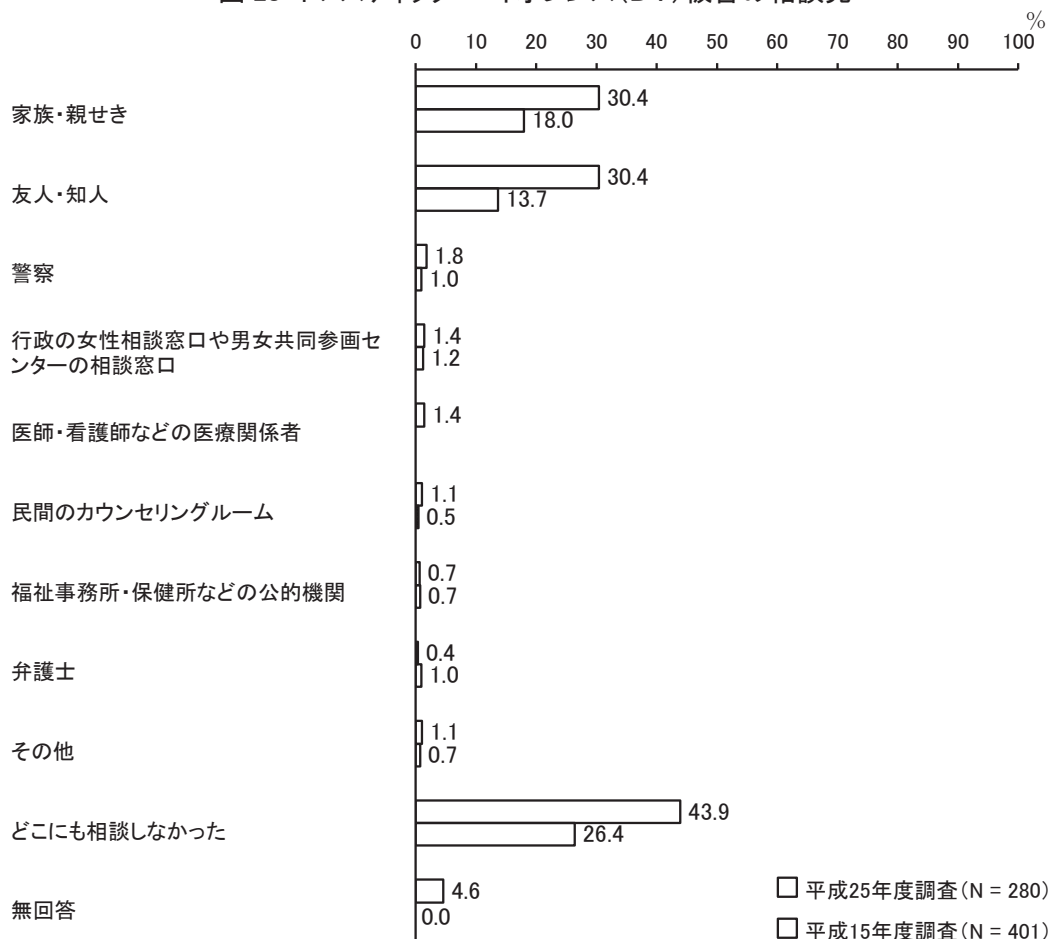
***ドメスティック・バイオレンス(DV)(Domestic Violence)**：配偶者やパートナーなど親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）から振るわれる暴力のこと。

■ドメスティック・バイオレンス（DV）被害の相談先

和泉市の配偶者からの暴力相談件数は、ここ数年間では平成25年度が一番少なく125件です。

平成25年度市民意識調査では、家族・親せき、友人・知人への相談はあるものの、公的機関への相談は合計しても10%に満たない割合であり、一方で、どこにも相談しなかった割合が43.9%と高く、被害が潜在化していることがうかがえます。

図 28 ドメスティック・バイオレンス(DV)被害の相談先



※平成15年度調査には「医師・看護師などの医療関係者」の選択肢はありません。

和泉市男女共同参画に関する市民意識調査（平成15年・25年）

配偶者からの暴力の相談の有無

被害を受けた女性の6割は相談しているが、男性の約7割はどこにも相談していない。

	(%)		
	相談した	相談しなかった	無回答
総数(650人)	47.1	48.9	4.0
女性(427人)	57.6	38.2	4.2
男性(223人)	26.9	69.5	3.6

資料出所：平成29年内閣府男女間における暴力に関する調査報告書

相談窓口の周知度

(%)

	知っている	知らなかった	無回答
総 数(3,376人)	71.6	25.6	2.8
女 性(1,807人)	73.7	23.4	2.9
男 性(1,569人)	69.2	28.1	2.7

※窓口とは、配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所等）や男女共同参画センター、警察、法務局・地方法務局、民間の専門機関など。

資料出所：平成 29 年内閣府男女間における暴力に関する調査報告書

表 9 和泉市における配偶者からの暴力相談件数

年 度	DV相談件数
平成 23 年度	143 件
平成 24 年度	175 件
平成 25 年度	125 件
平成 26 年度	213 件
平成 27 年度	167 件
平成 28 年度	129 件
平成 29 年度	133 件
平成 30 年度	143 件

資料出所：和泉市人権・男女参画室調べ

4. 和泉市の男女共同参画行動計画のポイント

第2章で述べてきた1から3の現状分析や調査結果により、次のように課題をまとめ、次章以降に掲げるⅠからⅣを基本目標とします。

(1) 性別、年代等を考慮した男女平等の意識づくり

- 男女平等の意識については、社会通念・慣習・しきたり、職場、家庭等の分野では、男性優位と思う人の割合は5割を超えており、また、性別、年代別で意識の差も見られることから、さらに効果的な啓発活動を行うことにより男女平等の意識を高めていく必要があります。
- 学校教育での男女平等については、引き続き施策を充実させます。また、子ども一人ひとりが「自分らしく」生きていくことができるために、広い視野から職業について考え、職業意識を高め、主体的に進路を選択する力を身につける必要があることから、年齢に応じたキャリア教育についての取組が必要です。
- 超高齢社会への対応が求められることから、性別に関わらず、高齢期を見据えた長期の人生設計の意識づけが求められています。
- 地域の男女平等・男女共同参画を推進するためには、男女共同参画センターの役割は重要です。今後ますます充実した取組が求められています。
- 市民意識調査では、特に男性の中には「男は仕事、女は家庭」の考え方に賛成の割合が高く、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、男性への啓発活動や研修機会の充実が求められています。

基本目標Ⅰ
男女平等の意識を育む

(2) 社会における男女共同参画の推進

- 様々な場において意思決定過程への女性の参画は依然として進んでいない状況です。今後もポジティブ・アクション（積極的改善措置）*に取り組み、多様な人材の登用により、誰もが暮らしやすいまちをつくっていくことが求められています。
- 就労の場における女性管理職の占める割合は依然として低く、また、不安定就労である非正規雇用に占める女性の数が増加しています。これまであまり進んでいなかった事業所への働きかけを積極的に行い、総合的な就労支援施策を展開していく必要があります。
- 地域コミュニティのあり方が変化している中、市民一人ひとりが地域活動の担い手としての裾野を広げていくために、男女共同参画の視点に立った運営を促進することで、これまで地域活動に参加・参画していなかった層に向けて参加を勧めていくことが必要です。

基本目標Ⅱ
男女平等の参加・参画で社会を活性化する

(3) 男女共同参画の視点に立った生活基盤の整備

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*を実現することは、男女共同参画社会を実現するための必須条件です。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現をめざして、事業者と労働者に向けて長時間労働の改善等の啓発活動や学習機会の提供を積極的に進める必要があります。
- 本市の女性の年齢階級別労働力率を見ると、M字カーブ*の底が全国平均よりも低いことから、就労を中断する女性の多いことがわかります。継続就労を希望する女性が働き続けられるよう、また、男性が仕事と生活の両立が図れるよう、長時間労働の改善や有給休暇の取得を促進し、保育・介護サービスの充実を図っていく必要があります。
- ひとり親家庭や障がいのある人が安心して、自立して生きていくことのできる社会を実現するために支援策を充実させる必要があります。
- 男女共同参画社会実現の前提として、一人ひとりの健康が基本であり、健康づくりの推進が最も基本となります。



基本目標Ⅲ
自立を支えあ
うまちをつく
る

(4) 男女間の暴力への取組の強化

- ドメスティック・バイオレンス（DV）*については、市民意識調査では、特に、女性は「大声でどなられた」の割合が30%を超え、また、「命の危険を感じるくらいの暴力を受けた」が5%となっています。DV等男女間の暴力について正しい知識を身につけ、暴力を許さない気運を醸成することが重要です。
- DV等さまざまな暴力の被害者に対して、安心して相談できる窓口の整備をはじめ、中・長期にわたる支援が必要であるとともに、その内容を周知していく必要があります。



基本目標Ⅳ
人権が尊重さ
れる環境をつ
くる

* ポジティブ・アクション(Positive Action)(積極的改善措置) : 再掲 P2参照

* ワーク・ライフ・バランス(Work-Life Balance)(仕事と生活の調和) : 再掲 P3参照

* M字カーブ(M-shaped Curve) : 再掲 P3参照

* ドメスティック・バイオレンス(DV)(Domestic Violence) : 再掲 P 3 2 参照

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画のめざす方向と基本理念

めざす方向

個人の尊厳を重んじ、一人ひとりの個性と能力が活かせる男女平等社会の実現



和泉市男女共同参画推進条例第3条に規定する7つの基本理念に基づき、本計画を策定します。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的又は間接的に性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会制度・慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼさないよう配慮されること。

(3) 政策・方針の立案及び決定への共同参画

市における政策又は事業者その他民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、共に家事、育児、介護等の家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に参画し、両立できるよう配慮されること。

(5) 国際的動向への配慮

男女共同参画についての取組は、国際社会における取組と密接な関係を有しているため、国際的動向に留意し、協調して行うように考慮すること。

(6) 男女の生涯にわたる健康な生活への配慮

男女が互いに身体的な特徴についての理解を深め、健康の保持を図り、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。

(7) 性同一性障がい者等の人権の配慮

性同一性障がい者等の人権について配慮されること。

2. 計画の体系

基 本 標	施策の方向	施策
I 男女平等の意識を育む	(1) 学校・園における男女平等教育の推進	①男女平等教育の推進 ②一人ひとりの自立・職業意識を育む教育の推進 ③教職員・保育士等の男女平等意識の向上 ④家庭での男女平等・男女共同参画の推進
	(2) 地域における男女平等学習の推進	⑤多様な選択を可能にする学習機会の提供 ⑥女性の意思決定の場への参画に向けての人材育成の充実
	(3) 男性にとっての男女共同参画の推進	⑦家庭・地域への男性の参加・参画の推進
	※女性活躍推進計画	
	(4) 男女平等意識の浸透	⑧固定的な性別役割分担意識を解消するための市民への働きかけ ⑨市職員の男女平等・男女共同参画意識の向上 ⑩性に捉われない人権の尊重 ⑪男女共同参画にかかる資料等の充実と積極的提供
II 男女平等の参加・参画で社会を活性化させる	(5) 人権尊重、男女平等に立ったメディアの確立	⑫市の刊行物等の表現の配慮 ⑬メディア・リテラシーの向上
	(6) 意思決定の場への女性の参画推進	⑭ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の考え方の推進 ⑮審議会等への女性の参画の推進 ⑯女性職員・女性教員の管理職への登用 ⑰事業所や地域における意思決定の場への女性の参画促進 ⑱女性の人材育成
	(7) 男女共同参画で進める就労支援	⑲男女が共に働きやすい職場づくりのための支援 ⑳女性の就労支援
	(8) 男女共同参画で進める地域づくり	㉑性別・年齢に関わりなく、すべての人が担う地域活動のための支援 ㉒男女共同参画の視点に立った防災体制の整備 ㉓高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせるまちづくり

基 本 目 標	施策の方向	施策
Ⅲ 自立を支えあうまちをつくる	(9) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)実現のための支援	㊸ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)という考え方の推進 ㊹男性も女性も、仕事と子育てや介護の両立ができる環境の整備
	※女性活躍推進計画	
	(10) 自立した暮らしのための支援	㊺ひとり親家庭への支援 ㊻困難を抱える人々が安定して生活できるための支援
	(11) 生涯を通じた心身の健康づくりの支援	㊼生涯を通じた心身の健康保持・増進
	(12) あらゆる暴力の根絶	㊽暴力を容認しない社会風土の醸成 ㊾性犯罪等の防止対策及び暴力に対応する相談窓口や支援機関の周知 ㊿セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進
	(13) 安心して相談できる相談体制の充実	㊽相談・支援体制の充実 ㊾相談員の研修の充実 ㊿人権侵害の相談・救済の充実
Ⅳ 人権が尊重される環境をつくる	(14) DV防止基本計画の推進	㊽DV防止対策の推進

3. 施策の内容

基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育む

本市では、「和泉市男女共同参画推進条例」及び「第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）」に基づいて、男女共同参画社会の実現のための施策を総合的かつ計画的に展開しています。

この間、小中学校における「男女混合名簿」の定着や「男女平等教育推進モデル校」の取組等、性別に捉われない男女平等の教育環境の整備が進められてきました。その結果、平成25年度市民意識調査では、学校教育の場での男女の平等感について、約半数の人が「平等である」と回答しています。

しかし、社会全体での男女の不平等感は依然として高く、固定的な性別役割分担意識が払拭されているとは言えません。

固定的な性別役割分担意識は、女性の希望や社会参画を阻害するばかりでなく、男性にとっても役割にしばられて、生き方の選択の幅を狭める一因になる場合もあります。また、大人の考え方が子どもに影響し、無限の可能性を秘めた子どもたちの未来をも規定してしまう可能性もあります。

あらゆる分野における固定的な性別役割分担意識を解消し、性別に捉われない生き方や社会への参画の必要性についての認識を深め、定着させられるよう取組を一層進めます。

市の役割

市民・事業者・市民団体向けの男女共同参画意識を醸成するための事業や情報発信に努めます。

教育関係者の役割

保育所、幼稚園、学校等における保育や教育、地域での社会教育を男女平等の認識に立って実施します。また、保育や教育に携わる者への意識啓発に努めます。

事業者の役割

働きやすい職場づくりや事業所の持続可能な発展のためには男女平等・男女共同参画の考え方が重要であることを認識し、男女共同参画に関する学習機会等への参加・参画に努め、男女平等・男女共同参画の考え方の重要性を、従業員にも促しましょう。

市民の役割

男女平等や男女共同参画に関する講座や意識啓発の機会に積極的に参加しましょう。家庭生活や地域活動における固定的な性別役割分担意識の解消に努め、男女平等の意識を持ちましょう。

数値目標

成果指標	平成 25 年度 現状値	平成 30 年度 現状値	令和 8 年度 目標値
「地域活動の場」で「男女が平等である」と感じている人の割合	女性 31.9% 男性 42.5%		女性 60.0% 男性 80.0%
「社会全体」として「男女が平等である」と感じている人の割合	女性 6.9% 男性 16.0%		
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	女性 68.6% 男性 79.2%		女性 100% 男性 100%
「男は仕事、女は家庭」という考え方について『反対』（「反対」と「どちらかといえば反対」の合計）と思っている人の割合	女性 34.1% 男性 24.4%	女性 67.4% 男性 60.8%	女性 70.0% 男性 50.0%

活動指標	平成 25 年度 現状値	平成 30 年度 現状値	令和 8 年度 目標値
和泉市男女共同参画センター（モアいずみ）の図書コーナーの年間貸出冊数	484 冊	344 冊	600 冊
和泉市男女共同参画センター（モアいずみ）の認知度	15.4%		50.0%
「女と男のフォーラム」「男女共同参画週間事業」の定員に対する参加率	88.7%	68%	100%

■ 成果指標

行政活動の成果（政策の成果）を測る指標で、市民生活にどのような効果や効用があったか、市民からの観点でどの程度の満足が得られたかを基準とする。

■ 活動指標

事業の具体的な活動量や活動実績を測る指標。

施策の方向（１）	学校・園における男女平等教育の推進
----------	-------------------

固定的な性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図り、男女共同参画についての理解を促進するためには、学校や家庭、地域で男女平等を推進する教育・学習の充実を図ることが重要です。

次代を担う子どもたちが、健やかに、そして、性別に関わりなく個性と能力を発揮できるよう、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります。

また、子どもたちが、男女平等の考え方に基づく自立及び職業に対する意識を醸成し、将来を見通した自己形成ができるよう取組を進めます。

施策① 男女平等教育の推進

	事業	担当部署
1	各学校や幼稚園・保育所で、男女平等教育推進計画並びに保育計画を策定し、園や学校、保育活動での取組、教職員等の研修、保護者への働きかけ等を積極的に推進し、教育・保育環境を整備します。 ◆保育計画に基づく人権の視点からの男女平等教育の実践と共有 ◆人権教育推進計画に基づく教育活動の取組とその評価・公表 ◆学校の施設について男女共同参画の視点から、整備・改善を行う	こども未来室 教育委員会指導室 教育委員会総務課
2	「男女平等教育推進モデル校」においては、当事者である子どもと教職員への振り返り調査を実施し、男女平等教育モデル校での成果を1年ごとにまとめ、公表するとともに、次年度の取組に活かします。 ◆モデル校の実践の発信	教育委員会指導室
3	教職員や保護者等が、デートDV*や性犯罪（児童ポルノや児童虐待等を含む）等についての認識を深めることができるよう情報提供します。 ◆教職員、保護者、子ども等対象者に応じて選択し、大阪府から提供のポスター、パンフレット、データを提供 ◆男女共同参画社会づくり講座の実施	教育委員会指導室 人権・男女参画室
4	教職員や保護者等が、SOGI*の多様性についての認識を深めることができるよう情報提供します。 ◆学校・園に向けて文部科学省等からの啓発物等を提供 ◆男女共同参画センター（モアいずみ）の図書コーナーでの啓発	教育委員会指導室 人権・男女参画室
5	自らの身体と他者の身体について正しい理解を深め、性に関する適切な態度や行動の選択ができるよう、発達段階に応じた性教育に取り組みます。 ◆保健体育や総合的な時間を利用して性教育を実施 ◆小・中学校生活指導研究協議会での啓発文書の作成	教育委員会指導室
6	市民活動等と連携し、子どもたちが暴力の被害者にも加害者にもなることを防ぐための情報や学習機会の提供を定期的に行います。 ◆教職員対象の「エンパワメント研修」の実施 ◆子ども対象の「犯罪防止教室」の実施 ◆「被害者救済システム」の周知 ◆幼稚園・保育所における「不審者侵入対処訓練」の実施 ◆幼稚園・保育所における「こどもたちに伝える5つの約束」の徹底（和泉市安全なまちづくり推進協議会）	教育委員会指導室 こども未来室

* デートDV(Date Domestic Violence) : 結婚していない、特に若い世代の男女間でのDVのこと。

* SOGI(ソジ)(Sexual Orientation Gender Identity) : どの性別を好きになるか、ならないかを表す「性的指向(Sexual Orientation)」、自分の性別をどう認識しているかを表す「性自認(Gender Identity)」のこと。

施策② 一人ひとりの自立・職業意識を育む教育の推進

	事業	担当部署
7	キャリア教育*をする上で重要な取組という観点に立って職場体験学習を実施するために、教職員に対してキャリア教育に関する情報や学習機会を提供します。 ◆キャリア教育担当者の研修の実施	教育委員会指導室
8	子どもの発達段階に応じて、性別に捉われることなく自らの生き方を考え、自分の意志と責任で進路を選択・決定する能力・態度を身につけることができるよう、キャリア教育の指導計画を作成し、それに基づいた進路指導を行います。 ◆中学校区における「キャリア教育全体指導計画」の策定 ◆中学校への職場体験学習実施のための情報提供	教育委員会指導室
9	特に、女子や障がいのある人について、厳しい就業状況を踏まえ一人ひとりに対応した支援をします。 ◆支援学校と障がい福祉サービス事業者の連携体制の充実 ◆就労移行支援・就労継続支援事業者等の情報提供	教育委員会指導室 障がい福祉課
10	市役所においてインターンシップを受け入れます。	人事課 人権・男女参画室 関係各課(室)

施策③ 教職員・保育士等の男女平等意識の向上

	事業	担当部署
11	教職員や保育士等が固定的な性別役割分担意識に捉われず、男女平等の意識を持って子どもたちを指導できるよう、研修の充実を図ります。 ◆校内推進体制の確立に向けて校長会での周知 ◆乳幼児人権教育研究会による研修の実施	教育委員会指導室 こども未来室
12	各学校に男女平等教育・人権教育担当者を置き、男女平等の視点に立った実践事例研修や男女平等教育の研修を推進します。 ◆各学校に男女平等教育の担当教員を配置 ◆男女平等教育実践事例や指導事例集（大阪府）を活用した校内研修	教育委員会指導室
13	セクシュアル・ハラスメント*、性犯罪に関する研修並びに今日的な課題に対して研修を実施します。 ◆各学校・園の管理職・担当職員へのセクシュアル・ハラスメント防止や今日的課題に関する研修の実施	教育委員会指導室

* **キャリア教育(Career Education)** : 主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観・職業観等生きる力を身につけ、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするための教育。人間関係能力、情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力を育む。

* **セクシュアル・ハラスメント(Sexual Harassment)** : 再掲 P 7 参照

施策④ 家庭での男女平等・男女共同参画の推進

	事業	担当部署
14	固定的な性別役割分担意識に捉われない家庭運営や子育てができるよう、保護者を対象に、男女平等や男女共同参画について学べる家庭教育に関する学習機会を提供します。 ◆モデル校の実践の発信 ◆男女共同参画社会づくり講座の実施 ◆保護者に対し、保育所における男女平等・男女共同参画推進のための保育の取組について積極的に情報提供を実施	教育委員会指導室 こども未来室 人権・男女参画室
15	家庭教育における悩み・問題について、男女平等・男女共同参画の視点を持ちつつ、解決に導く「教育相談」を充実します。 ◆スクールカウンセラーやS S W（スクールソーシャルワーカー）の活用	教育委員会指導室

施策の方向（２）	地域における男女平等学習の推進
----------	-----------------

超高齢社会に対応していくためには、これまで経験したことのない様々な課題の解決に向けた社会教育が極めて重要です。

人生100年時代を男女が主体的に、多様な生き方や社会のあらゆる分野への参画の選択を行うことができるよう、人生を通じたそれぞれの段階で、それぞれのライフスタイルに応じたきめ細やかな情報や学習機会の提供と、その成果を活かすことのできる場の提供を行います。

特に、女性については、長期的な視点で自らの人生設計を行い、主体的に生き方を選択することができる力をつけるため、学習機会の提供等の支援を充実します。

施策⑤ 多様な選択を可能にする学習機会の提供

	事業	担当部署
16	地域において男女平等・男女共同参画の考え方が定着するように、研修会、学習会等を企画・実施します。 ◆男女共同参画社会づくり講座の実施 ◆校区別人権研修会や講演会等の実施 ◆生涯学習講座の実施 ◆市民大学事業の実施 ◆青少年男女共同参画事業の実施	人権・男女参画室 生涯学習課 青少年センター 関係各課(室)
17	和泉市生涯学習センター、和泉市男女共同参画センター（モアいずみ）等でのイベントや講座を充実するとともに、その情報が必要な人に届くよう広報を工夫します。 ◆シティプラザ通信、モアいずみ通信、広報紙やホームページ、いずみメールでの周知の充実 ◆配架の工夫	生涯学習課 人権・男女参画室 いずみアピール課
18	消費者が自らの利益の擁護及び増進のために、自主的かつ合理的に行動ができるよう、その教育・啓発を充実させます。 ◆出前講座の実施 ◆消費生活講演会、消費者月間キャンペーン等による啓発	福祉総務課

施策⑥ 女性の意思決定の場への参画に向けての人材育成の充実

	事業	担当部署
19	女性のチャレンジを支援するための情報提供や各種講座を実施します。 ◆和泉市男女共同参画センター（モアいずみ）の図書コーナーの充実	人権・男女参画室
20	「モアいずみフォーラム」の企画・運営等を通して女性のエンパワメント*を支援します。	人権・男女参画室
21	モアいずみ通信やホームページ、さらには「いきいきライフ講座」等を通じて、様々な分野で活躍する女性をロールモデル*として紹介します。 ◆いきいきライフ講座、いずみワクワク講座の実施	人権・男女参画室

施策の方向（３）	男性にとっての男女共同参画の推進
----------	------------------

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、日本の社会にとっても、男性にとっても重要です。

男女共同参画社会の形成は、男性がより暮らしやすくなるものであることについて理解を深め、男性自身が男性に関する固定的性別役割分担意識の解消を図り、これまでの長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行（男性中心型労働慣行*）の見直しと、家庭や地域への参画を促せるような意識啓発や学習機会を提供します。

また、定年で退職した男性が、地域活動等に積極的に参画することができるよう支援します。

施策⑦ 家庭・地域への男性の参加・参画の推進

	事業	担当部署
22	男性が仕事中心の生き方を振り返り、家庭や地域に参画するきっかけづくりとして、学習や交流機会の充実を図ります。 ◆親学習講座の充実 ◆行事や半日保育参加への呼びかけ ◆エンゼルハウスでの父親の参加の日の設定 ◆男女共同参画社会づくり講座「子育て応援講座」「男性学講座」の実施	生涯学習課 こども未来室 人権・男女参画室
23	男性の意識改革や生活自立のための実践的な家事講座等を実施します。 ◆男性学講座の実施	人権・男女参画室

* **エンパワメント(Empowerment)** : 自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場等社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し、行動していくことをいう。

* **ロールモデル(Role Model)** : 将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデルをいう。「女性のチャレンジ支援策について」(平成15年4月男女共同参画会議)では、一人ひとりが具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されている。

* **男性中心型労働慣行** : 再掲 P 1 参照

施策の方向（４）	男女平等意識の浸透
----------	-----------

男女平等の実現を阻害する大きな要因の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて浸透した「固定的な性別役割分担意識」です。こうした意識は、いまだに根強く残っていることから、これを解消し、男女平等社会実現のための努力が必要であるとの認識を深められるよう、より一層の広報・啓発活動を行っていきます。

中でも、男女平等社会実現のための施策を強力に進めるためには、それを遂行する職員が男女平等や男女共同参画に関する正しい理解が不可欠です。全庁が一体となって施策を進められるよう、意識の向上を図り、性や性同一性障がい等を理由とする差別や偏見の解消をめざして啓発活動に取り組みます。

また、男女共同参画に関する先進的な取組を行っている自治体の事例等について調査研究を行う等、大阪府の動向を知り、それを参考にしながら本市における課題解決に活かす姿勢も重要です。そのための調査研究や情報収集・分析を強化します。

調査研究や情報収集にあたっては、男女の置かれている状況を客観的に把握することができるよう、統計情報について可能な限り、男女別・年齢別データの把握に努めます。また、男女共同参画に関わる重要な統計情報は市民にわかりやすい形で公開し、周知を図ります。

施策⑧ 固定的な性別役割分担意識を解消するための市民への働きかけ

	事業	担当部署
24	「何について（男女平等に関する課題）」「誰に向かって（例えば「男性に」等、対象者を絞り込む）」「どんな方法で（広報紙、ホームページ、講演会、「男女共同参画週間」「人権週間」の時に、等）」を的確に判断し、体系的、段階的に市民への啓発活動を進めます。 ◆ ツイッター、フェイスブック、LINE@、いずみメールでの情報提供の充実 ◆ 市こども会育成連絡協議会や青少年問題協議会への啓発紙の配布 ◆ 男女共同参画週間等に合わせた資料展示	いずみアピール課 人権・男女参画室 生涯学習課 読書振興課 関係各課(室)
25	地域活動において、男女共同参画社会の理解を深めるための出前講座等の内容の充実と広報の強化を図ります。 ◆ 出前講座での広報の工夫 ◆ 男女共同参画推進事業（オアシス）助成金事業の実施	生涯学習課 人権・男女参画室
26	男女共同参画社会づくりのために啓発冊子を定期的に発行します。	人権・男女参画室
27	市民との協働のもと、男女共同参画社会づくりの認識と理解を深めるための啓発イベントを定期的に開催します。 ◆ 「モアいずみフォーラム」「男女共同参画週間事業ミニフォーラム」の開催	人権・男女参画室

施策⑨ 市職員の男女平等・男女共同参画意識の向上

	事業	担当部署
28	市職員や連携機関の職員等に対して男女共同参画に関する研修等を充実します。 ◆新規採用職員研修の実施 ◆男女共同参画施策推進員研修の実施 ◆留守家庭児童会支援員研修の実施	人事課 人権・男女参画室 生涯学習課
29	和泉市男女共同参画施策推進本部・幹事会の取組を強化します。	人権・男女参画室

施策⑩ 性に捉われない人権の尊重

	事業	担当部署
30	性についての正しい知識の周知を図るとともに、SOGI*の多様性についての理解を深めるための啓発を推進します。 ◆モアいずみ通信及びオアシス I Z U M I の発行 ◆LGBT*研修の実施 ◆SOGI*の多様性について学ぶ研修	人権・男女参画室 教育委員会指導室

施策⑪ 男女共同参画にかかる資料等の充実と積極的提供

	事業	担当部署
31	男女平等・男女共同参画施策の進捗状況を知り、施策の見直しをするための男女共同参画に関する調査を継続的に実施します。 ◆男女共同参画に関する市民意識調査（10年に1回）の実施	人権・男女参画室
32	男女別統計の必要性の啓発を進め、様々な男女別統計を作成します。 ◆統計いずみにおける男女別データの公表 ◆いずみデータブックの作成	総務管財室 人権・男女参画室 関係各課(室)
33	男女共同参画に関する図書や資料の収集と提供を充実します。 ◆図書館における男女共同参画に関する資料の収集と提供 ◆シティプラザ図書館における『男女共同参画コーナー』の設置	読書振興課 人権・男女参画室

* SOGI(ソジ)(Sexual Orientation Gender Identity) : 再掲 P 4 2 参照

* L G B T (Lesbian Gay Bisexual Transgender) : Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、「身体の性」は男性でも「心の性」は女性というように、「身体の性」と「心の性」が一致せず、自身の身体に違和感を持つ人。「心の性」にそって生きたいと望む人も多く見られる)の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称のひとつ。

施策の方向（５）	人権尊重、男女平等に立ったメディアの確立
----------	----------------------

メディアは、男女平等・男女共同参画に関する正しい理解を広め、固定的性別役割分担意識を解消していくツールとして大きな役割を担っています。伝えたい情報の内容や対象者にふさわしいメディアを選び、積極的に活用して広報・啓発活動を行います。

その一方で、メディアが発信する扇情的な性や暴力表現は、男女平等社会の形成を大きく阻害するものであり、女性、子ども、性的マイノリティ*に対する人権侵害となります。

メディアの発信する情報をよく理解せず受け入れたり、振り回されることなく、男女平等や人権尊重の視点で主体的に情報を読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー*）を養う機会を作っていきます。

とりわけ、近年、インターネット等の普及によって、女性、子ども、性的マイノリティ*の人権を侵害する違法・有害な発信媒体が多様化し、受信も容易となっています。インターネット等新たなメディアへの理解や知識を深め、安全・安心に利用できるような取組を進めます。

施策⑫ 市の刊行物等の表現の配慮

	事業	担当部署
34	市が作成する広報紙、刊行物、ポスター、チラシ等は、内閣府男女共同参画局発行の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」に基づき制作します。 ◆庁内の掲示ポスター、広報紙、ホームページ等を男女共同参画の視点で点検	いずみアピール課 総務管財室 人権・男女参画室 関係各課(室)

施策⑬ メディア・リテラシーの向上

	事業	担当部署
35	メディア・リテラシーの向上のための学習機会を提供します。 ◆学校における「情報モラル教育」の実施 ◆メディア・リテラシーに関する資料展示 ◆男女共同参画社会づくり講座の実施	教育委員会指導室 読書振興課 人権・男女参画室
36	性的感情、暴力性を助長するような有害図書・ビデオ及び喫煙・飲酒・薬物乱用等悪影響を及ぼすことについて大阪府と連携し、環境の改善を図ります。 ◆全小学校区での定期的な巡回パトロールの実施 ◆「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の取組	生涯学習課

* **メディア・リテラシー(Media Literacy)**：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

* **性的マイノリティ(Sexual Minority)**：性的指向が同性に向かう同性愛者、性自認において生物学的な性と心の性に違和感を覚える性同一性障がいの人などが含まれる。

基本目標Ⅱ 男女平等の参加・参画で社会を活性化する

毎年、世界経済フォーラムが発表する男女平等度（ジェンダーギャップ指数）ランキングを見ると、日本は年々順位を下げ、平成29（2018）年には149カ国中110位と先進国中最も低くなっています。（22ページ参照）

これは、日本の女性は、平均寿命がトップクラスであり、社会で活躍するに十分な基礎教育を受けていて、社会のさまざまな場所で活躍できる“力”があるにも関わらず、経済や政治の分野で女性の力が十分に活かされていないことを物語っています。

和泉市においても同様の状況で、総じて政治・行政・事業所・地域における意思決定過程への女性の参画率は低く、人口の半分、労働力人口の4割余りを占める女性の意見が反映されているとは言いがたい状況が続いています。

市民一人ひとりが満足度の高い生活を送れ、将来にわたり活力のある社会であるためには、男女平等・ダイバーシティ*の考え方にに基づき、多様な意思が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正に反映されることが重要です。

以上の視点に立って、和泉市では、市が率先して審議会をはじめ、女性職員の管理職への登用を積極的に推進するとともに、事業所や地域への働きかけを進めることによって、女性が意思決定過程に参画していくための人材育成を重要対策として位置づけ、施策を進めていきます。

事業者においては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、労働者301人以上の一般事業主は事業主行動計画の策定が義務化され、労働者300人以下の一般事業主は事業主行動計画の策定が努力義務とされています。関係課と連携しながら、一般事業主行動計画の策定を呼びかけます。

就労の場においては、パートタイム労働者の待遇が必ずしもその働きや貢献に見合ったものになっていない場合もあり、働き・貢献に見合った公正な待遇を確保することが課題となっています。男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状においては、女性が貧困に陥りやすい要因の一つとなっているほか、正規雇用と非正規雇用の間の格差によって男女間の格差を生じさせるという問題もあります。女性が経済的自立を果たせるよう、支援を進めます。

「地域」（地域コミュニティ）は、人々にとって身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女平等社会の実現にとって重要です。現在、地域においては、少子高齢化、人間関係の希薄化又は単身世帯の増加等のさまざまな変化が生じており、男女が共に地域づくりを担うことが求められます。こうした状況の中で、地域に暮らす人々のニーズに応えるよう地域力を高め、持続可能な地域コミュニティを築くために、地域活動における意思決定過程への女性の参画や固定的な性別役割分担がある分野への男女双方の参画を促進します。

*** ダイバーシティ(Diversity)** : 「多様性」のこと。性別や国籍、年齢等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

市の役割

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）*によって、審議会等委員、市職員等の男女の構成比率の適正化を進めます。また、事業者や地域・市民活動団体に対して、女性登用の促進について働きかけます。

教育関係者の役割

子どもたちにとって、教職員が男女が共にあらゆる場に対等に参画することがモデルとなるよう、性別による職務分担がない職場環境づくりをめざします。

事業者の役割

女性の職域の拡大、女性の活躍推進のための職場環境づくりを進めましょう。
積極的に女性を登用し、男女をはじめ様々な人の意見を反映できるよう努めましょう。

市民の役割

女性は、「女性だから」とためらわず、組織や地域社会の一員として、様々な分野での意思決定過程に積極的に参画しましょう。社会教育の場でそのための能力を磨きましょう。
男性も、性別への固定観念をなくし、女性のリーダーに協力しましょう。
また、女性が参画しやすい体制や環境づくりに協力しましょう。

* ポジティブ・アクション(積極的改善措置) : 再掲 P 2 参照

数値目標

成果指標	平成 25 年度 現状値	平成 30 年度 現状値	令和 8 年度 目標値
和泉市審議会等への女性委員の参画率	28.9%	29.8%	40.0%
和泉市の女性管理職の割合 (課長補佐級以上、事務職・技術職)	10.7%	17.6%	20.0%
小中学校の教職員における女性管理職の割合 (校長・教頭)	16.1%	18.0%	30.0%
「職場」で「男女が平等である」と感じている人の割合	女性 17.5% 男性 22.0%		女性 50.0% 男性 50.0%

活動指標	平成 25 年度 現状値	平成 30 年度 現状値	令和 8 年度 目標値
アドバイザー養成講座における男性の参加率（平成 30 年度まで）	23.7%	14.3%	
男女共同参画社会づくり講座における男性の参加率（令和元年度から）			30.0%
女性を対象とした再就職支援講座の定員に対する参加率	81.0%	105%	100%
シルバー人材センターの女性会員の増加	1,741 人 （うち女性 534 人）	1,751 人 （うち女性 551 人）	1,942 人 （うち女性 → ）
防災リーダーの人数（平成 30 年度まで）	——— （平成 26 年 度より実施）	34 人 （うち女性 11 人）	
自主防災組織設立数（令和元年度から）			109 団体

施策の方向（６）	意思決定の場への女性の参画の推進
----------	------------------

男女平等社会の実現に向けて、意思決定過程への女性の参画の拡大は極めて重要です。

多様なポジティブ・アクション（積極的改善措置）*の実施、固定的な性別役割分担意識の解消、ロールモデルの提示や教育等による女性自身の意識や行動の改革、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*の推進等、和泉市全体であらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するための措置を講じます。

特に、施策の推進に市民が参画する重要な機関である審議会等や女性教職員・職員の管理職への登用については、市が率先して政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくことに向けて積極的に取り組みます。

経済や地域活動への分野に関しても、実効性のあるポジティブ・アクション（積極的改善措置）*の推進について理解を求めつつ、積極的な取組を促すなどの働きかけを行います。

施策⑭ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の考え方の推進

	事業	担当部署
37	市民・事業者・行政等のあらゆる分野にポジティブ・アクション（積極的改善措置）*の考え方を導入し、男女共同参画を推進します。	関係各課(室)

施策⑮ 審議会等への女性の参画の推進

	事業	担当部署
38	市の審議会等の附属機関や行政委員会等の女性委員の比率を、令和8（2026）年までのできるだけ早い時期に40%の達成をめざします。	関係各課(室)
39	女性委員がいない審議会等に対しては、『0から1』への働きかけを行い、女性委員のいない審議会等の解消をめざします。 ◆事前協議の強化	人権・男女参画室 関係各課(室)
40	意思決定過程への女性の参画を推進するため、審議会等における委員の選出方法の見直しを進めます。	人権・男女参画室 関係各課(室)
41	審議会委員等の委員の改選時は、男女共同参画所管部長との事前協議を行います。	人権・男女参画室 関係各課(室)
42	女性が政治や政策・方針決定の場への参加・参画することの重要性について、市民に啓発します。	人権・男女参画室

* ポジティブ・アクション(Positive Action)(積極的改善措置) : 再掲 P2参照

* ワーク・ライフ・バランス(Work-Life Balance)(仕事と生活の調和) : 再掲 P3参照

施策⑯ 女性職員・女性教員の管理職への登用

	事業	担当部署
43	女性職員・教員の職務内容の見直しと職域の拡大を図ります。 ◆多様な職務経験を付与するために人事異動を勘案 ◆時間外勤務時間を縮減し、サポート体制等働く環境の整備	人事課 教育委員会指導室
44	女性職員・教員及び管理職に対する研修（教育訓練）を充実します。 ◆学校における和泉市マネジメント力育成リーダー研修の実施 ◆泉北3市で合同開催の女性リーダー研修への派遣 ◆係長級昇任試験を受けることへの意識づけ ◆庁内OJT*の充実	人事課 教育委員会指導室
45	管理職への女性職員・教員の登用比率を高めるため、数値目標を掲げ、その達成をめざします。	人事課 教育委員会指導室

施策⑰ 事業所や地域における意思決定の場への女性の参画促進

	事業	担当部署
46	事業者等に対し、女性の活力があつてこそその経済成長であるとの認識に立って、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）*の導入等、女性の採用・管理職の登用の重要性について啓発します。	商工労働室 人権・男女参画室
47	地域の各種団体の長等を選出する際において、女性役員の登用を積極的に行うよう啓発します。 ◆町会等への働きかけ	関係各課(室)

施策⑱ 女性の人材育成

	事業	担当部署
48	行政や地域で活躍できるよう人材を育成します。 ◆男女共同参画社会づくり講座の実施 ◆男女共同参画研修助成金事業の実施	人権・男女参画室
49	女性のさらなるエンパワメント*をめざす講座を実施します。	人権・男女参画室
50	男女共同参画社会づくり講座の修了生や男女共同参画センター登録団体が、地域活動で活躍している状況等を通して、女性リーダーを発掘し、審議会委員等として活躍してもらえるように働きかけます。	人権・男女参画室

*OJT：(On-the-Job Training、オン・ザ・ジョブトレーニングの略)。企業内で行われる企業内教育・教育訓練手法の一つ。職場の上司や先輩が部下や後輩に対し具体的な仕事を通じて仕事に必要な知識・技術・技能・態度等を意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な業務処理能力や力量を育成するすべての活動である。これに対し、職場を離れての訓練はOff-JT(Off the Job Training)と呼ばれる。

*ポジティブ・アクション(Positive Action)(積極的改善措置)：再掲 P2参照

*エンパワメント(Empowerment)：再掲 P45参照

施策の方向（７）	男女共同参画で進める就労支援
----------	----------------

男女雇用機会均等法の基本的理念である雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を実現し、男女が共に対等なパートナーとして能力を発揮しあえるよう、同法の実行の確保はもとより、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）*の推進等による男女間格差の是正、男女間賃金格差の解消、雇用処遇体系の見直し、女性の就業継続や再就職に対する支援等に取り組みます。

また、非正規雇用の雇用環境の整備に向けて一層の取組を進めます。

さらに、雇用分野だけでなく、経済の活性化のためにも女性の役割を認識し、女性による経済活動の機会を創造する観点から、起業や自営業、農業等の分野においても男女が均等な機会のもとで一層活躍することができるよう支援します。

施策⑨ 男女が共に働きやすい職場づくりのための支援

	事業	担当部署
51	企業や団体等に対し、男女共同参画推進講師派遣事業を実施します。	人権・男女参画室
52	就労支援等の情報提供を行います。	人権・男女参画室
53	男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等、労働に関する法律や制度に関する情報の周知を図ります。	商工労働室 人権・男女参画室
54	男女雇用機会均等法の定着を図る中で、企業・団体等においてセクシュアル・ハラスメント*、マタニティ・ハラスメント*、パワー・ハラスメント*等防止の研修の重要性を働きかけます。	商工労働室 人権・男女参画室
55	男女の均等な雇用の機会と待遇確保が実現されるよう「男女雇用機会均等月間」等の周知に努めます。	商工労働室 人権・男女参画室
56	様々な媒体を通じて、仕事と育児・介護の両立支援制度や女性の管理職を増やすポジティブ・アクション（積極的改善措置）*等、女性の就業継続のための情報を提供します。	人権・男女参画室

* セクシュアル・ハラスメント(Sexual Harassment) : 再掲 P 7 参照

* マタニティ・ハラスメント(和製英語:Maternity Harassment) : 職場における妊娠・出産・育児休業等を理由とする嫌がらせや、異動・降格・減給・自主退職の強要・雇止めなどの不当な扱いを受けたりすること。

* パワー・ハラスメント(和製英語:Power Harassment) : 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、本来の業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場関係を悪化させる行為。

* ポジティブ・アクション(Positive Action)(積極的改善措置) : 再掲 P2参照

施策⑳ 女性の就労支援

	事業	担当部署
57	出産等で離職した女性や起業等をめざす女性を支援するため、講座や能力開発のための講習等を実施します。 ◆職業能力開発講習会等の実施 ◆再就職チャレンジ支援講座の実施	商工労働室 人権・男女参画室
58	和泉市無料職業紹介センターにおける女性に対する職業紹介や相談、情報提供を充実します。 ◆和泉市無料職業紹介センター事業の実施	商工労働室
59	ハローワークとの連携を図り、職業相談、紹介の情報提供を積極的に行います。 ◆就職情報フェア事業の実施	商工労働室
60	起業しようとしている市民に対して、セミナーや相談窓口の情報の周知を図ります。 ◆大阪地域職業訓練センター等、相談窓口の情報提供 ◆和泉市産業振興プラザ事業の情報提供	商工労働室 人権・男女参画室
61	自営業等に従事する市民を対象に相談・指導、場所の提供等の情報提供を行います。 ◆和泉市産業振興プラザ事業の情報提供 ◆農林課における情報提供	商工労働室 農林課
62	農業の重要な担い手として、農業女性の資質の向上を図るため、農業女性活動組織の育成・支援を行います。 ◆農業経営担い手育成事業の実施 ◆都市農村交流事業（ファームステイ事業）の実施	農林課
63	高齢者に対する経済的自立に向けた就労の機会の拡大と、雇用の安定を企業等に働きかけます。 ◆求人開拓事業の実施 ◆シルバー人材センター運営補助事業の実施	商工労働室 高齢介護室

施策の方向（８）	男女共同参画で進める地域づくり
----------	-----------------

少子高齢化社会の進行や地域の中でのつながりの希薄化が進む中で、地域の抱える課題が多様化・複雑化しています。

高齢者や子ども等の弱者をねらった犯罪の防止や子育てファミリーへの見守り、防災等の課題解決に対して住民が主体的に取り組めるよう、自治会をはじめとした地域の各団体における男女共同参画を促進するための支援をします。

また、南海トラフ地震や風水害等災害への備えは緊要の課題です。被災時・復興段階には、男女でニーズの違いがあることや増大した家庭的責任が女性に集中すること、女性への暴力等、女性をめぐる諸問題を解決するために男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立していきます。

どのような立場の人も安心して暮らせる地域コミュニティづくりが求められています。単身高齢者、障がいのある人、在住外国人等のニーズを把握し、きめ細やかな支援をしていきます。特にそれらの中で女性であることで複合的な困難があることに配慮します。

施策②① 性別・年齢に関わりなく、すべての人が担う地域活動のための支援

	事業	担当部署
64	若者、働き盛り世代、定年を迎えた世代等が地域活動に参加するきっかけをつかめるよう、学習や交流の場の充実を図るとともに、情報提供を工夫します。 ◆アイ・あいロビー管理運営事業の実施 ◆成人教室の内容の充実と情報提供の工夫	公民協働推進室 生涯学習課
65	男女が共に担う地域活動に関する支援制度の強化、充実を図ります。 ◆和泉市あなたが選ぶ市民活動支援制度「ちょいず」の実施 ◆男女共同参画推進事業（オアシス）助成金事業の実施	公民協働推進室 人権・男女参画室
66	P T A、こども会、自治会、地域ボランティア等の活動に、男女が共に参加・参画できるよう啓発します。 ◆アイ・あいロビーにおけるボランティア登録の促進 ◆和泉市P T A協議会・こども会育成連絡協議会への情報提供 ◆第4次和泉市地域福祉計画・第4次和泉市地域福祉活動計画に則って、地域における見守り等の支援体制の構築をめざした協議の場づくり	公民協働推進室 生涯学習課 福祉総務課

施策②② 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備

	事業	担当部署
67	子育て中の家族、高齢者、障がいのある人、在住外国人等さまざまな人々のニーズの違いを反映した防災・災害復興対策を推進するために、自主防災組織や町会・自治会等に女性の参画を促進します。 ◆出前講座の実施	公民協働推進室

68	災害・復興時の自助・共助や地域コミュニティが、重要であるという観点に立った啓発を行います。 ◆出前講座の実施 ◆男女共同参画社会づくり講座の実施	公民協働推進室 人権・男女参画室
69	地域における防災リーダーとして、女性消防クラブ等の充実を図ります。 ◆和泉市女性消防クラブ連合会研修会の実施 ◆和泉市ブロック別防災訓練の実施 ◆市民防災育成事業（地域防災力育成業務）の実施	消防予防課 公民協働推進室
70	男女共同参画の視点を取り入れた、和泉市地域防災計画や各種防災マニュアルを運用します。	公民協働推進室

施策②③ 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせるまちづくり

	事業	担当部署
71	ひとり暮らしの高齢者に対し、生活支援をするとともに、社会的孤立を防ぎ、地域社会との交流を深めるための生きがいづくりを推進します。 ◆デイサービス支援事業の実施 ◆ふれあい食事サービス助成事業の実施 ◆老人クラブ活動補助事業の実施	高齢介護室
72	利用できる福祉サービスや地域の社会資源のネットワークを市民が活用できるよう、あらゆる機会を通じて市民に情報提供を行います。 ◆地域包括支援センター事業の実施 ◆障がい者基幹相談支援センターや障がい者相談支援センターでの情報提供 ◆いきいきネット相談支援センター事業での情報提供	高齢介護室 障がい福祉課 福祉総務課
73	高齢者、障がいのある人、子どもが安心して暮らせるよう、バリアフリーのまちづくりを推進します。 ◆市営住宅建替事業の実施 ◆新規整備、改修時における公園施設（園路、トイレ等）のバリアフリー化の推進 ◆「交通バリアフリー基本構想」に基づいたバリアフリー化の推進	建築住宅課 公園緑地課 道路河川室
74	日本語が外国人にとって地域社会で生きていくための基盤となり、また、教室活動そのものが日常生活における対等な人間関係や地域でのネットワークの構築につながるように、「日本語サロン」（和泉市国際交流協会）と連携します。 ◆広報紙やホームページでの日本語サロンの周知	人権・男女参画室
75	国や府の外国人向け生活情報等の提供を積極的に進めます。 ◆ホームページに外国人情報コーナーの作成	人権・男女参画室

基本目標Ⅲ 自立を支えあうまちをつくる

市民一人ひとりがそれぞれの個性と能力を発揮しながら社会のさまざまな分野に対等に参画し、充実感の持てる生活を送るためには、仕事と仕事以外の生活のバランス＝ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*の実現が不可欠です。

長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*を実現することは、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上で重要なものです。

和泉市においては、女性の年齢階級別労働力率を見るとM字カーブ*の底が全国や大阪府と比べて深くなっており、結婚や出産・育児のために一旦仕事を辞める女性が多いと考えられます。

ライフスタイルに応じた多様な働き方の普及に努めるとともに、働き続けたいと望む女性が希望どおりに働き続けられるよう、女性活躍推進法に基づく取組を進めていきます。また、男性が仕事も生活も充実させることができるよう、子育て支援や介護支援策との密接な連携を図りながら、行政、事業者、労働者が連携し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*の実現に向けた取組を着実に進めます。

市民一人ひとりの人権が尊重され、格差のない安心な社会であることは、男女平等社会実現の前提です。

しかし、近年は、単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化*等に伴い、貧困等生活上の困難について幅広い層へ広がっています。中でも、相対的貧困率については、ほとんどの年齢層において男性に比べて女性の方が高く、特に高齢単身女性世帯や母子世帯等ひとり親世帯で高くなっており、貧困の連鎖に陥らないよう切れ目のない支援が必要です。また、子どもの将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないよう、子どもを対象に学習できる場や居場所となる場を提供することで、子どもの将来の自立に向けた支援を行う必要があります。

また、女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合が高いため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受けることになります。また、障がいがあること、在住外国人であること、同和問題等に加え、女性であることによって複合的に困難な状況に置かれている場合があります。

生活上の困難に直面している市民に対して、安定した生活を営むことができるよう、男女共同参画の視点に立って経済的支援や自立に向けた支援、困難の連鎖を防ぐための教育格差の解消等、きめ細やかな支援を行います。

*ワーク・ライフ・バランス(Work-Life Balance)(仕事と生活の調和) : 再掲 P 3 参照

* M字カーブ(M-shaped Curve) : 再掲 P3参照

* グローバル化(Globalization) : 世界規模、地球規模であるさま。

男女が互いの身体的な性差を十分に理解しあい、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女平等社会の基盤です。

特に、女性の場合は、妊娠や出産をする可能性があるなど、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*の視点が特に重要です。

男女には異なる健康上の問題に直面するという認識を持ち、自分自身の心身の健康については自分自身で決める権利があるという視点に立って、生涯を通じての心身の健康保持・増進のための総合的支援を行っていきます。

市の役割

男性の家事・育児・介護への参画を促進するための事業や情報の提供、男女が働き続けるための子育てや介護サービスの充実・周知等の施策を展開します。

ひとり親家庭の母親や父親、高齢者、障がい者等に対する職業紹介を充実します。

在住外国人女性のための生活情報提供や相談窓口の一層の充実を図ります。

事業者の役割

市が実施するセミナー等には積極的に参加し、他事業所等の取組を参考にしましょう。

働く男女がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*を実現できるよう、労働条件の整備や両立支援制度の充実に努めましょう。

ひとり親家庭の母親や父親、高齢者、障がい者等の雇用に努めましょう。

市民の役割

自分にとっての仕事と生活のバランスのとれた暮らし方を見つけて、そのための意識変革と職場や家庭環境を変えるための働きかけをしましょう。

育児・介護休業を取得したいと考えている職場の仲間を応援しましょう。

男性は、家事や育児・介護等に参画できるよう、講座等に積極的に参加し、生活技術を身につけましょう。

経済的・家庭的・精神的・身体的にも、自らの意思で行動できる自立した生活を送るため、一人ひとりが意欲・能力を高めましょう。

*** リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(Reproductive Health/Rights)(性と生殖に関する健康と権利)**：1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれており、性と生殖に関する健康、生命の安全を女性のライフサイクルを通して、権利として捉えようという概念。

*** ワーク・ライフ・バランス(Work-Life Balance)(仕事と生活の調和)**：再掲 P 3 参照

数値目標

成果指標	平成 25 年度 現状値	平成 30 年度 実績値	令和 8 年度 目標値
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） という言葉の認知度	女性 63.8% 男性 66.8%		女性 100% 男性 100%
平日または、仕事がある日において、男性が、家事・育児・介護に携わる時間が1日あたり1時間以上の人の割合	15%		30%
和泉市における男性職員の育児休業取得率	6.3%	0%	10%
「家庭生活」で「男女が平等である」と感じている人の割合	女性 27.2% 男性 37.0%		女性 50% 男性 70%

活動指標	平成 25 年度 現状値	平成 30 年度 実績値	令和 8 年度 目標値
心身の健康に関する「男女共同参画社会づくり講座」の受講生の年間延人数	84 人	40 人	90 人
乳がん検診の受診率	20.4%	29.0%	45%以上
子宮がん検診の受診率	28.7%	29.6%	45%以上

施策の方向（９）	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現のための支援
----------	--------------------------------

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現の必要性やその効果について、積極的に情報提供・啓発を行います。

事業者に対して、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点に立ち、労働者が働き続けられる環境の整備（長時間労働の改善や有給休暇の取得促進等）に向けた取組を支援します。

また、保育所でのさまざまなサービスに加えて、病児・病後児保育やファミリーサポート事業等多様なニーズに対応する育児・介護サービスを充実するとともに、男性の家事、育児、介護への参画を促す学習機会の充実を図ります。

施策②④ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という考え方の推進

	事業	担当部署
76	市民や事業者に向けてワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意義や働き方を見直す必要性等についての情報提供を行います。 ◆男女共同参画社会づくり講座の実施 ◆広報紙、ホームページ、モアイずみ通信での情報提供 ◆男女共同参画推進講師派遣事業の実施 ◆和泉市企業人権協議会等への情報提供	商工労働室 人権・男女参画室
77	男性向けに働き方見直しセミナーを実施します。 ◆男女共同参画社会づくり講座の実施 ◆男性学講座の実施	人権・男女参画室

施策②⑤ 男性も女性も、仕事と子育てや介護の両立ができる環境の整備

	事業	担当部署
78	次世代育成支援対策推進法に基づく、事業者としての行動計画策定を支援します。 ◆男女共同参画推進講師派遣事業の実施	こども未来室 人権・男女参画室
79	「和泉市こども・子育て応援プラン」に基づいて、妊娠・出産・子育て期における継続就業に向けた子育て支援の充実をめざします。 ◆一時預かり、障がい児保育、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育等の保育サービスの推進・充実 ◆母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査等を活用した情報提供及び相談 ◆留守家庭児童会の充実	こども未来室 健康づくり推進室 生涯学習課
80	事業者や男性労働者に対して、男性の育児・介護休業の取得促進に向け情報提供及び支援を行います。 ◆男女共同参画推進講師派遣事業の実施	商工労働室 人権・男女参画室
81	男性が父親としての自覚を持ち、積極的に子育てに関われるよう、知識や技術を習得することを支援します。 ◆半日保育参加の呼びかけ ◆子育て応援講座の実施	人権・男女参画室 こども未来室
82	男性が、主体的に家族介護の担い手となれるよう、知識や技術を習得することを支援します。 ◆家族介護教室事業の実施	高齢介護室
83	特定事業主行動計画に基づき推進します。	人事課

施策の方向（10）	自立した暮らしのための支援
-----------	---------------

ひとり親家庭に対して、世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援を行います。特に、父子家庭が地域で孤立しやすいということを踏まえ、固定的な性別役割分担意識の解消の啓発活動や生活支援のための情報提供を充実します。

超高齢社会を豊かで活力ある社会とするためには、高齢者も社会を支える重要な一員として、積極的に捉える必要があります。高齢者に対して、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を除去するための啓発活動を積極的に行うと同時に、高齢期の生き方は若い時期からの働き方や家族の持ち方等に影響を受けることから、高齢期を見据えた人生設計の構築支援等、世代横断的な視点で施策を進めます。また、高齢の男女、障がいのある男女それぞれに配慮をしながら、年齢や障がいの有無に関わらず、共に生活し活動できる社会を構築していきます。その際、女性であることでさらに複合的な困難な状況に置かれている場合があることに留意します。

施策②⑥ ひとり親家庭への支援

	事業	担当部署
84	ひとり親家庭が抱える、様々な悩みや問題を解消するための相談体制を充実します。 ◆母子・父子自立支援員による電話・来所による相談	こども未来室
85	ひとり親家庭の経済的基盤を強化し自立できるように、母子家庭・父子家庭自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業）の周知を図ります。	こども未来室
86	ハローワーク等と連携し、就労支援を行います。 ◆母子・父子自立支援員による就労支援	こども未来室
87	ひとり親家庭に支給される児童扶養手当や、ひとり親家庭に支援される医療費助成の周知を図ります。	こども未来室

施策②⑦ 困難を抱える人々が安心して生活できるための支援

	事業	担当部署
88	高齢者や障がいのある人に対する、経済的自立に向けた就労の機会の拡大と雇用の安定について事業所に働きかけます。 ◆一般就労や福祉的就労に向けた訓練等の機会の提供	高齢介護室 障がい福祉課
89	高齢者が要介護状態とならないよう、自立した生活を確保するための生活支援サービスの充実を図ります。 ◆介護予防普及啓発事業の支援	高齢介護室
90	支援を必要としている人々が適切に福祉サービス等を利用し、地域での生活が継続できるよう、情報提供や相談等の支援を進めます。 ◆高齢者在宅生活支援事業の実施 ◆高齢者栄養改善事業の実施 ◆障がい者基幹相談支援センター事業の実施 ◆障がい者相談支援センター事業の実施 ◆成年後見審判申立事業の実施 ◆日常生活自立支援事業の支援 ◆生活困窮者自立相談支援事業の実施 ◆いきいきネット相談支援センター事業の実施	高齢介護室 障がい福祉課 福祉総務課

施策の方向（11）	生涯を通じた心身の健康づくりの支援
-----------	-------------------

女性も男性も、一人ひとりが生涯を通じて健康でいられるよう、心身に関する正確な知識・情報や学習機会、健診・検診、相談窓口の提供等、多角的な支援を行います。

健康を個人、特に女性の基本的な人権として保障する観点から捉えられるよう、性や妊娠・出産に関する情報を提供し、産む・産まない、子どもの人数や出産する時期等の決定は、個人の権利であることについての理解が深まるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*の考え方を普及し、妊娠・出産等を含めた女性の生涯にわたる健康を支援します。学校教育や社会教育においては、子どもたちの発達段階に応じた性教育の実施や、ちまたにあふれる性情報に振り回されないよう正しい性に関する知識の普及に努めます。

思春期においては、食生活、喫煙やアルコール依存症、薬物乱用防止、H I V／エイズや性感染症等に対する総合的な対策が必要です。学校教育や市民活動団体等と連携しながら健康をおびやかす問題の解決に取り組みます。

施策⑳ 生涯を通じた心身の健康保持・増進

	事業	担当部署
91	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*の考え方に基づいて健康・保健施策が進められるよう、啓発や情報提供を行います。 ◆両親教室（妊婦教室）を活用した情報提供	健康づくり推進室 人権・男女参画室
92	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*の考え方に基づいた健康保持に関する学習機会を提供します。 ◆両親教室（妊婦教室）を活用した啓発 ◆男女共同参画社会づくり講座「女性の健康週間」の実施	健康づくり推進室 人権・男女参画室 教育委員会指導室
93	年代に応じた健康管理を支援するため、健康相談や健康診査・検診等の充実を図ります。 ◆各種検（健）診、健康教育・相談事業の実施	健康づくり推進室
94	学校と連携し、健康をおびやかす問題についての対策を推進します。 ◆「薬物乱用防止教室」の開催 ◆各学校で学校保健委員会の開催	教育委員会指導室
95	性差に留意し、自殺予防のための相談支援や心の健康保持増進に努めます。 ◆自殺予防対策事業の実施	健康づくり推進室 関係各課（室）
96	妊娠、出産期における健康保持のための支援をします。 ◆両親教室（妊婦教室）の実施 ◆妊婦健康診査の実施 ◆母子健康相談事業の実施	健康づくり推進室
97	H I V／エイズや性感染症については、大阪府と連携し偏見を取り除き、正しい知識の普及や感染予防に努めます。 ◆H I V／エイズ等のポスター掲示等による普及活動	健康づくり推進室
98	個人のプライバシーに配慮した女性のための健康に関する相談窓口を充実します。 ◆健康相談事業の実施	健康づくり推進室

*リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(Reproductive Health/ Rights)(性と生殖に関する健康と権利)：再掲 P59参照

基本目標Ⅳ 人権が尊重される環境をつくる

男女間の暴力には、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））*、デートDV*、セクシュアル・ハラスメント*、性犯罪、売買春、ストーカー行為*、トラフィッキング（人身売買）*等があります。近年では、男性が被害者となるDVや、インターネットを利用した女性に対する暴力も増えています。

これらは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等で互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女平等社会の形成を大きく阻害するものです。

特に、女性に対する暴力の背景には、男女の不平等な関係、女性に対する差別意識等の社会構造的な問題があることから、社会全体の問題として解決していくことが重要です。

DV*やセクシュアル・ハラスメント*といった言葉は、ある程度人々に認知されてはいるものの、正しい理解ができているかと言えばそうとは言い切れない状況です。あらゆる暴力を根絶するため、社会的認識の徹底や配偶者等からの暴力、性犯罪等、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進していきます。

また、子ども、高齢者、障がいのある人、性的マイノリティ*、外国人等はそれぞれ異なる背景事情や影響を有していることから、これらの被害者の支援にあたっては様々な困難を伴うものであることにも十分配慮し、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細やかに対応していきます。

市の役割

大阪府や警察及び関連機関との連携を強化し、相談から自立支援まで計画的・総合的な支援の充実を図ります。

教育関係者の役割

セクシュアル・ハラスメント*のない学校・職場環境づくりを進めます。また、児童虐待等の防止に努めるとともに、もし、児童虐待が疑われる場合は迅速な対応をします。

事業者の役割

セクシュアル・ハラスメント*等のない職場環境づくりに努めましょう。

市民の役割

様々な人権侵害や暴力について学び、正しい知識を身につけましょう。

もし、身近に人権侵害や暴力が起こっている場合は、見過ごすことなく、被害者の立場を尊重して相談機関等につなぎましょう。

*ドメスティック・バイオレンス(DV)(Domestic Violence) : 再掲 P 3 2 参照

*デートDV(Date Domestic Violence) : 再掲 P 4 2 参照

*セクシュアル・ハラスメント(Sexual Harassment) : 再掲 P 7 参照

*ストーカー行為(Stalking) : 恋愛感情等の好意の感情やそれが満たされなかったことへの怨み等の感情を充足する目的で、同一の者に対してつきまとい等を繰り返す行為のこと。

*トラフィッキング(Trafficking)(人身売買) : 暴力、脅迫、誘拐、詐欺等の強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取すること。

*性的マイノリティ(Sexual Minority) : 再掲 P 4 8 参照

数値目標

成果指標	平成 25 年度 現状値	平成 30 年度 実績値	令和 8 年度 目標値
「DV防止法」の認知度	女性 88.4% 男性 85.5%		女性 100% 男性 100%
DVで「命の危険を感じるくらいの暴力を受けた」人の割合	女性 5.0% 男性 1.2%		継続的に減少
言葉の暴力で「大声でどなられた」人の割合	女性 35.7% 男性 18.4%		継続的に減少
公共機関（弁護士・公的機関・医療機関・民間 カウンセリング）へ相談した人の割合	女性 7.6% 男性 5.5%		女性 20.0% 男性 20.0%

活動指標	平成 25 年度 現状値	平成 30 年度 実績値	令和 8 年度 目標値
女性に対する暴力をなくす運動啓発事業の定員 に対する参加率	78.0% (78 人/100 人)	77.0%	100%

施策の方向（12）	あらゆる暴力の根絶
-----------	-----------

暴力被害者であるにも関わらず、暴力についての正しい知識を持っていないばかりに潜在化、深刻化することもあります。当事者だけでなく市民全体が男女間のいかなる暴力も人権侵害であり、決して許されない行為であると認識し、根絶に向けて、暴力を容認しない社会風土の醸成と暴力の防止ができるよう、広報・啓発活動を充実します。

また、大阪府や警察等関係機関と連携し、被害者に対する相談体制を強化していきます。

セクシュアル・ハラスメント*等については、事業所や地域活動の場、教育の場への継続的な啓発や学習機会の提供を行います。

施策②⑨ 暴力を容認しない社会風土の醸成

	事業	担当部署
99	「女性に対する暴力をなくす運動」を展開し、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発や講演会等を行います。 ◆キャンペーンの実施 ◆男女共同参画社会づくり講座の実施	人権・男女参画室
100	「男女共同参画週間」「人権週間」等を通じて、広く意識啓発のための活動を行います。	人権・男女参画室
101	子ども・若者・成人と、年齢に応じて暴力によらない解決方法を身につけるための学習機会を提供します。 ◆市内の大学、高校及び中学校を対象とした「デートDV出前講座」の実施 ◆男女共同参画社会づくり講座の実施 ◆暴力によらない解決ブックレットの活用 ◆スクールカウンセラーの効果的な活用による生徒指導 ◆幼稚園・保育所での集会や日常の保育の場での指導計画に基づいた指導	人権・男女参画室 教育委員会指導室 こども未来室

施策③⑩ 性犯罪等の防止対策及び暴力に対応する相談窓口や支援機関の周知

	事業	担当部署
102	様々な媒体を活用して、それぞれの暴力に適応した相談窓口について広く周知します。	関係各課(室)
103	性犯罪被害相談、性暴力救援センター・大阪（SACHICO）等の性犯罪専門の相談窓口を周知します。	人権・男女参画室
104	性犯罪等女性や子どもへの暴力防止のため、関係団体と連携を図り犯罪防止の啓発活動、地域の安全情報の提供を推進します。 ◆地域防犯委員による夜間巡回や、青色防犯パトロール隊、子ども安全見守り隊等による地域での防犯活動の実施	公民協働推進室

105	セクシュアル・ハラスメント*、性犯罪やストーカー行為*等、女性に対する暴力防止のため、学校を含む関係機関・関係団体との連携を基に、女性の人権侵害に関する市民の意識の向上と安全・安心のまちづくりの重要性を啓発します。 ◆防犯ブザー無料配布キャンペーン、駅における痴漢等わいせつ被害防止キャンペーンの実施 ◆事業所等において女性従業員を対象にした防犯教室の実施 ◆女性に対する暴力をなくす運動啓発事業の促進	公民協働推進室 教育委員会指導室 人権・男女参画室
-----	--	--

施策③ セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進

	事業	担当部署
106	セクシュアル・ハラスメント*等の相談窓口の周知を図ります。 ◆労働相談の周知 ◆大阪労働局「セクシュアル・ハラスメントによる労災請求の相談窓口」の周知	商工労働室 人権・男女参画室 人事課
107	事業主に対して、セクシュアル・ハラスメント*等を防止するために講じなければならない措置を周知します。 ◆和泉市企業人権協議会等を通じた周知	商工労働室 人権・男女参画室
108	市職員や教員に対し、事案をなくすために研修等を実施します。また、市役所や学校におけるセクシュアル・ハラスメント*等に対応するための体制を充実します。 ◆各学校にセクシュアル・ハラスメント対策担当者を設置 ◆セクシュアル・ハラスメント等防止研修の実施 ◆職員研修への参加促進	教育委員会指導室 人事課 消防総務課 上下水道部経営総務課

* セクシュアル・ハラスメント(Sexual Harassment) : 再掲 P 7 参照

* ストーカー行為(Stalking) : 再掲 P 6 4 参照

施策の方向（13）	安心して相談できる相談体制の充実
-----------	------------------

和泉市では、様々な部署に相談窓口を設置し、相談しやすい体制を整備しています。

これらの相談窓口については、ホームページや定期的な広報紙への掲載等で引き続き周知を図っていきます。

また、これらの相談窓口で相談者が必要としている支援を受けることができるよう、定期的な研修を実施するなど、相談員の資質の向上を図ります。

施策③② 相談・支援体制の充実

	事業	担当部署
109	庁内の関係担当課及び関係機関が連携し、相談内容によつて的確な窓口を紹介できるようにします。	商工労働室 生活福祉課 高齢介護室 障がい福祉課 福祉総務課 こども未来室 教育委員会指導室 青少年センター 人権・男女参画室
110	在住外国人のための、仕事や生活等に関する相談窓口の整備や外国語による支援体制を充実します。 ◆女性問題総合相談事業の実施 ◆総合生活相談事業の実施 ◆広報紙やホームページで相談窓口を周知	人権・男女参画室

施策③③ 相談員の研修の充実

	事業	担当部署
111	相談に携わる職員等に対し、セクシュアル・ハラスメント*等に関する関連法令や情報提供、対人援助技術の習得や関係機関の交流等、資質の向上のための研修を実施します。	関係各課(室)

施策③④ 人権侵害の相談・救済の充実

	事業	担当部署
112	法律相談、人権擁護委員による相談等、人権侵害等に関する相談窓口の充実に努めます。 ◆弁護士による無料法律相談の実施	福祉総務課 人権・男女参画室

*セクシュアル・ハラスメント(Sexual Harassment) : 再掲 P 7 参照

施策の方向（14）	DV防止基本計画の推進
-----------	-------------

DV防止とDV被害者の自立に向けて、DV施策に関する基本方針及び行動計画を策定し、関係機関との連携のもと、適切な支援を行います。

施策③⑤ DV防止対策の推進

	事業	担当部署
113	DV防止基本計画に則り、総合的・計画的に推進します。	人権・男女参画室 関係各課(室)

4. 計画の推進にあたって

本計画の実効性を確保し、各施策・事業の効果をさらに高めていくため、以下の推進体制で取り組みます。

（１）和泉市男女共同参画施策推進本部による推進

和泉市男女共同参画施策推進本部は、市長を本部長、担当副市長を副本部長として、各部長職員で構成される、男女平等・男女共同参画施策の推進機関として、関係部局間の総合調整を行い、施策の着実な推進を図ります。

また、その傘下の幹事会並びに各課に配置されている男女共同参画施策推進員によって、庁内における男女共同参画施策を具体的に推進していきます。

（２）男女共同参画センター（モアいずみ）の活用

男女共同参画センター（モアいずみ）では、情報提供・交流事業、講座・研修事業、市民活動支援事業、相談事業等を総合的に実施します。

とりわけ、相談事業を中心として市民ニーズを把握し、男女共同参画推進における課題解決に向けて、性別や年齢、ライフステージ等におけるニーズに応じた継続的な支援を実施していきます。

（３）年次報告と進捗状況の評価

和泉市男女共同参画推進条例第14条に基づき、毎年度、事業として掲げた個々の施策を点検・評価・見直しをします。

推進状況、推進施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成します。

（４）和泉市男女共同参画審議会による調査・審議

和泉市男女共同参画推進条例に基づいて、男女共同参画審議会を設置しています。市長の諮問に応じて、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査・審議し、また、推進施策の実施状況、成果指標の達成状況等について、計画の進捗状況を評価し、効果的な推進を図ります。

（５）男女共同参画苦情処理制度の普及

市が実施する男女共同参画施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情及び相談に対し、公正・適切な解決を図るため、和泉市男女共同参画苦情処理制度により対応し、普及に努めます。

和泉市配偶者等からの暴力の防止及び
被害者の支援に関する基本計画
(DV 防止基本計画) (改定)

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目的

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」*という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、児童虐待防止法において、DVの直接の被害のみならずDVを目撃することも児童虐待に当たるとし、DVのある家庭で育った子どもたちの心身の発育に大きな影響が及ぶことから、DVの防止は重要な課題です。

国においては、平成13（2001）年、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定しました。

さらに、平成19（2007）年には、保護命令制度の拡充、市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター業務の実施について、市町村の努力義務とすることなどを内容とした2回目の法改正が行われ、平成20（2008）年1月に施行されました。そして、平成25（2013）年6月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となり、また、法律の題名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

また、平成29（2017）年1月に、会員制交流サイト（SNS）を使った付きまといを新たに規制対象に追加し、罰則の強化を盛り込んだ改正ストーカー法が施行され、さらに、平成29（2017）年7月には性犯罪の厳罰化を柱とする改正刑法が施行されました。「強姦罪」を「強制性交罪」に名称変更し、被害者の性別は問わないこととされ、法定刑の下限を引き上げたほか、被害者の告訴なしでの起訴も可能となりました。また親などの監護者が影響力があることに乗じて18歳未満の子どもにわいせつな行為や性交等をした場合は、暴行や脅迫がなくても罪に問える「監護者わいせつ罪」や「監護者性交等罪」を新設しました。

※DV防止法に規定する「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」、「元配偶者（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）」、また、「生活の本拠を共にする交際相手」や「元交際相手（当該関係にある相手からの暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き暴力を受ける場合）」が含まれます。生活の本拠を共にしない交際相手は含みません。

*ドメスティック・バイオレンス(DV)(Domestic Violence) : 再掲 P 33 参照

2. 和泉市の取組と現状

（1）本市のこれまでの取組

本市においては、平成7（1995）年3月に策定した「和泉市女性行動計画」の中で具体的施策に「女性・子どものための相談窓口の創設」を掲げて以来、継続して女性や子どもへの暴力の防止並びに被害者への支援を行っています。

平成15（2003）年に実施した「和泉市男女共同参画に関する市民意識調査」では、「配偶者からの暴力で命の危険を感じるくらいの暴行を受けた」と回答した割合は女性5.0%・男性0.8%、行政等公的機関に相談した人はほとんどいないという結果でした。その結果を踏まえ、平成17（2005）年3月には「第2期和泉市男女共同参画行動計画」を策定。重点目標「女性の人権が尊

重される環境づくりの推進」の目標の1つとして「ドメスティック・バイオレンス（DV）防止対策の推進」を掲げ、「被害者に対する相談体制と自立支援、加害者への対応等についても、市と関係機関が連携し総合的に取り組む」という新たな施策の充実に努めました。

平成18（2006）年2月には、庁内の関係担当課及び関係機関が相互に連携し、連絡・調整・協議等を行い、効果的な対応を行うために「和泉市配偶者からの暴力対策連絡会議」を設置しました。平成16（2004）年度～17（2005）年度には、電話相談員養成講座を開き、相談員を養成し、平成18（2006）年度からは「女性問題のための電話相談」を実施しています。平成27（2015）年に「第3期和泉市男女共同参画行動計画・和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定し、女性に対する暴力根絶の施策を全庁で進めています。

平成25（2013）年には、上記計画の策定の基礎資料とするために「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、DV等の暴力被害の実態やDV対策についての意識の把握をしました。

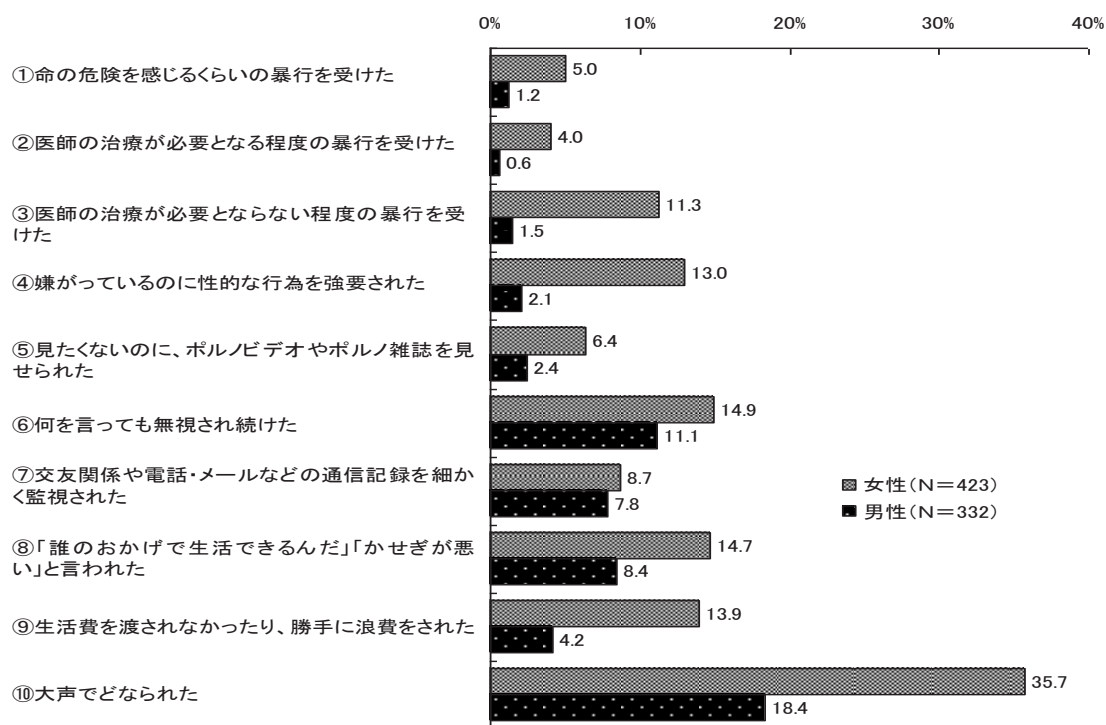
3. 本計画でのドメスティック・バイオレンス（DV）の定義

本計画でのDVの定義は、DV防止法の対象である「配偶者」（婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」や元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手や元交際相手を含む男女）だけでなく、暴力の未然防止の取組や啓発等については、DV防止法対象外の生活の本拠を共にしない「交際相手」からの暴力（以下「デートDV」という。）も対象とします。

（1）平成25年度市民意識調査から見えるDV被害の実態

女性の5.0%、男性の1.2%が「命の危険を感じるくらいの暴行を受けた」と回答しています。（図1）

図1 配偶者や親密な関係にある恋人からの暴力被害の実態



※「何度もあった」と「1、2度あった」を合わせた割合

資料出所：和泉市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成25年）

配偶者からの被害経験の有無（性別）

女性の約3人に1人、男性の約5人に1人は、配偶者から被害を受けたことがあり、女性の約7人に1人は何度も受けている。

(%)

	女性(1,366人)				男性(1,119人)			
	何度もあった	1、2度あった	まったく無い	無回答	何度もあった	1、2度あった	まったく無い	無回答
配偶者からの被害経験の有無	13.8	17.5	66.9	1.8	4.8	15.1	78.9	1.2
身体的暴力	5.3	14.5	78.0	2.2	1.7	12.8	83.7	1.8
心理的攻撃	7.8	9.0	79.5	3.7	3.5	6.5	87.9	2.1
経済的圧迫	5.2	4.8	86.2	3.9	1.1	1.8	94.7	2.4
性的強要	3.8	5.9	86.3	4.0	0.2	1.3	96.0	2.5

資料出所：内閣府平成29年男女間における暴力に関する調査報告書

配偶者からの暴力の相談の有無

被害を受けた女性の6割は相談しているが、男性の約7割はどこにも相談していない。

(%)

	相談した	相談しなかった	無回答
総数(650人)	47.1	48.9	4.0
女性(427人)	57.6	38.2	4.2
男性(223人)	26.9	69.5	3.6

資料出所：内閣府平成29年男女間における暴力に関する調査報告書

相談窓口の周知度

(%)

	知っている	知らなかった	無回答
総数(3,376人)	71.6	25.6	2.8
女性(1,807人)	73.7	23.4	2.9
男性(1,569人)	69.2	28.1	2.7

※窓口とは、配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所等）や男女共同参画センター、警察、法務局・地方法務局、民間の専門機関など。

資料出所：内閣府平成29年男女間における暴力に関する調査報告書

(2) DVに関する相談

本市においては、くらしサポートセンター（福祉総務課）、人権相談、総合生活相談（人権文化センター）、高齢者虐待相談（高齢介護室、地域包括支援センター）、いずみ子育てなんでも相談、母子・父子自立支援相談（こども未来室）、障がいのある人への虐待相談（障がい福祉課、障がい者基幹相談支援センター）、女性問題総合相談（人権・男女参画室）で、DVに関する相談窓口を設置し、DV被害者のニーズに応じた相談ができるように整備しています。

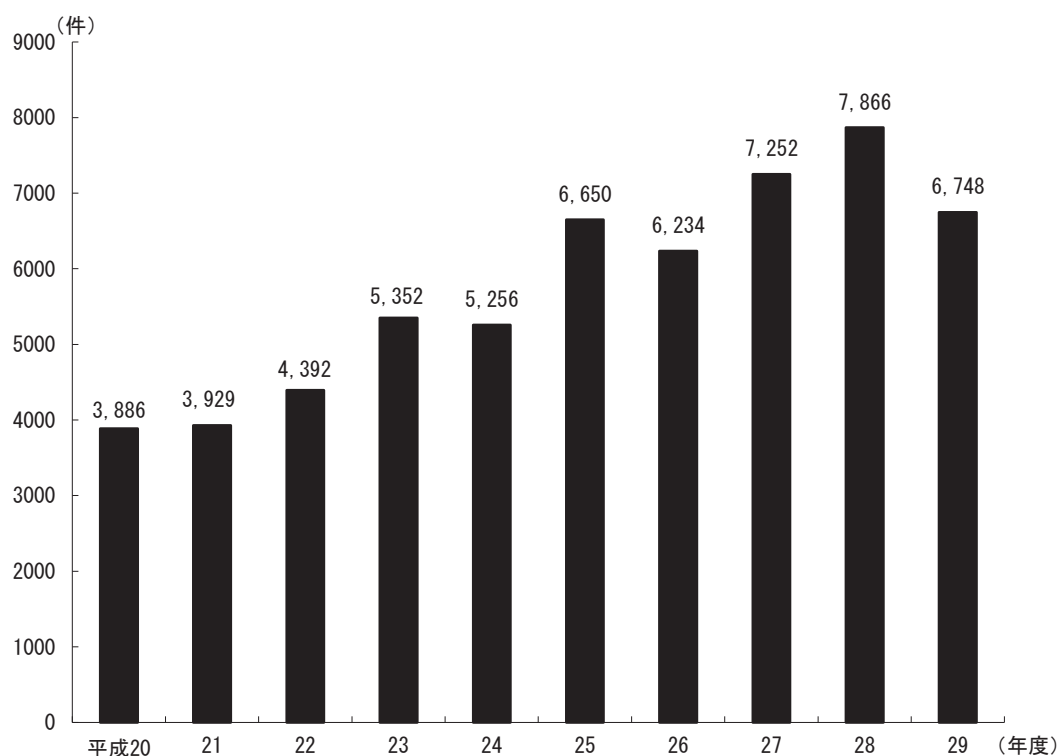
また、こうした相談窓口は、広報紙やホームページ、モアいずみ通信、リーフレット等で周知を行っています。

大阪府内の配偶者暴力相談支援センターで受けた配偶者等の暴力に関する相談件数は、平成25(2013)年以降6,000件を超えています。（図2）。

大阪府女性相談センターが行った一時保護の件数は、平成28(2016)年度では374件となっており、原因は配偶者等からの暴力が多くを占めています。（図3）。

また、大阪府警察で受理した配偶者等からの暴力に関する相談件数について見ると、平成19(2007)年では1,625件であったものが平成29(2017)年には8,755件と、相談件数が年々増加しています。（表1）

図2 大阪府内配偶者暴力相談支援センターで受けた配偶者等の暴力に関する相談件数の推移



資料出所：内閣府配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査
（『大阪府平成30年度版年次報告書』より）

図 3 主訴別一時保護の状況の推移(大阪府女性相談センター)

主訴別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
配偶者等の暴力	479	544	468	370	495	494	425	346
住む所なし	81	66	52	41	44	33	34	27
サラ金問題	1	0	1	1	0	0	0	0
精神障がい	0	0	0	1	0	0	1	0
売春関係	0	2	1	0	0	0	2	0
人身取引	0	0	0	4	0	0	0	0
その他	1	0	3	53	2	3	1	1
総件数	562	612	525	470	541	530	463	374

(件)

資料出所：大阪府女性相談センター調べ
(『大阪府平成 30 年度版年次報告書』より)

表 1 大阪府警察相談窓口寄せられた相談等件数

	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
配偶者等からの暴力に関する相談件数	1,625	1,987	2,300	4,026	4,140	4,567	5,844	8,002	8,185	8,932	8,755
ストーカー警告件数	55	111	92	109	78	129	188	202	188	225	217
ストーカー禁止命令	0	3	2	2	0	0	3	3	1	7	15
ストーカー相談件数	993	1,217	1,238	1,488	1,260	1,423	1,720	1,451	1,255	1,406	1,286
児童買春・児童ポルノ法違反被疑者検挙人員	130	88	106	124	138	139	152	150	174	178	175
同被害少年の数	113	63	55	70	139	82	123	107	98	125	138
売春防止法検挙件数	111	76	45	48	82	33	30	22	21	19	21

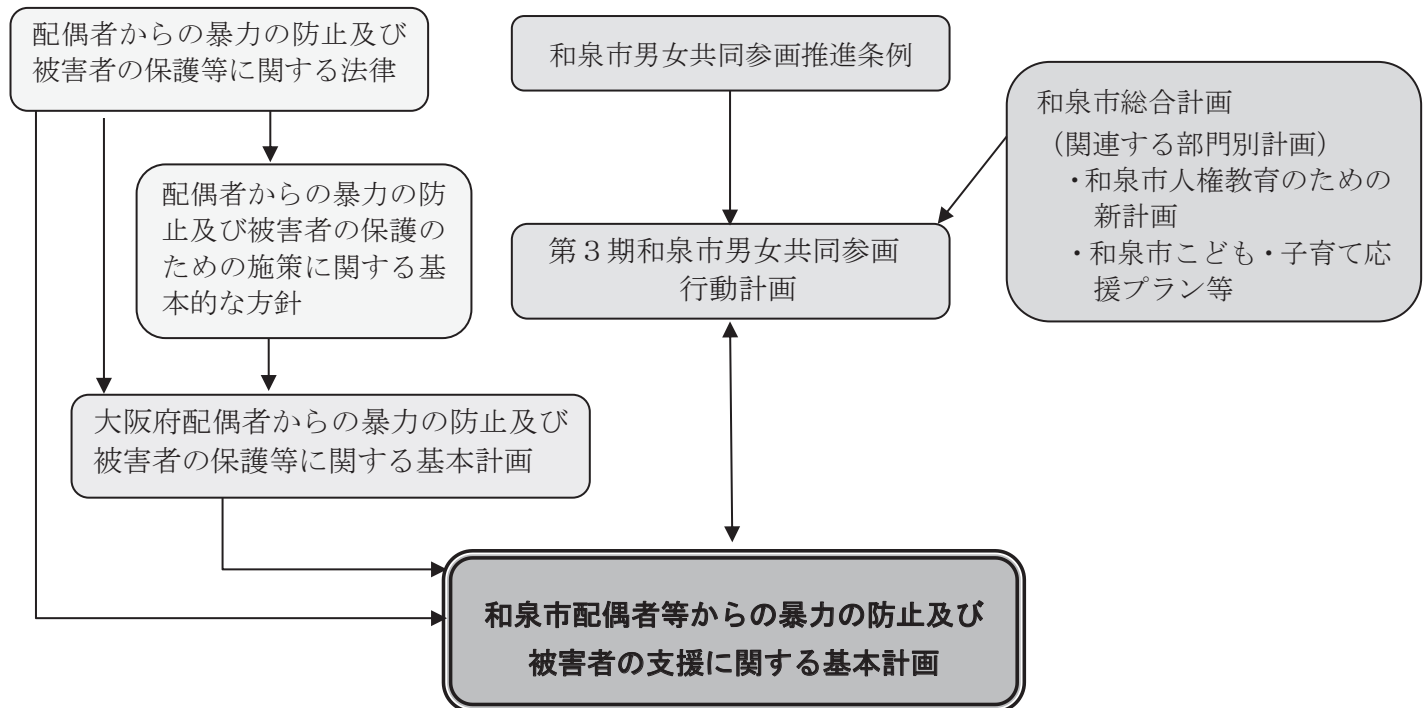
資料出所：大阪府警察本部調べ
(『大阪府平成 30 年度版年次報告書』より)

DVの種類

- (身体的暴力) 殴る、ける、髪をつかんでひきずる、物をなげつける、首をしめる、骨折させる等
- (精神的暴力) 大声でどなる、外出を禁止する、交友関係等を監視する、親族・友人と付き合いをさせない、無視する、脅す等
- (経済的暴力) 生活費を渡さない、酒や賭け事に生活費をつぎこむ、家計を厳しく監視する、食事をさせない等
- (性的暴力) 嫌がっているのに性行為を強要する、避妊に協力しない、見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる等

4. 計画の位置づけ

この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく本市の「和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」で、第3期和泉市男女共同参画行動計画の一部分として位置づけます。また、DV防止法第2条3第3項の規定に基づく市町村基本計画とします。



5. 計画の期間

この計画の期間は、平成 27（2015）年度から令和 8（2026）年度までの計画とします。本計画は、国内外の動向や社会経済情勢の変化をふまえ、令和元（2019）年度に見直し改定しました。

6. 計画の進行

この計画を推進するため、関係機関等との連携・強化を図り、毎年度の推進状況等は、男女共同参画行動計画の進行管理とあわせて実施状況等を明らかにした報告書を作成します。

第2章 計画の内容

1. 計画の体系

本計画は以下の4つの施策の方向に基づき事業を推進します。

施策の方向

(1) DVについての正しい理解の普及

(2) 安心して相談できる体制の充実

(3) 一時保護支援と自立支援の充実

(4) 関係機関との連携・協力体制の強化

2. 施策の内容

施策の方向（１）	DVについての正しい理解の普及
----------	-----------------

国においては、女性に対する暴力の根絶を主な政策の一つに掲げ、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）の2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」の週間と定め、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、トラフィッキング（人身売買）*、セクシュアル・ハラスメント*、ストーカー行為*等は女性に対する暴力であり、決して許されないものであるとの社会認識をさらに徹底するための啓発活動等を展開しています。

本市においても、和泉市男女共同参画行動計画の施策項目に掲げた、「女性に対する暴力の根絶のための意識づくり」に基づき、広報紙での啓発やリーフレットの制作・配布等で暴力防止のための啓発に取り組んできました。

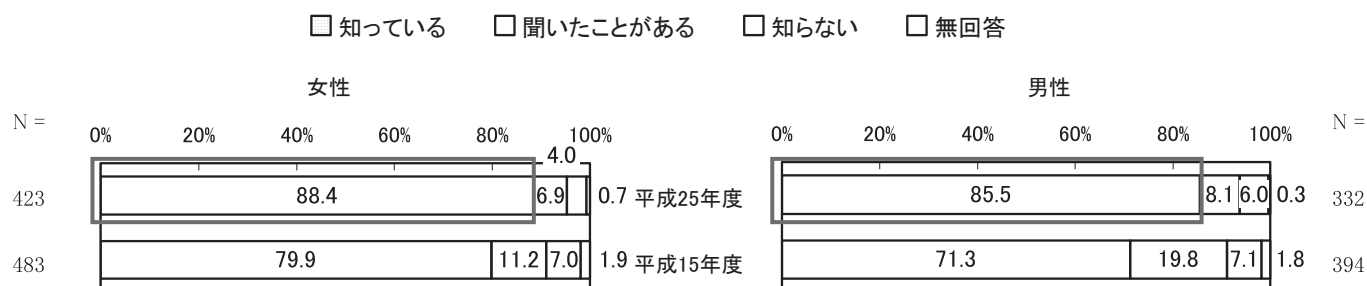
こうした取組によって、平成25年度市民意識調査では、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という言葉の認知度は高く、女性の88.4%、男性の85.5%が「知っている」と回答し、平成15年度調査に比べてその割合は男女共に上がっています。（図4）

また、DVを防止するために必要なことについて、「警察が犯罪として取り締まる」「被害者が相談したり避難できる場所を充実する」「暴力やセクシュアル・ハラスメントを許さない社会づくりを進める」が約50%と高くなっています。（表2）

DV被害者自身が個人の問題としてDVの被害者であると気づかない場合もあると考えられます。そのため、DVを防止していくためには、DV被害者のみならず、家族や友人、地域の人々を含む市民一人ひとりが、DVに対する正しい知識とその危険性を知り、DVを含むあらゆる暴力を許さないという意識を共有することが重要です。暴力の根絶に向けてこれまで以上に周知を図っていきます。

また、近年、若年層におけるデートDV*についても社会問題化しています。配偶者やパートナー間の問題だけでなく、中高校生や大学生等若年層におけるデートDVについても若い世代への啓発を行います。

図4 言葉の周知度（ドメスティック・バイオレンス(DV)）



資料出所：和泉市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成25年）

*トラフィッキング(Trafficking)(人身売買)：再掲 P64参照

*セクシュアル・ハラスメント(Sexual Harassment)：再掲 P7参照

*ストーカー行為(Stalking)：再掲 P64参照

*デートDV(Date Domestic Violence)：再掲 P42参照

表2 DVを防止するために必要なこと

単位：％

区分	有効回答数 (件)	自己尊重、人権尊重の意識を高める	女性に男性に従うものだという差別意識をあらためる	暴力やセクシュアル・ハラスメントを許さない社会づくりを進める	「DV防止法」「男女雇用機会均等法」など法律の周知を図る	被害者が相談したり避難できる場所を充実する	警察が犯罪として取り締まる	福祉事務所・医療機関・警察などが、連携して被害者に対応するシステムを充実する	加害者へのカウンセリングや暴力をくり返さないための研修を行う	その他	無回答
女性	423	38.3	44.7	53.7	35.5	59.6	59.1	46.6	31.0	2.4	4.7
男性	332	48.2	30.7	49.4	34.9	47.3	55.7	41.0	26.8	3.3	6.0

資料出所：和泉市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成25年）

	事業	担当部署
1	DV防止法やDVについての理解を深めることができるよう、内閣府が定めた「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、暴力防止に向けて取り組みます。	人権・男女参画室
2	DV被害者や市民一人ひとりに届くよう、広報紙やホームページ等の様々な広報媒体の活用や、リーフレット等を作成し、DVの理解や相談窓口の周知のための普及啓発を充実します。	人権・男女参画室
3	緊急一時保護や保護命令申し立て等、DV被害者支援のためのしくみについて周知するための情報提供を充実します。	人権・男女参画室
4	DVの理解と根絶に向けた講演会等を開催します。 ◆男女共同参画社会づくり講座の実施	人権・男女参画室
5	若年世代がデートDVの認識を高められるよう、学校等と連携して広報・啓発の仕方を工夫するとともに、学習機会の提供を充実します。 ◆デートDV出前講座の実施	人権・男女参画室 教育委員会指導室
6	教育関係者へのDV理解促進のための情報や研修機会の提供を充実します。 ◆SSW（スクールソーシャルワーカー）やスクールカウンセラーによるケース会議や教職員対象の研修の実施	人権・男女参画室 教育委員会指導室
7	講座や啓発物の配布等を通して、自治会やPTA、事業者等への啓発を充実します。	人権・男女参画室

施策の方向（２）

安心して相談できる体制の充実

平成25年度市民意識調査で、DV被害の相談先についてたずねたところ、女性は、「家族・親せき」「友人・知人」に相談した割合が30%台であるものの、男性の場合は58.2%が「どこにも相談しなかった」と回答し、「警察」や「行政の窓口」等の公的機関に相談した割合は、男女共に10%に満たない状況です。（表3）

また、「どこにも相談しなかった」理由については、「相談するほどのことではないと思った」「自分にも悪いところがあると思った」と回答した割合が高くなっています。（表4）

本市においては、現在、女性問題総合相談（人権・男女参画室）、くらしサポートセンター（福祉総務課）、人権相談・総合生活相談（人権文化センター）、高齢者虐待相談（高齢介護室、地域包括支援センター）、いずみ子育てなんでも相談、母子・父子自立支援相談（こども未来室）、障がいのある人への虐待相談（障がい福祉課、障がい者基幹相談支援センター）等で、相談に対応しています。

相談のきっかけが離婚や子育て相談等であっても、その根底がDVである場合もあります。また、児童虐待の背景にDVが潜んでいることもあります。

市で行っている各相談窓口のすべての担当者が、DVに関する知識を有し、敏感な視点で対応できるよう、研修の充実や「配偶者からの暴力対策連絡会議」等での情報交換を充実させます。

表3 DV被害についての相談先

単位：％

区分	有効回答数 (件)	家族・親せき	友人・知人	弁護士	警察	行政の女性相談窓口や男女共同参画センターの相談窓口	福祉事務所・保健所などの公的機関	医師・看護師などの医療関係者	民間のカウンセリングルーム	その他	どこにも相談しなかった	無回答
女性	185	37.3	34.6	－	2.2	2.2	0.5	1.6	1.1	1.6	36.8	3.8
男性	91	15.4	22.0	1.1	1.1	－	1.1	1.1	1.1	－	58.2	6.6

資料出所：和泉市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成25年）

表 4 DV被害をどこにも相談しなかった理由

単位：％

区分	有効回答数（件）	どこに（誰に）相談していないのか分からなかった	恥ずかしくて誰にも相談できなかった	相談しても無駄だと思った	相談したことが相手に知られると、もっとひどい暴力を受けると思った	自分さえ我慢したら、何とかこのままやっていけると思った	他人を巻き込みたくなかった	自分にも悪いところがあると思った	相談するほどのことではないと思った	その他	無回答
女性	68	5.9	16.2	25.0	2.9	25.0	11.8	35.3	61.8	5.9	—
男性	53	9.4	9.4	17.0	—	9.4	5.7	32.1	67.9	9.4	—

資料出所：和泉市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 25 年）

	事業	担当部署
8	広報紙やホームページ等で相談窓口の周知を強化します。	人権・男女参画室
9	相談機関の案内リーフレットやカードを作成し、女性が利用する施設や場所に配置します。	人権・男女参画室
10	高齢者や障がい者等様々な困難を抱えるDV被害者のニーズに応じた庁内の相談体制の連携の強化を図ります。 ◆障がい者基幹相談支援センター事業の実施 ◆地域包括支援センター事業の実施 ◆高齢者権利擁護推進事業の実施	人権・男女参画室 障がい福祉課 高齢介護室
11	様々な相談窓口担当者や相談に携わる職員に対し、配偶者暴力防止法等関連法令や関連施設の情報提供、対人援助技術の習得や、問題解決に向けた適切な助言ができるとともに、被害者に対して二次的被害を与えることのないよう、研修を通して周知を図ります。 ◆和泉市配偶者からの暴力対策連絡会議の実施	人権・男女参画室
12	健診や育児相談、保育所・幼稚園・学校等における子どもの状態等、様々な機会を通してDVの早期発見に努めます。 ◆各学校・園の管理職や生徒指導主事、養護教諭等を対象にした研修の実施 ◆乳幼児健康診査、母子健康相談事業での早期発見と相談窓口との連携 ◆「要保護児童対策地域協議会」における適切な連携	こども未来室 教育委員会指導室 健康づくり推進室
13	外国語によるDV相談情報の提供とともに、在住外国人の被害者に応じた相談体制の整備を検討します。	人権・男女参画室
14	男性からのDV被害の相談に対応するため、先進事例等を参考に相談体制を検討します。	人権・男女参画室
15	加害者を対象とした国・大阪府等の取組に関する情報収集に努めます。	人権・男女参画室

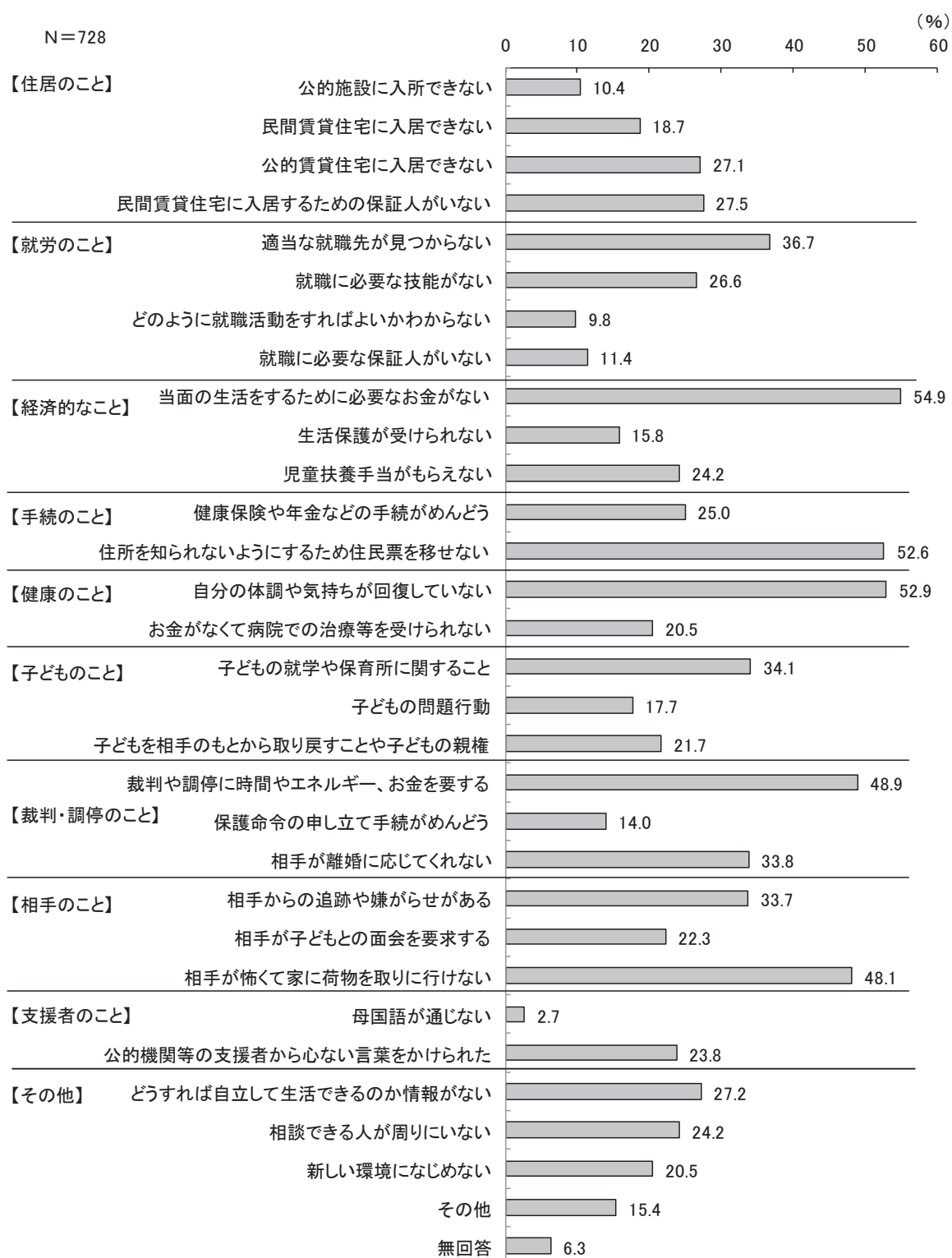
施策の方向（３）	一時保護支援と自立支援の充実
----------	----------------

本市においては、DV被害者本人の意思に基づいて、大阪府等の関係機関と連携し、必要に応じて一時保護へつなぐ支援を行っています。今後も、被害者が、安全で安心して保護を受けられるよう、関係機関との連携を強化します。また、DV被害者が自立して生活を営むためには、就業、住宅や生活費、子どもの就学の問題等を解決しなければなりません。（図5）

本市においては、これらの問題解決のために、以下の自立支援の取組を行っています。今後もDV被害者とその家族が安心して自立への一歩を踏み出すための支援の継続・充実が求められています。

	市が行っている取組内容
生活基盤を整えるための支援	DV被害者からの相談があり、生活保護の適用が必要な場合、保護の実施により支援を行っています。
	5月と10月に市営住宅空き家入居者募集を行っており、DV被害者については、配偶者との離婚が成立していない場合でも申込みを受け付けています。また、ひとり親世帯で申込みの場合は、20歳未満の児童を扶養している場合は福祉世帯向けでの応募が可能です。
	住民票を異動することができない人について、賃貸契約書等で居住実態の確認のうえ住民登録外登録を行い、国民健康保険被保険者資格を取得できます。また、国民健康保険被保険者証については、郵送せずに窓口更新とし、居住実態を確認のうえ保険証の交付を行っています。
	接近禁止命令等DV被害者であることがわかる書類やその他必要書類の提示が行われた場合には、児童扶養手当及びひとり親医療の認定を行っています。
	DV被害者が、子どもを養育し、自立し生活することが困難であると判断した場合には、生活力を付け自立した生活が送れるようになるまで、母子生活支援施設への入所措置を行っています。
	入所先や住居等の情報が漏れないように職員への周知徹底を実施し、個人情報取り扱い等を適正に行うように積極的に研修に参加しています。
被害者やその子どもの安全確保	上下水道料金システムにおいて、水道使用者名を赤字点滅表示にするとともに、使用者データ管理表を出力した際は、備考欄に☆印を表示させることで、個人情報の取り扱いに一層の注意を促すようにしています。
	DV被害者からの申し出により、「医療費のお知らせ」作成対象者から除外し、お知らせを発送しないしくみにしています。
	システム備考欄にDV被害者である旨を入力することにより居住地等の情報の取扱いについては、細心の注意を払っています。
	DV被害者の子どもに対する保育所入所先や居住地等の情報についての取り扱いは、担当者と連携し、十分な情報の共有を行い、入所に対し配慮を実施しています。また、子どもの状況を十分に把握し、入所する子どもや保護者が不安にならないように十分な配慮を行い保育を実施しています。
	DV被害者の子どもの就学については、住民票の異動がない場合も、その実態を把握できた場合、受け入れを行っています。
	避難の情報等が外部に漏れないよう状況に応じて、転入先の学校へは事前の連絡は一切取らない等の対応を行っています。また、外部から学校へ当該児童生徒に関する問い合わせがあった場合、「プライバシーに関することなので一切お答えできない。」と返答するよう、学校へ指示しています。

図 5 離れて生活を始めるにあたっての困難



注) 調査対象は、配偶者等から暴力を受けた人で、現在自立して生活している者、又は自立に向けて生活している者。ただし、本調査は、配偶者暴力相談支援センター等の相談機関利用者のうち、自ら調査に協力した人に限定される。調査対象の代表性という点で、偏りがあることに留意。

資料出所： 内閣府「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」（平成 19 年）

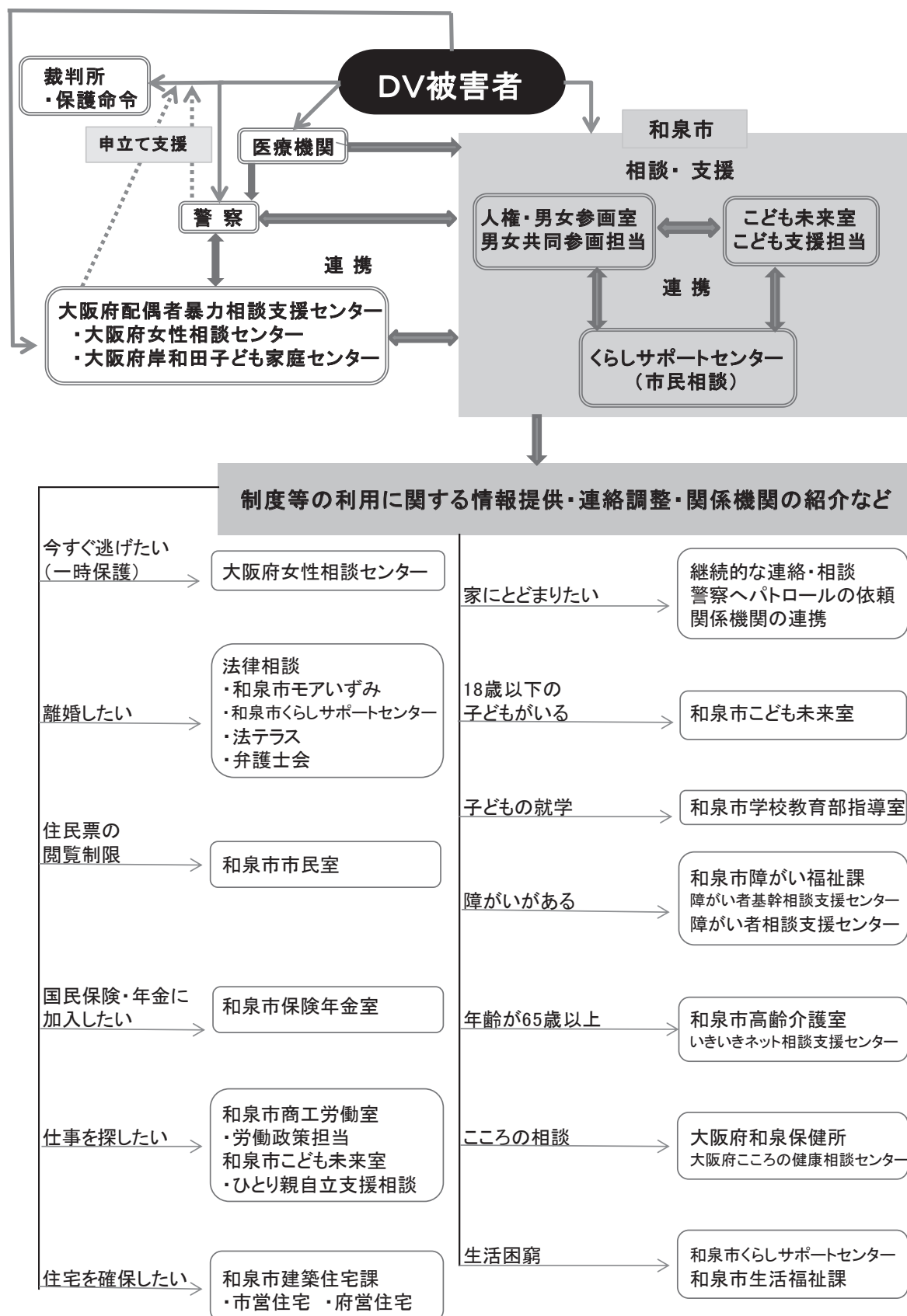
	事業	担当部署
16	緊急に被害者の保護が必要となった場合、安全で安心して保護を受けられるよう、大阪府女性相談センターや子ども家庭センター、警察等の関係機関と連携しながら、必要に応じて同行支援も行い、一時保護につなぎます。	人権・男女参画室 こども未来室
17	夜間・休日の一時保護の対応については、大阪府や警察との連携を強化します。	人権・男女参画室 こども未来室
18	ハローワーク等と連携し、就労支援を行います。 ◆ハローワーク求人情報を活用した就労支援の実施	商工労働室 こども未来室
19	D Vと児童虐待の関係について啓発するとともに、児童虐待防止のための相談や支援を行います。 ◆家庭児童相談員による相談 ◆母子・父子自立支援員による相談 ◆子ども電話相談事業（チャイルドライン）の実施 ◆Wリボン（オレンジ&パープルリボン）運動	こども未来室 青少年センター
20	障害者虐待防止法に基づき、関係機関等と連携して一時保護を行うなど、被害者支援を行います。	障がい福祉課
21	高齢者虐待防止法に基づき、関係機関等と連携して一時保護を行うなど、被害者の支援を行います。 ◆高齢者権利擁護推進事業の実施 ◆介護相談委員派遣事業の実施 ◆地域包括支援センター事業の実施	高齢介護室
22	一時保護や住民票の写し等の交付を制限する手続き等、市役所等の窓口対応は、D V被害者の立場に立って行います。 ◆D V等被害者支援担当者及び責任者の設置 ◆市民室のD V等被害者支援担当者及び責任者との連携 ◆職員研修及び対応マニュアルの整備	人権・男女参画室 市民室 こども未来室 関係各課(室)
23	市民室及び市民室以外の窓口業務においても、D V被害者の個人情報加害者に知られないよう情報管理の徹底に努めます。 ◆D V・ストーカー・虐待被害者の個人情報保護全庁マニュアルの適正な運用 ◆D V等被害者支援担当者及び責任者の設置 ◆職員研修及び総務省通知を踏まえた対応マニュアルの整備 ◆市民室のD V等被害者支援担当者及び責任者との連携	総務管財室 市民室 関係各課(室)
24	被害者の精神的負担を軽減するため、庁内のどの窓口でも共通するよう、相談内容等を記入する「共通相談シート」の作成や被害者の安全確保の観点から庁内の窓口連携によるワンストップサービスを推進します。	人権・男女参画室 関係各課(室)

施策の方向（４）	関係機関との連携・協力体制の強化
----------	------------------

DV被害者の保護と自立支援を円滑に行うためには、本市や大阪府、その他の関係機関等が、相互に連携・協力して相談、保護、自立支援に取り組む必要があります。DVの防止とDV被害者の支援のために、関係部局をはじめ、警察、大阪府の関係機関、民間団体等との連携・協力体制を整備し、活用します。

	事業	担当部署
25	「和泉市配偶者等からの暴力対策連絡会議」を開催し、庁内関係各課で迅速な対応を図ります。また、相談に携わる職員に対し、配偶者暴力防止法等関連法令や関連施設の情報提供、対人援助技術の習得や関係機関の交流等の研修を行い、資質の向上を図ります。	人権・男女参画室
26	迅速かつ適切に対応するために、業務上のDV対応マニュアルを作成します。	人権・男女参画室
27	救急業務遂行中、傷病者の症状にDVの可能性が疑われた場合において、被害者と調整のうえ、関係機関への通報等を行います。	消防警防課
28	大阪府と府内DVに関わる機関や市町村で構成する「市町村DV相談担当者ブロック別連絡会」を通じて、情報収集に努めるとともに、大阪府や近隣の市町村との連携強化を図ります。 ◆「大阪府内市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・研修会」の実施	人権・男女参画室 こども未来室

和泉市DV被害者支援フローチャート



資 料

●用語解説（五十音順）	87
●男女共同参画社会基本法	90
●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	93
●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	99
●和泉市男女共同参画推進条例	105
●和泉市男女共同参画審議会規則	107
●和泉市男女共同参画施策推進本部設置要綱	108
●和泉市男女共同参画審議会委員名簿	109
●第3期和泉市男女共同参画行動計画策定経過	110
●男女共同参画関係年表	112

●用語解説（五十音順）

M字カーブ(M-shaped Curve)

女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるため、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

エンパワメント(Empowerment)

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくことをいう。

LGBT(Lesbian Gay Bisexual Transgender)

Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、「身体性の性」は男性でも「心の性」は女性というように、「身体性の性」と「心の性」が一致せず、自身の身体に違和感を持つ人。「心の性」にそって生きたいと望む人も多く見られる)の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称のひとつ。

OJT(On-the-Job Training、オン・ザ・ジョブトレーニング)

企業内で行われる企業内教育・教育訓練手法の一つ。職場の上司や先輩が部下や後輩に対し具体的な仕事を通じて仕事に必要な知識・技術・技能・態度等を意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な業務処理能力や力量を育成するすべての活動である。これに対し、職場を離れての訓練はOff-JT(Off the Job Training)と呼ばれる。

キャリア教育(Career Education)

主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観・職業観等生きる力を身につけ、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするための教育。人間関係能力、情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力を育む。

グローバル化(Globalization)

世界規模、地球規模であるさま。

合計特殊出生率(Total Fertility Rate)

人口の統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示す。

ストーカー行為(Stalking)

恋愛感情などの好意の感情やそれが満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足する目的で、同一の者に対してつきまとい等を繰り返し行う行為のこと。

性的マイノリティ(Sexual Minority)

性的指向が同性に向かう同性愛者、性自認において生物学的な性と心の性に違和感を覚える性同一性障がいの人などが含まれる。

セクシュアル・ハラスメント(Sexual Harassment)

相手の意に反した性的な性質の言動を行い、その対応によって仕事をするうえで不利益を与えたり、またそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。被害は男女どちらにも起こりえるが、女性が被害を受けることが多い。2014年の男女雇用均等法の改正指針では同性間の言動もセクハラに該当することを明示した。男女雇用機会均等法では、事業主がセクシュアル・ハラスメントに必要な措置を講ずることを義務づけている。また、学校内での主に教師から児童・生徒・学生に対するセクシュアル・ハラスメントをスクール・セクシュアル・ハラスメントという。

相対的貧困率(Relative Poverty Rate)

国民の所得分布の中央値を基準に見て、その半分に満たない所得しか得ていない者の割合。厚生労働省はOECDの基準に基づき算定している。

SOGI(ソジ)(Sexual Orientation Gender Identity)

どの性別を好きになるか、ならないかを表す「性的指向 (Sexual Orientation)」、自分の性別をどう認識しているかを表す「性自認 (Gender Identity)」のこと。

ダイバーシティ(Diversity)

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

男性中心型労働慣行

勤務年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行。

デートDV(Date Domestic Violence)

結婚していない、特に若い世代の男女間でのDVのこと。

ドメスティック・バイオレンス(DV)(Domestic Violence)

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者(過去にそのような間柄にあった者も含む)から振るわれる暴力のこと。

トラフィッキング(Trafficking)(人身売買)

暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取すること。

パワー・ハラスメント(和製英語:Power Harassment)

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、本来の業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場関係を悪化させる行為。

ポジティブ・アクション(Positive Action)(積極的改善措置)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していく。例えば、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

マタニティ・ハラスメント(和製英語: Maternity Harassment)

職場における妊娠・出産・育児休業等を理由とする嫌がらせや、異動・降格・減給・自主退職の強要・雇止めなどの不当な扱いを受けたりすること。

メディア・リテラシー(Media Literacy)

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(Reproductive Health/ Rights)(性と生殖に関する健康と権利)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、性と生殖に関する健康、生命の安全を女性のライフサイクルを通して、権利として捉えようという概念。

ロールモデル(Role Model)

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルをいう。「女性のチャレンジ支援策について」(平成15年4月男女共同参画会議)では、一人ひとりが具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されている。

ワーク・ライフ・バランス(Work-Life Balance)(仕事と生活の調和)

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であること。

●男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

目次
前文

第1章 総則（第1条1第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条1第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条1第28条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する
ことができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題と
なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現
を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置
付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会
の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが
重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関す
る取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を
制定する。

第1章 総則
(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会
を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社
会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公
共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女
共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本とな
る事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成
を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等
な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる
分野における活動に参画する機会が確保され、
もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文
化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を
担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男
女間の格差を改善するため必要な範囲内において、
男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提
供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的
取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮
する機会が確保されることその他の男女の人権が尊
重されることを旨として、行われなければならない。
(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担
等を反映して、男女の社会における活動の選択に対
して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参
画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあること
にかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会
における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限
り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における
政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に
共同して参画する機会が確保されることを旨として、
行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家
族の介護その他の家庭生活における活動について家
族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活
動以外の活動を行うことができるようにすることを
旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会に
おける取組と密接な関係を有していることにかんが
み、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行
われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同
参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」
という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促
進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）
を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共
同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施
策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応
じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社
会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男
女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければ
ならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関
する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の
措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総

理大臣が指定する者
(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)
第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。
(資料提出の要求等)
第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(政令への委任)
第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄
(施行期日)
第1条 この法律は、公布の日から施行する。
(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：平成26年法律第28号

目次

前文

第1章総則（第1条・第2条）

第1章の2基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章配偶者暴力相談支援センター等（第3条第1第5条）

第3章被害者の保護（第6条第1第9条の2）

第4章保護命令（第10条第1第22条）

第5章雑則（第23条第1第28条）

第5章の2補則（第28条の2）

第6章罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向
けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも
含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救
済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者
からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的
自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加える
ことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げと
なっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実
現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者
を保護するための施策を講ずることが必要である。この
ことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国
際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、
自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの
暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制
定する。

第1章 総則

(定義)

- 第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配
偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃
であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下
同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言
動（以下この項及び第28条の2において「身体に対す
る暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に
対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はそ
の婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者で
あった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含
むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力
を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしてい
ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、
「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関
係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の
事情に入ることを含むものとする。
- (国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止
するとともに、被害者の自立を支援することを含め、そ
の適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及
び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において
「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及
び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以
下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方
針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第
1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本
計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する
基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための
施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の
ための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよう
とするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し
なければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したと
きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府
県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条
において「都道府県基本計画」という。）を定めなければ
ならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定め
るものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する
基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための
施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の
ための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即
し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村に
おける配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた
めの施策の実施に関する基本的な計画（以下この条にお
いて「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めな
なければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村
基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これ
を公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基
本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言
その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- (婦人相談員による相談等)
- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
- (婦人保護施設における保護)
- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定

その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

- 第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

- 第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

- 第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

- 第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

- 第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

- 第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

- 第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生

命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと
 - (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- (1) 面会を要求すること。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に

置くこと。

- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- （迅速な裁判）
- 第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
- （保護命令事件の審理の方法）
- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
- （保護命令の申立てについての決定等）
- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
- （即時抗告）
- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
- （保護命令の取消し）
- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重すると

もに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第2

8条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄 （施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。
（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害

者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成16年6月2日法律第64号） （施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものとの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号） 抄 （施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成25年7月3日法律第72号） 抄 （施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年法律第64号)

最終改正：平成29年3月31日公布（平成29年法律第14号）

目次

第1章	総則（第1条—第4条）
第2章	基本方針等（第5条・第6条）
第3章	事業主行動計画等
第1節	事業主行動計画策定指針（第7条）
第2節	一般事業主行動計画（第8条—第14条）
第3節	特定事業主行動計画（第15条）
第4節	女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）
第4章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）
第5章	雑則（第26条—第28条）
第6章	罰則（第29条—第34条）
付則	

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職

業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍

の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間

- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で

あつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの

(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の2第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該

募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の

受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

- 第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

- 第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

- 第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

- 第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

- 第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

- 第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

- 第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

- 第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反した者

- 第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

- 第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

- 第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

- 第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成29年3月31日法律第14号） 抄（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

2・3 略

（4）第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

●和泉市男女共同参画推進条例

(平成19年7月11日条例第23号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、「女子に対するあらゆる形態の差別
の撤廃に関する条約」を基本にした国際社会の動きと連
動して、男女平等の実現に向けて様々な取組が着実に進
められ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会
を決定する最重要課題と位置付け、総合的かつ計画的に
推進するため、「男女共同参画社会基本法」が制定され
た。

和泉市においては、「男女平等社会を目指す新しい文
化の創造」を基本理念に掲げ男女共同参画行動計画を策
定し、様々な施策を推進してきたが、社会のあらゆる分
野において性別による固定的役割分担や社会慣行は依
然として根強く残っており、仕事と家庭の両立、女性に
対する暴力の防止など男女共同参画社会の実現のため
に解決すべき多くの課題が残されている。

また、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化に対応
し、豊かで活力があり安心して暮らすことができる社会
を実現するために、男女平等を基本として、男女が互い
の個性や長所を認めつつ責任も分かち合い、性別にか
わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同
参画社会の実現が重要となっている。

ここに、和泉市は、男女共同参画の推進を主要な政策
として位置付け、男女共同参画社会の実現を目指すた
めに、市、市民及び事業者が一体となって男女共同参
画のまちづくりに積極的に取り組むことを決意し、この
条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女共同参画社会の
形成に関する基本理念を定め、市、市民（本市の区域
内に通勤し、又は通学する者を含む。以下同じ。）、
事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、
男女共同参画施策の推進に関する基本的な事項を定め
ることにより、男女共同参画の推進を総合的かつ計画
的に行い、もって男女共同参画社会の実現に寄与する
ことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員とし
て、自らの意思によって社会のあらゆる分野におけ
る活動に参画する機会が確保され、もって男女が均
等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受
することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野にお
ける活動に参画する機会の男女間の格差を改善す
るために、必要な範囲内において、男女のいずれか
一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供す
ることをいう。
- (3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の
届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情
にある者を含む。以下この号において同じ。）又は
配偶者であった者その他これに準ずる親しい関係
にある者からの身体に対する暴力又はこれに準ず

る心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

- (4) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校、地域
等の社会的関係において、相手の意に反した性的な
言動をすることによりその者の生活環境等を害し、
又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不
利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念と
して推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男
女が直接的又は間接的に性別による差別的取扱いを
受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機
会が確保されることその他の男女の人権が尊重され
ること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定
的な役割分担等を反映して、男女の社会における活
動の選択に対して中立でない影響を及ぼさないよう配
慮されること。
- (3) 市における政策又は事業者その他民間の団体
における方針の立案及び決定に、男女が共同して参
画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援
の下に、共に家事、育児、介護等の家庭生活におけ
る活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域
その他の社会生活における活動に参画し、両立でき
るよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画についての取組は、国際社会にお
ける取組と密接な関係を有しているため、国際的動
向に留意し、協調して行うように考慮すること。
- (6) 男女が互いに身体的な特徴についての理解を深
め、健康の保持を図り、妊娠、出産等に関する事項
について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわ
たり健康な生活を営むことができるように配慮され
ること。
- (7) 性同一性障害者等の人権について配慮されるこ
と。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」
という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施
策（積極的格差是正措置を含む。以下「男女共同参
画施策」という。）を総合的に策定し、実施する責務
を有する。

2 市は、男女共同参画を推進するため、あらゆる施策
の策定と実施において、男女共同参画社会の実現に配
慮しなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地
方公共団体と連携し、市民及び事業者と協力して取
組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分
野において積極的に男女共同参画の推進に努めると
ともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよ
う努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行う

に当たり、積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動等とを両立することができる環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 学校教育及び社会教育にかかわる者は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進を図るための教育を行うよう努めるものとする。

(積極的格差是正措置)

第8条 市は、男女共同参画の推進のため、市民及び事業者と協力して積極的格差是正措置を講じ、男女共同参画社会の実現に努めるものとする。

(市民等との協働及び活動の推進)

第9条 市は、男女共同参画を推進する活動を促進するため、市民及び事業者との協働を図るとともに、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第10条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

2 すべての人は、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

3 すべての人は、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第11条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担を助長する表現、異性に対する暴力的行為を助長する表現その他人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画行動計画)

第12条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画行動計画を定めなければならない。

2 市長は、男女共同参画行動計画を策定するに当たり、和泉市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるようにしなければならない。

3 市長は、男女共同参画行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画行動計画の変更について準用する。

5 市長は、毎年度、男女共同参画行動計画の実施状況等を公表しなければならない。

(広報啓発活動)

第13条 市は、市民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報及び啓発活動を行うものとする。

(調査研究)

第14条 市は、男女共同参画施策を策定し、及び実施するために、必要な調査研究を行い、結果を公表する。
(苦情等の申出)

第15条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情がある場合は、市長に申出をすることができる。

2 市長は、前項の苦情の申出に対し、男女共同参画社会の実現に資するように適切に対応し、処理するものとする。

3 市長は、第1項の苦情を処理するに当たり必要があると認めるときは、和泉市男女共同参画審議会の意見を聴くことができるものとする。

4 市民は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合は、市長に対し相談の申出をすることができる。この場合において、市長は、当該相談の申出に対し関係機関と連携し、適切な対応に努めるものとする。

(男女共同参画審議会)

第16条 本市に和泉市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画行動計画に関し、第12条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

(2) 前条第1項の苦情の申出について、同条第3項の規定による市長の求めに応じ意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 審議会の委員は、学識経験者、市民その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

5 審議会の委員の男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

6 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年8月1日から施行する。ただし、第15条及び第16条の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際に現に策定されている男女共同参画社会の推進に関する計画であって、男女共同参画行動計画に相当するものは、第12条(第4項及び第5項を除く。)の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

●和泉市男女共同参画審議会規則

平成19年 8 月 5 日

規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市男女共同参画推進条例（平成19年和泉市条例第23号）に定めるもののほか、和泉市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会に、その円滑な運営を図るため部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選

により定める。

4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告する。

(関係者の出席等)

第5条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、男女共同参画担当部署において行う。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

●和泉市男女共同参画施策推進本部設置要綱

(目 的)

第1条 和泉市男女共同参画推進条例に基づき、本市における男女共同参画に関する施策を総合的に企画調整し推進するため、和泉市男女共同参画施策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 和泉市の男女共同参画関係施策の推進のための計画及び実施に関すること。
- (2) 計画の策定及び実施における関係部局間の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第3条 推進本部は本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充てる。
- 3 副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、各部長（参与を含む。）、消防長、議会事務局長及び行政委員会総合事務局長とする。

(本部長)

第4条 本部長は推進本部の事務を総理する。

- 2 本部長に支障があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 推進本部会議は、必要に応じ本部長が召集し本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じ関係課長に対し、資料の提出、説明等を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事長は、総務部人権・男女参画室長をもって充てる。
- 3 幹事会は、男女共同参画施策の実務的事項を協議する。
- 4 幹事は、前項の規定による協議のために必要な全ての室・課等の長及び本部長が指名する者をもって充てる。
- 5 幹事会は、部会を設けることができる。

(男女共同参画施策推進員)

第7条 推進本部に、男女共同参画施策推進員（以下「推進員」という。）を置く。

- 2 推進員は、原則、施策を円滑に推進するために必要な全ての室・課等の課長補佐級の者をもって充てる。
- 3 推進員は、男女共同参画担当課長が招集し主宰する。

(庶 務)

第8条 推進本部の庶務は、総務部人権・男女参画室が行う。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等について必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年8月12日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年12月16日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月8日)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成26年8月22日)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成27年6月22日)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成28年10月31日)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成29年10月13日)

この訓令は、令達の日から施行する。

●和泉市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略、50 音順)

	氏 名	所属団体・役職等
	大平 弘子	和泉市男女共同参画市民実行委員会
	小林 厚子	元岸和田市立女性センター館長
	佐藤 登志み	元大阪府守口保健所企画調整課企画補佐
	佐藤 正浩	社会福祉協議会会長
	鈴木 和子	市民公募委員
	染道 光代	市民公募委員
副会長	松田 聡子	桃山学院大学法学部教授
	宮本 英昭	町会連合会会長
	森 尚樹	人権協会会長
会 長	山下 良策	弁護士

●第3期和泉市男女共同参画行動計画改定版及び 和泉市配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本 計画（DV防止基本計画）改定版策定経過

令和元年 5 月 10 日～ 5 月 24 日	令和元年度 第1回和泉市男女共同参画施策推進本部 「第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）及び和泉市配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）」の中間見直しに伴う各課等の事業の確認
令和元年 6 月 17 日	第2回定例会総務安全委員会協議会報告 ●「第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）及び和泉市配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）」中間見直しの趣旨及びスケジュール
令和元年 7 月 4 日	令和元年度 第1回和泉市男女共同参画審議会 ●諮問 ●第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）及び和泉市配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）推進状況調査報告 ●第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）及び和泉市配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）事業予定 ●「第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）及び和泉市配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）」中間見直しの趣旨及びスケジュール
令和元年 7 月 17 日～ 7 月 29 日	「第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）」における各課等の活動指標の確認
令和元年 9 月 5 日	第2回和泉市男女共同参画審議会 ●「第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）及び和泉市配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）」中間見直し（案）の検討
令和元年 10 月 31 日	第3回和泉市男女共同参画審議会開催 ●「第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）及び和泉市配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）」中間見直し素案の検討
令和元年 11 月 5 日	第2回和泉市男女共同参画施策推進本部 ●第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）及び和泉市配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）推進状況調査報告 ●「第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）及び和泉市配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）」中間見直し素案について

令和元年 11 月 28 日	第 4 回和泉市男女共同参画審議会開催 ●「第 3 期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）及び和泉市配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）」中間見直し素案の検討 ●市長へ答申
令和元年 12 月 4 日	第 4 回定例会総務安全委員会協議会報告 ●「第 3 期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）及び和泉市配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）」中間見直し素案について
令和元年 12 月 19 日～ 令和 2 年 1 月 17 日	パブリックコメント実施
令和 2 年 1 月 30 日	和泉市男女共同参画施策推進本部・幹事会 ●「第 3 期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）及び和泉市配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）」中間見直し最終案の検討
令和 2 年 3 月	第 3 期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）（改定）及び和泉市配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）（改定） 策定

●男女共同参画関係年表

年	世界	日本	和泉市
昭和 50 (1975)	・国際婦人年 (1972 年国連総会で宣言) ・国際婦人年世界会議 (第 1 回メキシコシティ)「世界行動計画」採択 ・第 30 回国連総会 1976～1985 年を「国連婦人の 10 年」と決定	・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 (本部長内閣総理大臣) ・「婦人問題企画推進会議」設置 (内閣総理大臣の私的諮問機関)	
昭和 51 (1976)		・育児休業法施行 (教員・保育士・看護師等対象)	
昭和 52 (1977)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開設	
昭和 54 (1979)	・国連総会「女子差別撤廃条約」採択		
昭和 55 (1980)	・「国連婦人の 10 年」中間年世界会議 (第 2 回コペンハーゲン) ・「国連婦人の 10 年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名	
昭和 56 (1981)	・ILO 第 67 回総会「家族的責任を有する労働者の機会均等待遇に関する条約 (ILO156 号条約)」採択 ・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」策定	
昭和 57 (1982)	・「女子差別撤廃委員会」(CEDAW) 設置		
昭和 60 (1985)	・「国連婦人の 10 年」最終年世界会議 (第 3 回ナイロビ)「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法」・「戸籍法」改正 (父系優先主義から父母両系主義へ) ・「男女雇用機会均等法」成立 (S61 年施行) ・「女子差別撤廃条約」批准	
昭和 62 (1987)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
平成元 (1989)	・「児童の権利に関する条約」採択 ・国連で 1994 年を国際家族年とすることを採択	・「パートタイム労働指針」制定 ・学習指導要領の改訂 (高等学校家庭科の男女必修)	・教育委員会社会教育課に「婦人対策係」設置
平成 2 (1990)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択		・「女性問題に関する市民アンケート調査」実施
平成 3 (1991)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第 1 次改定 ・「育児休業法」成立 (H4 年施行)	
平成 4 (1992)	・第 36 回国連婦人の地位委員会 (ウィーン) 1995 年北京での世界会議を決定 ・環境と開発に関する国連会議 (リオデジャネイロ)「アジェンダ 21」採択	・婦人問題担当大臣の設置	・企画調整部に「女性政策課」設置 ・「女性施策推進本部」設置 ・「女性施策推進会議」設置
平成 5 (1993)	・第 48 回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 ・国連世界人権会議 (ウィーン)「ウィーン宣言及び行動計画」採択 (「女性の権利は人権」と明記される)	・「パートタイム労働法」成立施行	・「男女平等に関するアンケート調査」実施

年	世界	日本	和泉市
平成 6 (1994)	・第 81 回 I L O 総会「パートタイムに関する条約及び勧告 (ILO175 号条約)」採択 ・「国際人口・開発会議」(カイロ) (リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念が盛り込まれる) ・第 49 回国連総会 1995～2004 年を「人権教育のための国連 10 年」と決定	・総理府に「男女共同参画室」、内閣に「男女共同参画審議会」設置 ・「男女共同参画推進本部」設置	・「和泉市における女性政策推進のための提言」(女性施策推進会議)
平成 7 (1995)	・第 4 回世界女性会議(北京) 採択「北京宣言及び行動綱領」採	・「育児・介護休業法」成立・施行(一部 H11 年施行) ・「家族的責任を有する労働者条約 (ILO156 号)」を批准	・「和泉市女性行動計画(オアシスプラン) 策定
平成 8 (1996)	・第 83 回 I L O 総会「家内労働に関する条約及び勧告」採択	・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク) 発足	
平成 9 (1997)		・「男女雇用機会均等法」改正(H11 年全面施行) ・「介護保険法」成立(H12 年施行) ・総理府に「男女共同参画審議会」設置	・「女性職員の意識・実態調査の分析」報告(女性政策推進のための職員研究部会) ・「小・中学校における男女平等意識・実態調査」実施
平成 11 (1999)	・国連総会「女性差別撤廃条約選択議定書」採択 ・国連総会「女性に対する暴力撤廃国際日(11 月 25 日)」を制定	・「男女共同参画社会基本法」成立・施行 ・「児童買春・児童ポルノ禁止法」成立・施行	
平成 12 (2000)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 ・「女性差別撤廃条約選択議定書」発効	・「児童虐待防止法」成立・施行 ・「ストーカー規制法」成立・施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	
平成 13 (2001)		・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法) 施行 ・第 1 回男女共同参画週間 ・閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 ・男女共同参画推進本部決定「女性に対する暴力をなくす運動について」	・「和泉市女性行動計画推進のための中間考察」作成
平成 14 (2002)		・「少子化対策プラスワン」決定	・「女性政策課」→「男女共同参画課」に改称
平成 15 (2003)	・女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議(第 4 回・5 回)	・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・男女共同参画社会の将来像検討会開催 ・女子差別撤廃委員会から第 4 回・5 回の報告に対するコメントを受ける	・「男女共同参画センター」開設 ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施

年	世界	日本	和泉市
平成 16 (2004)		・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・男女共同参画会議「男女共同参画基本計画」に関する諮問 ・「配偶者暴力防止法」改正 ・「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定	・「和泉市の男女共同参画社会の実現に向けた提言」(男女共同参画施策推進会議)
平成 17 (2005)	・第 49 回国連婦人の地位委員会(「北京+10」) 閣僚級会合(ニューヨーク)	・男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 ・「男女共同参画基本計画(第 2 次)の策定 ・女性の再チャレンジ支援策検討会議「女性の再チャレンジ支援プラン」決定 ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)成立	・「第 2 期和泉市男女共同参画行動計画(オアシスプラン)」策定 ・「和泉市配偶者からの暴力対策連絡会議」設置
平成 18 (2006)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催(東京)	・「男女雇用機会均等法」改正 ・男女共同参画推進本部「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」決定	
平成 19 (2007)	・第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催(インド)	・「配偶者暴力防止法」改正 ・男女共同参画会議「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標(「2020 年 30%」の目標)のフォローアップについての意見」決定 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「和泉市男女共同参画推進条例に盛り込むべき事項について(提言)」(男女共同参画施策推進会議) ・「和泉市男女共同参画推進条例」制定 ・苦情処理制度の開始
平成 20 (2008)	・女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出	・男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改定 ・「DV全国会議」の開催	・和泉市男女共同参画審議会の設置
平成 21 (2009)	・第 3 回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催(韓国) ・女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審査、勧告	・男女共同参画会議「男女共同参画に関する施策の基本的な方向について」諮問 ・「育児・介護休業法」改正	・和泉市男女共同参画審議会「第 2 期和泉市男女共同参画行動計画の改定に関する基本的な考え方について」諮問
平成 22 (2010)	・第 54 回国連婦人の地位委員会(「北京+15」) 閣僚級会合(ニューヨーク)	・男女共同参画会議「第 3 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申	・和泉市男女共同参画審議会「第 2 期和泉市男女共同参画行動計画の改定に関する基本的な考え方について」答申・行動計画改定
平成 23 (2011)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」正式発足		
平成 24 (2012)	・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	
平成 25 (2013)		・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ・「配偶者からの暴力の防止及び	・和泉市男女共同参画審議会「第 3 期和泉市男女共同参画行動計画(オアシス

年	世界	日本	和泉市
		被害者の保護等に関する法律」改正（平成26年施行）	プラン）の策定に関する基本的な考え方について」諮問 ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成 26 (2014)	・ 第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・ 「パートタイム労働法」改正 ・ 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」開催（以降、毎年開催）	・和泉市男女共同参画審議会「第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）等の策定について」答申
平成 27 (2015)	・ 国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会）（ニューヨーク） ・ 第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 ・ 国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」採択	・ 「女性活躍加速のための重点方針2015」策定（以降、毎年策定） ・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、一部施行 ・ 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・ 第2回国際女性会議 WAW！（東京）	・ 「第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）」策定 ・ 「和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）」策定
平成 28 (2016)	・ G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意	・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行 ・ 第3回国際女性会議 WAW！（東京）	
平成 29 (2017)		・ 「改正ストーカー規制法」施行 ・ 「改正男女雇用機会均等法」施行 ・ 「改正育児・介護休業法」施行 ・ 「改正刑法」施行 ・ 第4回国際女性会議 WAW！（東京）	
平成 30 (2018)		・ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 ・ 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定	
令和元 (2019)	・ W20日本開催（第5回WAW！と同時開催）	・ 第5回国際女性会議 WAW！（東京） ・ 「改正女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行	・和泉市男女共同参画審議会「第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）及び「和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）」の中間見直しについて諮問 ・ 同答申
令和 2 (2020)			・和泉市男女共同参画審議会「第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）」（改定）及び「和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）」（改定）策定